

平成 2 7 年 6 月 1 0 日 (水)

(第 1 日目)

平成27年第3回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

平成27年第3回荅北町議会定例会は、平成27年6月10日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭 書 記 野 田 寛 子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益 田 大 介	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長兼 農委事務局長	野 田 尚 之	企画政策課長	荒 木 広 之
福祉保健課長	田 尻 伸 治	健康増進室長	山 崎 敬 一
水道環境課長	小 林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大 田 勝 彦
教 育 課 長	汐 崎 正 喜	商工観光課長	立 山 清 剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成27年第3回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、倉田明君、6番、石田みどり君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月11日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告について。

それでは、私の方から諸般の報告を申し上げます。

まず、4月4日、天草郡市戦没者追悼式典がございました。それに出席させていただいて、議長代表として追悼の言葉を述べる機会を与えていただきました。戦後70年の節目を迎えました今年の追悼式典、私にとりましても大変意義深いものがございました。

それから、4月16日、苓北町でも追悼式典が開催されました。

そして、4月25日、長崎市で開催されました長崎苓北会に倉田議員、松本議員、高戸議員と共に出席し、交流を深めてまいりました。

5月7日、韓国の朴総領事と歩く九州オルレ「天草・苓北コース」に錦戸副議長、田嶋議員、石田議員と共に参加をいたしました。

それから、5月22日、市町村自治会館で開催されました県町村議長会主催の理事会

及び議長研修会に出席をいたしました。理事会では、平成27年度事業計画や臨時総会について協議を行いました。研修会では、NHK解説副委員長、城本勝氏による「地方議会の課題と活性化」と題する講演がありました。大変有意義なものでありました。

それから、5月25日、天草広域連合事務所で開催されました天草広域連合議会の議会運営委員会、並びに全員協議会に出席をいたしました。

5月26日から27日にかけて、東京の中野サンプラザホールで開催された全国町村議長会主催の議長・副議長研修会に、錦戸副議長と共に出席をいたしました。

26日は、帝京大学、内貴滋教授による「分権時代における地方議会の役割」と題した基調講演がありました。続いて「これからの町村議会を考える」をテーマにシンポジウムがありました。

27日は、「日本の健康の鍵は“農山・漁村”が握る」という演題で、関西大学、白石真澄教授による講演、続いて、読売新聞東京本社編集委員、青山彰久氏による「地方創生と政治・経済の展望」と題した講演がありました。

6月2日、市町村自治会館で開催されました県町村議長会臨時総会に出席しました。役員改選が行われ、玉名郡議長会の松尾純久玉東町議会議長が会長に再任されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、6月21日、日曜日に大阪リバーサイドホテルにおきまして、関西ふるさと苓北会総会が開催されます。苓北町からは、私と議長及び議員の皆さま方をはじめ、交流推進委員、事務局合わせて総勢7名が出席の予定でございます。

次に、平成27年度苓北さわやかクリーン作戦を7月12日、日曜日午前7時から実施いたします。なお、当日、悪天候の場合は中止とし、延期はいたしません。中止のときは防災無線にてお知らせいたします。又、これまでクリーン作戦時に行っていました家庭用粗大ごみの回収につきましては、今年度から同時には行わず、9月に実施することにいたしております。

次に、津波等の避難訓練の実施についてのお知らせでございます。

7月12日のクリーン作戦終了後の午前10時から、各区にお願いをいたしまして、例年と同様に津波等の訓練を実施いたします。これまでの避難訓練では、約1,800人の方々に参加をいただいております。なお、今年度は山間部の土砂災害を想定した訓

練も併せて実施する予定にしておりますので、ご協力をお願いを申し上げます。

次に、苓北じゃっと祭を8月1日土曜日、2日日曜日に開催いたします。1日目は花火大会やステージイベントなどを、2日目はペーロン大会を開催いたしますので、議員皆さま方におかれましては、ぜひ応援のほどをお願い申し上げます。

最後に、苓北町青少年国際交流研修派遣事業を、今年度は7月29日から8月10日までの13日間、オーストラリア・マジー市へ、中学生8名、引率2名の計10名を派遣する予定でございます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（山本政人君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 日程第5、これより一般質問を通告順に行います。通告1番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 6番議員の石田みどりでございます。本日は、3つの件について質問をさせていただきます。

まず初めに、国保の広域化について町長の見解をお伺いいたします。

国は、26日に医療保険制度改正法案を自民公明両党の賛成多数で強行可決をしました。現在、市町村が国保の実施主体なので、独自に保険税率を決めておりますが、平成30年から国保の財政運営を都道府県単位で行うこととなります。そのことにより、今でも高すぎる国保料が更に高くなり、負担増を招くことになるのではないのでしょうか。都道府県が医療費の水準や保険の収納状況などを元に、市町村の保険税を算出し、それに従って市町村が保険税を算出します。

町長がいつも、苓北町は医療費は県下でも高い方だけど、保険税は低い方だと言っておられます。医療費の高い苓北町は、算出基準で計算をすると今の国保税と比較して大幅に上昇することになるのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

2つ目です。地域の活性化、町並み整備についてお尋ねをいたします。

富岡城やその周辺整備のハード面は着々と進んでおりますが、町の中に目を向けますと、空き家が多く、歯が抜けたように空き地が目立っています。ハード面だけでなく、町並み整備など観光面とも併せて、ソフト面についても町長としてお考えをお持ちだと思いますので、町長のお考えをお聞かせください。

3つ目でございます。買物弱者への対策は町としてあるのでしょうか。

高齢者人口の増加と共に老人だけの世帯や、老人の独居世帯が多くなってきています。今、老人だけの世帯、独居世帯はどれぐらいありますか。今、その中で買物弱者は何人くらいおられるのかわかりますか。

全国で買物弱者は380万人だといわれております。買物へ行きたくても足がない。年々足腰が弱くなり、町のバスの発着所までも行けない人がいらっしゃいます。買物弱者について、町は何か考えておられますでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、私、石田みどりの質問を終わらせていただきます。町長、解答よろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、国民健康保険が都道府県単位に集約されるということになっております。その中で、苓北町の医療費が高いので、その反映が保険税にされるのではないかとというようなご心配でございます。国民健康保険税法等の一部を改正する法律が施行され、平成30年度から国保の財政運営の責任主体が都道府県に移行することになりました。苓北町の医療費と保険税の状況は、1人当たりの医療費は県下46市町村中高い方から11番目で、保険税は安い方から6番目となっております。

議員が心配されています医療費が算出基盤基準となると、保険税が大幅に上がるのではないかとということでございますが、県の担当者にお尋ねしたところ、市町村ごとの納付金や標準保険料率につきましては、平成29年度の中旬を目途に作業を進めているところなので、現在のところ、率や金額についてはまだはっきりしたことは言えないということですが、保険税の決定権は各市町村にあるというのは、これは決まっておりますので、その中でいろんな要件はございますが、財政調整基金を活用しながら保険税の上昇を抑えていきたいと考えているところでございます。

又、国は平成27年度から保険者支援制度を拡充するため、1,700億円の国費を投入し、更に平成29年度からは、毎年3,400億円を投入することになっておりますので、保険税が大幅に上昇することはないと考えられます。

苓北町の医療費は、ここ3年間は減少傾向にありますので、今後も引き続き、特定健診、保健指導などの実施により医療費の縮減に努めてまいります。

又、保険税の25年度の収納率につきましては、県下で1番ということでございます。今後も収納率の維持向上に努め、できるだけ保険税が上がらない努力をしております。

どうしてこういうことを申し上げるかと言いますと、例えば熊本市あたりは、毎年20億円近くの収納ができておりません。結局、そういう大都市間の中で収納率が悪いということが、我々は一番、心配の元でございますので、県下統一される場合には、その辺のところの収納率の向上について注文をしているところでございます。

次に、地域の活性化について。

町では、志岐城から富岡城までの歴史的遺産である文化財や歴史的史跡の復元と、観

光交流施設等を一体的に整備することで、歴史を生かした町づくりを進めると共に、地域の活性化を図るため、平成17年度から都市再生整備計画事業を活用し、地域の特性を生かした町づくりを行っているところでございます。

特に、富岡城周辺一帯は、富岡景観形成地区と位置付けられていることもあり、景観形成の事業を進めてまいりました。百間土手につきましては、電柱類を移設することができ、石垣の整備と併せて素晴らしい景観をよみがえらせることができました。

今後は、ソフト面の活動として、町並み整備にふさわしいようなことができればと考えております。例えば、ボランティアガイドの方々等の活動等を通じて、町内外の方々に荅北町の歴史を再認識していただけるような仕組みであるとか、お城の中でガイドさんや一般の方々にご協力をいただき、例えば、タイムスリップして武士の姿になっていたとか、そういう形でお迎えをしたりすることができないか、具体的な検討を指示しているところでございます。

現在、そんな中で空き家があると。その空き家が点々と空き地になっているというところでございます。空き家の観点からだけ見ますと、家を解体して空き地にする、していただく方がその辺のところは、地域の安全上、安心なわけでございますが、しかし、空き家が増えるということは、非常に寂しいことでもございます。空き家を活用して移住・定住を促進するための準備を行っているところでもございます。

併せまして、九州オルレ・荅北コース認定や、長崎から崎津集落への最短コースとなることから、新たに開館する歴史資料館の活用や観光ボランティアガイドによるまち歩きの実施なども含めて、交流人口の拡大と観光振興を図りつつ、地域の活性化を進め、そのためにはお土産屋さんなどの店舗の誘導も図っていきたいと考えているところでございます。

今後は、富岡港を降りられた後の移動手段をどう具体化していくかということが、大きな課題になっております。現在、研究を行っているところでございますが、レンタカーの利用等も含めて、その車が利用しやすい方法をご提示できるよう進めてまいります。その他、商工観光業者、宿泊業者の皆さん方にもですね、大いにおもてなしサービス精神を発揮をしていただきまして、ある程度まとまった人数の方々には、ご案内をしていただけるような、そういう呼びかけも今もしているところでございます。

次に、買物弱者に対する施策をお伺いになりました。

近隣商店の閉鎖や高齢化などによる外出困難などの理由により、いわゆる買物弱者と呼ばれている方の増加があります。その対策として、荅北町では平成27年度から中小企業振興資金利子補給の対象として、宅配サービス、又は移動販売を目的とする車両を導入するものにつきましては、その追加をしたところでございます。

商工会におかれましても、小規模事業者持続化補助金の募集を受け付け、移動販売車

について公募があった1件について交付決定されたところでございます。

又、家から出かけやすくするということでは、在宅高齢者等移送サービス事業において、タクシー利用に対する補助制度を平成27年度から更に拡充をいたしました。町内巡回バスにつきましても、今年度からコースの見直しなどを行い、より利用しやすくなるよう改変をしたところでございます。今後の利用の促進につきましても、広報に努めてまいります。

又、民間におかれましても、A店では買物をした人を対象に自宅まで送るサービスをされており、B店では、会員の方を対象に送迎をされているとのことでございます。又、幾つかの商店では、電話での注文により、食料品等を自宅まで配達されているところでございます。

以上のようなサービスをしっかりと広報いたしまして、有意義に活用をしていただけるように、我々も頑張ったいと考えているところでございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ありがとうございます。

国保の広域化の問題なんですけれども、町長もおっしゃいましたように、苓北町は収納率も99%でとても良いということでございます。でも、国がいつてるのは、広域化すれば財政基盤が安定するといっています。

町長も言われましたように、県下の市町村を見ても決してそのことは当たらないというふうに思います。

熊本市なんですけれども、町長もおっしゃいましたけれども、熊本市は全県に占める割合は、世帯数、被保険者数、保険料調定額、いずれを取っても38%前後と大きな比重を占めております。この熊本市の保険料の回収率は、県下で最下位、積立金である財政調整基金はゼロ、現年度の収納率は87.2%、未収額は23億5,000万円、滞納繰越金の時効消滅による不納欠損額は16億2,000万円等となっております。これは県からちょっと資料を取り寄せました。

このような不健全な保険者が広域化した国保の中に入ることによって、国がいうように財政基盤が安定するといえるのかは、甚だ疑問でございます。

他にも収納率の低いところは、人吉市、菊池市、荒尾市など保険者規模の大きいところばかりです。これに対して、小規模の町村は比較的安定した財政運営をしてきています。苓北町の国保の収納率はとても良いということでございますが、基金も1億2,400万円ということを知っておりますけれども、これで間違いないでしょうか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 基金につきましては、平成26年度末になりますが、

8,062万9,000円でございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） すいません、ありがとうございます。

熊本県の広域化影響調べで、県の平均では、世帯割保険料が15万9,000円、1人当たり8万9,000円で、苓北町は世帯割でも今よりも3万5,000円、1人当たり1万8,000円のプラス影響が出ると試算されています。苓北町は積立金があるので、それで当分は上がることはないというふうに思います。先程町長もおっしゃいました。

でも、これが少なくなって、本当になくなるという可能性もございます。これまで頑張ってきた保険料の上昇を抑えてきた苓北町や他の市町村に対して、仕打ちとも取られるような結果にならないよう他の自治体とも協力していただいて、県に向けて働きかけをお願いしたいと思います。町長、いかがでございましょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、私は、今、石田議員がご指摘のありましたように、収納率の低い、いわゆる人口の多いところが多いと。そのためにやる改悪だろうということですとずっと反対をしてまいりました。

ところがですね、国と県につきましては、財政的な面ではしっかり県が、国の応援を得てみると。そういうことを明言をしてくれましたので、私はそれを信頼をしていきたいと思っておりますし、当然、収納率の低いところにはですね、県が今よりも厳しく対応してくるのではないかと期待をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） ありがとうございます。

風邪などの軽い病気で受診すると、負担を重くすると諮問も出ているようでございますが、風邪は万病の元でございますして、年を取るとすぐ肺炎になったり、亡くなる人も多いです。受診抑制としか考えられません。

そのため、ぜひ町長も県に対して受診抑制がないようなことで頑張ってもらいたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） それから2つ目でございますが、町並み整備の件でございますけれども、町長は3月議会において、空き家の調査をして空き家活用の中で住宅リフォームの補助も考えると答弁をしていただきました。

今先程も、町長おっしゃいましたように、今、苓北オルレ、れいほく御利益巡り、イルカウォッチングなどもされています。町長が言うておられるように、交流人口は増えつつあるのではないのでしょうか。町長のマニフェストにも述べられておりますが、環境

産業の活性化をするためにも、空き家のリフォームもして、それを利用し、町並みの整備、観光面と併せた町づくりを考えるべきではないでしょうか。

崎津の世界遺産登録の件もあり、富岡城や周辺整備も進んでおりますので、観光客も呼び込めて、その人達が素通りするのではなくて、立ち止まって芥北町に金を落としてくれる、芥北町が少しでも潤い、賑わいのある町になるよう願うものでございます。

港夕市もやっておられ、大変好評だと聞いております。町の特産物や特産品などの販売や体験型の催しなどできるのもその1つだと思います。先程も町長、そういうこともおっしゃいました。

芥北町には1次産業が多く、いろいろな技術を持っている人、特産品を使って加工していらっしゃる人などたくさんおられます。その人達の販路拡大を提供するのも町として必要だと思います。町長のマニフェストにも販売拡大の支援をすると書いてありますが、町長いかがでございますでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 全くご指摘のとおりでございます、そのようなことが1つ1つですね、盛んになっていくように努力をしております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 産業支援拠点のAm a - b i Zも4月5日、本渡にオープンしましたよね。日本で今、3カ所目ですがOK a - B i z、これは愛知県岡崎市にあります。f - B i z、静岡県富士市にあります。Am a - b i Zの力も借りながら、ちょっとこう考えていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そのAm a - b i Zを使う力というのが中身がよくわかりませんので、ちょっと答弁に困っているわけでございますが、できましたら具体的に教えていただければと思います。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） Am a - b i Zというのはですね、天草全ての事業者を応援するというので、Am a - b i Zが起業創業・中小企業支援センターとして、本渡に開店というか、発足オープンされたということでございまして、だから、企業の応援というのもございますので、そういう部分で、先程も町長言われましたように、お土産品の販売とか、そういうことも一緒になって考えていただければいいかなというふうに思いましたので、それを提案をさせていただきました。

町長、集落支援員という制度をご存知でしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そのことについてはよく理解をしておりますが、集落支援と

いうと、我々51行政区があります。その中で、区長さんも副区長さんもいらっしやっ
て、お互いに情報をその区内で取りあって、そこでいろんなことを町に支援の要請をな
さったり、いろいろしていらっしやいますので、まさにそれが住宅支援で、集落支援で
はないかなと私は思っておりますが、何か又、出てきてるんですか。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） すいません。集落支援員というのはですね、2008年に導
入された国の制度で、過疎地域などで集落の状況把握や住民と行政のコーディネーター
役を担うということでございます。2014年度で全国で858人、県内では相良村と
多良木町の2人ですが、相良村は13年に採用いたしまして、5月に2人目を募集いた
しました。多良木町は、支援員の子どもが入学することで、廃校になっていた小学校を
再開したとテレビでも放映されましたので、皆さんご存知の方もいらっしゃるかと思
います。

1人1年間350万円を上限に国から特別交付税措置されます。相良村の支援員がや
っていることは、空き家の調査、観光スポットや文化財の調査、イベントの手伝い、F
a c e b o o kでの情報の発信などと多彩に活動されています。

荅北町でも、ぜひ、この支援制度を活用していただいて、観光面での情報発信など外
へ向けてやってもらうことで、町づくりに役立ててほしいと思うのですが、いかがで
ございましょうか。町長のご意見をお聞かせください。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 只今、石田議員がおっしゃいました集落支援員制度と
か、ふるさと応援隊とか、農水省とか総務省の事業でやっておられる面があります。こ
の点につきましては、今、地方創生の戦略を今年度でまとめていく予定でございますの
で、この中で検討していきたいと思えます。

この制度がうちの町の今の状況に合うのかどうか、そういうところも加味しまして、
検討させていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 観光課の職員さんも頑張っていらっしゃると思えますけど
も、やっぱりこういう人を国からの補助で雇えるので、本当に観光面での情報発信なん
かも外へ向けてやっていただくような手立てをとっていただけたら、もっと町が活性化
するかな。観光面でも、もうちょっとこうね、にぎやかになるんじゃないかなという
ふうに思えますので、その点はよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、3つ目の件でございますけども、買物弱者への車などの補助を行ってい
らっしゃるということでございますけども、山の中の本当に山間地まで網羅されていると
いうことではないように思うんです。ある町では、コンビニが始めた移動販売に町が補

助を出して、老人世帯や独居の人の安否確認も含めてやって、本当に町としても助かってるといふことも聞いております。

だから、町が補助を出すのであれば、そういうことも含めてお願いをして、安否確認、民生委員さんとかね、いらっしゃいますけども、そういう人たちがまだ手が届いていないようなところの安否確認とか、いうこともやっていただけたら有り難いかなといふふうに思います。

先日も、ちょっと男性の一人暮らしの人なんですけども、ちょっと栄養失調で病気も出て、緊急入院をされたということも聞いておりますので、そういうことがないように、町としてもできるだけ安否確認も含めた形でやっていただけたらといふふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で、私、石田の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（山本政人君） 通告2番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 平成27年第3回荅北町議会定例会一般質問。

質問者、通告2番、8番議員、浜口雅英。質問の相手、町長。質問の方式、一問一答。

質問事項1、高齢化社会への対応。質問要旨（1）独居老人などの見守り対策。

全国的に少子高齢化が進み、我が町も65歳以上の高齢化率は36%にも達しています。今後、75歳以上の後期高齢者が人口に占める割合は、急速に増加することが予測されます。このような中で、高齢者の見守りは行政を中心に、区長さん、民生委員さんなど地域の皆さんの温かい思いやりの気持ちの中で対応されております。

ところで、男性の独居老人、女性の独居老人、夫婦での老人世帯は、それぞれ何世帯か把握されておりますか。そして、精神的、肉体的に介護を必要とする世帯の統計があればお知らせください。又、このような世帯が、日常の生活の中で隣り近所とのトラブル、あるいは自分の財産管理に関するトラブルなども想定されますが、特段の問題点はありませんか。

質問事項2、防災対策への対応。

質問要旨（1）富岡から坂瀬川までの東海岸の高潮対策。

町は、高さ12mの津波に対応できるとして、紺屋町、明神山、富岡中央にトイレも何もない単なる高台の一次避難所が竣工しております。更に現在、二次避難箇所として、仮設住宅用地など2カ所の工事が進められております。

平成27年3月発行で町の防災マップが配布されました。これは津波に限らず、洪水、高潮などの災害発生時に住民自らがどう対応していくか、行政からのアドバイスで

あり、万が一の災害発生時の対応のために、多くの町民のみなさんがこのマニュアルを熟知され、被害を最小限に留められんことを期待いたします。

さて、富岡東海岸から志岐海岸は、ふるさと海岸事業として緩傾斜階段護岸とその背面には松の木の植栽が施工され、地域住民の高潮に対する安堵感、安心感、そして松並木による緑の自然景観の確保により、地域住民は元より、観光などによる来訪者にも心落ち着くおもてなしが可能となっております。

ただ、富岡神社下から富岡港までの当該区域の間は高低差のない地形で、当該区域の側溝はその流末処理が不適切で、少しの雨でもあふれて民地に流入し、苦慮しておられます。現地確認の上、自由勾配側溝、あるいはオーダー側溝などでの対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、下水道処理場横から富岡神社下までの区間で、この海岸の管理道が設置され、町道への出入口に土嚢が築かれております。土嚢工法は、応急かつ短期的な手法です。景観も不適切です。今日、自宅にお帰りになるとき、観察してみてください。

これの対策の1つの案として、西海岸富岡漁港海岸のパラペットには縦に溝があり、いざというときにはこれに備え付けの厚板をはめるようになっています。この工法は構造が単純明快で、しかも安価な工事費で対応できます。早急に対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

更に、東海岸の現況を見ると、この富岡、志岐釜の海岸を除いた上津深江海岸から西川内の天草市境までの海岸は、越波、潮風がひどく、通行はもちろん、家の中までこの影響を受けておられます。従いまして、上津深江海岸から西川内の天草市境までの海岸も、富岡、志岐釜海岸の白砂青松のふるさと海岸様式での高潮対策に取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

防災対策に積極的に取り組む苓北町の姿勢を内外に強く示す上からも、又、住民の生命と財産を守る上からも、早急な対応が求められると考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨2、通信線、電力線の確保。

強力な台風の襲来により、災害発生時には山崩れ、強風等により電柱が倒壊し、通信線、電力線の断線も想定されます。

しかし、そこまでの強い台風でなくても、町内の道路支障木の現状は、町道、県道共に、この通信線、電力線に樹木が覆いかぶさっている箇所が大部分です。災害が発生してから、あるいは予報に関する連絡用の通信線、日常生活を維持するため、電力線を確保するために、この道路へ覆いかぶさっている支障木は早急に全線を調査改善し、災害に備えるべきと考えますがいかがでしょうか。

更に、本件は、個人の所有物との関係も出てこようかと考えます。関係法律に基づき適切に処理されるべきです。

質問要旨 3、消火水源の確保。

先般、山間部で発生した民家の全焼火災では、消火水源の確保に苦慮したとのことでした。このことだけが全焼の原因とは言えませんが、消火水源が容易に確保できていれば違った結果が得られたやもしれません。

しかし、町内全域に、そして民家が散在している山間部でこのことを満足させるために防火水槽を新設するには、平地が少ないという地形での設置場所の確保、税収が減少していく中での厳しい財政状況等々の条件をクリアする必要があり、早急な防火水槽の整備は困難な状況だろうと思います。

山間部には、農業用灌漑用水のためのため池が至る所に設置されています。この灌漑用ため池の設置場所、規模、現状を全町的に調査し、これを防火用水源としての活用を検討したらどうでしょうか。ため池の底に溜まっているであろう土砂の取り除きや、周辺の樹木伐採など適切な管理の実施により、このため池による災害も防ぐことができます。

質問要旨 4、空き家対策特別措置法の取り組み。

空き家対策特別措置法が2月の一部施行に続き、5月26日全面施行されました。

この法律は、治安防災上、問題のある空き家の所有者に撤去などの勧告命令ができると規定されたものです。しかし、このことへの施行には、法律の後ろ盾はできたとしても、仮に撤去した場合の費用の回収ができないときなどの保証は明記されておりません。

特に苓北町のように過疎化が進む自治体では、この法律が本当に空き家対策につながるのか疑問に感じます。

本町でも空き家調査をされ、この空き家の利活用等も検討されていることと推測します。しかし、空き家の利活用には所有者の思いが深くかかわり、所有者以外のその運用には大変苦慮されていることと存じます。調査の結果、本町における空き家の状況はどのような姿が見えましたか。また、今後どのような具体的な取り組みをされますか。

そして、今回の特措法が全面施行されたことによる本町の今後の空き家対策に変更はありますか、お尋ねします。以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、高齢化社会への対応についてでございます。

高齢者の見守りに関しましては、特に支援の必要な高齢者の世帯につきまして、地域包括支援センターの看護師が週1回のペースから年1回まで、相手の状況から判断をいたしまして巡回し、様々な相談に応じたり、福祉サービスの説明などを行っているところでございます。

65歳以上の独居高齢者世帯数につきましては、平成27年4月末現在におきましては、男性が170人、女性が507人、合計で677人となっております。この世帯数には施設入所者が含まれておりますので、住宅での独居高齢者の数は100世帯ほど少ないかと思われます。又、65歳以上で2人暮らし世帯数は399世帯となっております。

次に、精神的、肉体的に介護を必要な世帯数ということでの統計はありませんが、参考までに4月末現在の要支援、要介護認定者数が483人。要介護認定を受けておらず、地域包括支援センターが訪問をしている世帯が、独居高齢者で336世帯、70歳以上の高齢者のみの世帯で169世帯となっております。

高齢者の中には、認知症にかかっておられる、あるいはかかっておられても自覚がない方がいらっしゃいます。このような方は、ご心配されるように、隣近所とのトラブルが生じるケースが時々ございます。このような場合、地域包括支援センターを中心に民生委員の方にもご協力をいただきながら、相手に合わせた対応や支援を行っているところでございます。

今後、介護保険制度の改正により、これまで以上に支援の必要な方が地域で生活されるケースが考えられます。国といたしましても、地域包括ケアシステムの構築を市町村に義務付けられているところでございますが、苓北町におきましても、今年度からその体制づくりを始めているところでございます。

次に、災害対策でございます。

富岡から坂瀬川までの東海岸の高潮対策についてのご質問にお答えします。

まず、お尋ねがございました富岡東海岸の富岡神社から富岡港までの区間の排水対策の件についてでございます。

ご指摘のように、当該地域は高低差のない地形でございますが、護岸を整備しました際に、松林の道路側に、既存の道路と並行に幅70cm、高さ1.4mのボックスカルバートの排水溝が整備されております。民家側の道路側溝とも20カ所程度で暗渠によりつながっておりますので、そこから排水処理ができているものと認識をしておりました。しかし、ご指摘のように、雨水があふれて民地に流入している状況がございますと、梅雨入りもいたしておりますのでご心配されると思います。現状を確認した上で、早めに対応を検討したいと考えております。

次に、下水道処理施設から富岡神社下までの区間におきまして、管理道路の出入口に土嚢が築かれております。土嚢は仮設のもので景観も悪いので、厚い板を設置すべきとのご指摘でございますが、この区間の各出入口のコンクリートには、厚い板を取り付ける溝がない場所がほとんどでございます。富岡港の港湾区域でございますので、管理者は熊本県でございますが、台風6号の接近に伴いまして、管理者の県が業者に依頼をし

た上で越波対策のために土嚢を積んだものということが実情でございます。確かに景観はよろしくないと考えますが、コンクリートに溝を設け、厚い板を設置する場合には経費も時間もかかると思われまます。今回、台風対応ということで、やむを得なかったと判断をしておりますが、やはりそこは、熊本県におかれて根本的な対応をしていただくべく、町からも要望を強くしたいと考えております。

次に、上津深江海岸から坂瀬川の西川内に至る海岸につきましての件でございます。

この区間は、県管理の建設海岸と町管理の上津深江港の港湾区域、坂瀬川漁港及び西川内漁港の漁港区域が混在しております。強風時の越波や潮風によりまして、通行等にも支障がありますことは承知をいたしております。

そこで、議員から上津深江から西川内の天草市境までの海岸線を、富岡東海岸・志岐浜之町海岸のように、緩傾斜階段式護岸で高潮対策に取り組むべきとのご提案でございました。海岸線を整備するとなると、県管理の960mを除いて殆どが町の管理区域でございます。ということは、町の持ち出しが相当莫大なものになるわけでございますので、現時点での事業化は大変難しいと判断をしております。

また一方、これは国道への越波状況の写真を提示して、幾度となく県に対して国道背後の消波工のかさ上げ等を要望してまいりました。しかし、熊本県におかれましては、パラペットの高さが基準のプラス6.3mをクリアしており、護岸は整備済みとの認識を持っておられるため、このことへの対応ができていないのが現状でございます。しかし、この高潮対策の件につきましては、非常に命にかかわる重要なことでございます。特に、運転中に高潮がまいりますと運転を誤ったり、そして誤った結果、今度は反対側から来た車に衝突するというような惨事が起こりかねないわけでございますので、この件につきましては、町管理とか県管理ということじゃなくて、国道の管理をするという中で、改めて県にも国にもお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、坂瀬川の小路漁港につきましては、町管理漁港でございますので、この区域の越波対策といたしまして、今年度から28年度にかけまして消波工の設置を計画をしております。それに伴いまして、この区域の越波は解消されるものと期待をしているところでございます。

次に、災害対策の2番目、通信線、電力線の関係でございます。

町道の支障木が通信線や電力線の支障となっている箇所が多いわけございまして、道路に覆いかぶさっている支障木は、全線調査改善し、災害に備えるべきであるというご指摘でございます。

町内におきましては、町道などの道路と平行する形で電柱が建てられ、電話や光ケーブル、電力の路線が設置されております。通信線・電力線共に設置してある高さが高いいことから、支障木につきましては、それぞれ専門の維持管理業者の方が伐採を行ってお

られます。

6月21日発行の広報れいほくに「道路上に張り出している樹木等の伐採のお願い」を掲載することといたしております。本来、私有地からはみ出した樹木は、民法233条の規定によりまして、所有者の方が伐採等の維持管理をすべきとなっておりますが、九州電力やN T Tにお伺いをいたしましたところ、所有者が伐採できない場合、その旨を申し出ていただければ、九州電力やN T Tが伐採に対応するというところでございました。

町では、道路の通行の安全を保つための措置として、路面から4.5mまでの範囲で所有者の了解をいただいて伐採することといたしておりますが、現在、各町道の巡回パトロールによりまして、伐採が必要と思われる箇所の確認と所有者の特定を進めているところでございます。この支障木伐採につきましては、賃金の予算計上をいたしておりますので、梅雨明けの7月の中旬以降に作業に着手する予定でございます。

次に、消火水源の確保についてでございます。

消火水源の確保について、先に発生いたしました山間部での民家火災の教訓から、河川等を含めた水利調査を含めて実施していくことにいたしております。

このほど、防災・減災事業による県の調査事業で、町内の主なため池についての調査も行われましたので、この資料もご指摘のような資料もですね、活用しながら消火水源として利用可能かどうか、水利調査を含めて検討してまいります。

次は、空き家対策でございます。

このことにつきましては、本年の3月末から4月にかけて空き家実態調査を実施いたしました。調査物件は、既に空き家登録が済んでいる家屋、倒壊家屋などを除く235件について調査を行いましたので、その結果についてご報告をいたします。

5月末現在、167件回答をいただいております。この内28件につきましては、苓北町が行う移住・定住を目的とした空き家紹介にご協力をいただけるとの回答を受けましたので、現在、個別に連絡を取らせていただいております。

残りの139件についてでございますが、内51件は空き家ではないと回答されております。また、残りの88件につきましては、空き家ではあるが、次の理由により、空き家紹介にご協力をいただくことができませんでした。

登録しない理由としまして、今後居住する予定があるが20件、次に、解体を予定しているが20件、次に、帰省の際の宿泊用として利用するが22件、次に、売却もしくは賃貸として貸し出したいが5件、内2件は相手先が決まっているということでございます。その他、利用方法は決まっていないなどと回答なされたところが21件となっております。

空き家紹介につきましては、28件の新たな紹介物件が出てきましたが、その多くが

何年も空き家になっていることから、大規模な改修が必要となっている家屋がほとんどでございました。こういった家屋につきましては、希望者への売却を視野に話を進めております。また、すぐに住める状態のもの、一部改修が必要なものにつきましては、賃貸、又は売却用として所有者の方と話を進めているところでございます。

今後は、空き家の情報提供がよりスムーズにできるよう、町のホームページ等を利用した空き家バンクの仕組みづくり、又、移住者に対する支援策についても検討を行ってまいります。

なお、未回答の残り69件につきましては、今後現状を再確認し、その上で、危険家屋と判断される場合には、法に則り、改善命令等の対応を行っていく必要があると考えております。又、地域の方の安全・安心のためにも、特定空家等の除却に対する補助を行う方向で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 空き家調査で詳細にですね、苓北町の空き家の実態が調査されたというふうに思っております。この中で、空き家問題で近隣の住民の皆さんから苦情があったと、そういうことはありませんでしたか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 空き家調査の件で苦情は聞いておりません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 先程の調査の結果の中では、28件が利活用について協力をしていくというふうなことであったということです。

それからこの中で他のものでですね、解体予定も含めてですが、歴史ある古い、普通、古民家ですか、そういう言い方をしますが、それに該当するような家はなかったのか。もしあったとすればですね、やっぱそういうものを今、古民家とか何とかがはやりですので、町づくりにですね、活かすことは検討されなかったのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 最近、そういった家屋が解体されて、非常に残念だなというような思いをしたこともあります。実際ですね、外見だけでは判断できない部分がございます。一応、28件の協力いただける方には個別に連絡を取りまして、中も見せていただくというふうなことにしております。

今おっしゃいました古民家関係もですね、中に入ってみて、よく見てみないと、シロアリの状況とか、その辺が個別にいろいろ違っている面があると思いますので、その辺は又、中も見せていただきながら判断をして、もし活用できる場所があればですね、

大いにその点、考えていきたいと思えます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 高齢者の見守りの件ですが、先程の質問の中で、財産管理に関する部分について質問したと思っておりますが、財産管理に関するトラブルなども想定されるが、特段の問題はなかったかというお尋ねをしましたが、そのことについては答えがありませんでした。

そこで、そういう方々の、高齢者の方々のですね、そういう独居老人の方々の収入の種類、収入額、そういったものの把握はできていますか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 支援の必要な方の高齢者のそれぞれ個別のですね、収入についての把握はしておりません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） どこまでですね、把握できるかっていうのは非常に厳しい、何かプライバシーの問題とか、個人情報とか、そういうものがあってなかなか厳しいものがあるかと思えます。

ところで、財産管理に関することでは、後見制度支援信託制度が10年くらい、10年以上ですかね、ありますけども、その制度を適応しておられる方が苓北町におられますか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 成年後見制度の件でしょうか。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 成年後見人がそれを管理する。その財産を金融機関とかに家裁を通じてですね、家庭裁判所を通じてそういう保護をしていくと。保護っていいですか、管理をしていくその制度です。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 現状では、確かに行政が入っていない部分もありますので、確かにあります。そういう方については家庭裁判所が入ってですね、いろんな支援をしているところです。今後ともですね、個人間のトラブルが生じないように、こういった成年後見制度というのを取り入れてですね、いきたいというふうに考えています。

この主体としては、社協とか包括支援センターなんかにも社会福祉士がおられますので、今後、広げていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは新聞報道ですが、この成年後見人による後見信託制度で

すかね、これが非常に増えて、これを適応する例が増えているというようなことですね。

実は私も具体的にいろいろ相談を受けた事例がありまして、この問題に関心を持っておるわけですが、言い方が、ちょっと若干、認知がかっておられるような部分もあります。通帳はなくしたとかですね、そういう話もされて、その金融機関に自分で良ければ同行しますという話で本人に了解をいただいて同行したところが、それは別の方とちゃんとした契約ができていますよということなんですね。

そのことを、その当該の方は「通帳は預けとっじゃっかな」と言えば、「あっそがんやった」と言わすのですが、それが何もなかつたときにはですね、通帳をなくしたとか、おっ取られたとか、そういう感じになつたらすわけですよ。

やはり、私は成年後見制度を、やはりこの中では後見人の約65%が弁護士になっているそうです。やっぱりそこら辺は、そういうですね、あきらかに弱い者の味方の弁護士あたりに立ってもらふということが必要ではないかと思えます。そのときの金融機関の中では、その甲と言わす人と乙と言わす人で、何か契約を結んでいるというふうなことでした。

「認知がかつたらす人がどがんやって契約を結ばれつとですか」と、「見てみんですか」って、「口座を変えたことも、JAから郵便局へ口座を変えたことも忘れとらす。通帳を預けたことも忘れとらす。そんな人が甲として、乙として契約に関わることができるんですか」というお尋ねもですね、その金融機関にも質問しましたし、別のところでも質問しています。

そういう問題についてはですね、やはり財産を守るっていう、正常でないという言い方もおかしいんでしょうけども、そういう弱者の方の財産を守っていく。しかもその人に身寄りがないわけですね。もう全く1人のようなんです。そういう部分については、何か今後、新しいこういう国の制度なんかも含めたところで、何か取り組みが考えられませんか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 浜口議員のお尋ねのケースにつきましてはですね、私も包括のほうから聞いておりまして、ただ、この方につきましては、公証人が入ってですね、契約を結んでおられまして、定期的にそのお金の使途につきましては報告をするようになってるんですが、そのことが履行されているのかどうか、こちらでは調べようもないんですけれども。ただ、個人間の契約でありますので、いろいろトラブルが起きないようにできるだけ今後ですね、認知症の症状が例えばひどくなった場合にも対応できるように、後見人、成年後見制度をとっていただくようなですね、誘導の仕方をしていきたいというふうに進めているところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 財産管理の問題はいろいろな事例があってですね、その対応には困難が予測されます。

本町では、日本創生会議の東京圏高齢者の地方移住を促す提言に連動されているのかどうかわかりませんが、都会の高齢者を呼び込もうという政策を展開されようとしているようです。高齢者が当然、増えてくるわけですので、町におかれては、高齢者の実状にあった深い関心と優しい心を持って対応されるよう提起をいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 提言をなされたのは、無制限に、どこにでも高齢者を中央にやるということですね。それと併せて熊本県であれば、熊本市とか八代市を指定しておられます。これは、まさに今度は日本の中での東京とか、大都会の一極集中の第2次版なんです。熊本市とか八代市にまた集中するわけですから。

これはもう、私が今、ふるさと介護を進めているのとは全く違います。私は、当然、できれば自分の生まれ育ったところに、都会で介護施設に入るところがない方であれば、ぜひ自分の生まれ故郷に帰ってきていただきたいと、そういうことを提言している。これを全国津々浦々に進めていただければ、非常に人口が分散して、その上、介護施設も増やさなければならぬわけですから、勤務もそれだけ増えていく、雇用も増えていくと。

ただ、一番の問題は、そこにやはり利用者の負担が住所地特例というのがございますので、それを国と一番税金をもらっておられる自治体から補助していただかないと、このふるさと介護というのも成り立たないわけでございますので。私が言っているのは、もう全く別物でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 消火水源の確保についてですが、現在、消火水源として、防火水槽、消火栓、それから河川、ため池等を指定されているというふうに思いますが、ここで具体的な数字は求めませんが、そういう形で指定はしてありますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 町のほうでは、現在、消火栓、防火水槽につきまして指定をしております。ちなみに消火栓は262基、防火水槽は151基でございます。

また、河川等の水利関係ですけども、これにつきましては、例年のですね、毎年の災害等によりまして、河川の深みとか、そういった状況が変化しております。そういった中で、先程町長も答弁をいたしましたように、改めてですね、河川等を含めたそういった水利調査を行って、今後水源として利用可能かどうか検討していくということにしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは今後調査されるということです。基本的な考え方として、ため池なりに防火水槽としての機能を持たせることが可能だということがですね、調査の結果出てきた場合には、その部分を、その箇所を振興計画なりで財政手当をしながら整備していくという考え方はお持ちですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これにつきましては、県の事業でですね、先だって5月ですね、ため池の調査が実施されたということでございまして、その調査の結果ですね、例えば堆積物の状況とかそういったものもわかるかと思っておりますので、そういったものを含めた中で、今後検討していくということにしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 支障木の件についてですが、梅雨明けを待ってですね、梅雨に入る前ですか、早急にとりかかっていきたいというふうなことだったと思えますけども、この支障木の除去の作業の形態が、草の場合は、これはこの前の議会のときも言いましたかね。草の場合は腰ぐらいで、その上はそのまま残ってしまうと。樹木についてはもう鼻先のほんの枝だけ、道路の境界からはみ出た分というふうなことから、枝先ということになるんでしょうけども、そこら辺は、道路敷地が路面の幅が幾らということじゃなくてですね、その地形によっては、道路の敷地というのは、法頭、法尻で道路面積が決定すると思えます。だから路面の幅でなくて、道路敷地の中で処理していけば、今後の対応が、そうせんと1週間した後1週間ぐらいは、また元に戻ってしもうとるといふような状況ですね。ですので、そこら辺のところ、根本的に考え直して支障木に対応するという考えはありませんか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 現在、町道の維持管理という形の中でですね、草木の伐採作業を行っておりますが、それについては、ご指摘のように道路の路面から届く範囲程度、草刈り機で伐採しているのが実態でございました。

今回、支障木の伐採ということでですね、取り組みます分につきましては、通常の草木の伐採とは違いまして、長柄の鋸等を活用いたしまして、極力道路上からですね、道路区域内という形の中で、将来的にまた支障木になりそうな分まで除去したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） よろしくお願ひします。

それから、高潮対策に対する東海岸の整備についてですが、海岸は、建設海岸、港湾

海岸、漁港海岸、その他の海岸ですか、いろいろ管理があろうかというふうに思います。

しかしそれは、国の制度、町の制度、要するに行政の制度なんですね。それで住んでいる住民については、その制度は直接的には関係がないわけです。そこら辺のところは十分理解をして、ご理解いただいて、今後の海岸保全、高潮対策事業に取り組んでもらいたいと、まず思います。

それから、上津深江港からですね、西川内のおっぱい岩付近までの海岸の延長は、おおむね何キロぐらいあるんでしょうか。わからんときはよかです。

○議長（山本政人君） わかります。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 只今のご質問ですが、約6kmぐらいかと推測いたします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 先程、当初の質問の中で、富岡から釜にかけてのふるさと海岸、白砂青松という言葉を使いましたが、これは、当初、計画から地元説明、そして国への申請、着工ということで長い年月を要しています。

今、本町では、津波対策に力を入れておられます。このことは、避難タワーとかですね、避難場所とか、広く国内で周知されていることと思います。このような津波、高潮、防災というふうな施策のつながりの中で、東海岸の高潮対策に取り組んでもらえばいかがかというふうに思います。

先程町長から話がありましたように、町管理の海岸なので金はとても考えもつかんというようなことかもしれませんが、まさにこの自然、まあ自然海岸とは言いにくい部分もありますが、そういう部分で、まさに今、国が進めている地方創生の中に何とか押し込んでしまうと。この施策をですね、振興計画をですね。地方創生に係る振興計画を国の施策の中に押し込んでしまうと。そのことによって、財源を見つけてくるというふうなことは考えておられませんか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは先程も言いましたように、港湾、建設海岸とか、漁港海岸とかっていう概念でなくて、私共は国道の海岸だと認識をしております。

国道は、これは国が整備すべきものでありますし、また一番、今、高潮対策で恐れているのは、運転中に潮がかかってきたときに、大変な危険な事故につながりかねないということでございますから、これは国に対して考え方を変わってもらうように、我々が頑張らなきゃいけないということでございますので、そういった意味でですね、ぜひ、国道を守る海岸なんだということは、車と人間の生命を守る、そういう施設を造っていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） これで、浜口君の一般質問を終わります。

ここでしばらくの間、休憩をいたします。11時まで、11時5分までいたします。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

それでは一般質問、通告3番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告3番、倉田です。通告しておりました3件につきまして、質問をいたします。

まず1点目に、富岡城周辺整備の充実等について、町長にお尋ねをいたします。

現在、ビジターセンター下の町城山駐車場隣接地の民間所有で休店中の売店と駐車場を町で購入し、利活用のお考えはないかという質問でございます。

ご承知のとおり、先般、城周辺の二の丸広場には長屋の歴史資料館や角櫓、又、近くにはアダム荒川公園など新たに完成いたしました。そして又、出丸や百間土手の築地塀、石垣なども整備改修され、富岡城を核とし、更に価値観を備えた観光地として大きく前進をいたしました。

そのような中、城山駐車場隣接で休店中の売店等については、昨年4月の町議会、歴史資料館等検討特別委員会の提言書の中で、将来的に駐車場が不足されることから、民間所有の旧富岡城食堂と駐車場用地を町で取得し、建物を無料休憩所等として利活用することを検討されたいと要望いたしました。

又、昨年12月、町議会3常任委員会合同調査報告書でも、アダム荒川公園整備に関連して私有地の土地建物を町で取得され、休憩所等として利用管理されたいとした経過があります。

現在、アダム荒川公園に行くには町道から歩いて通行はできますが、現実的にはその私有地を歩いていかなければならない現状にあります。周辺等の総合的見地から、所有者のご理解がいただければ、町として購入のお考えはないかをお尋ねをいたします。

次に、富岡城周辺環境美化協力募金設置についてお尋ねをいたします。

平成17年4月に富岡ビジターセンター、いわゆる富岡城が完成し、天草地域の豊かな自然、景観、歴史、文化、環境など情報を発信し、昨年26年度来館者は3万600人近くになっております。

今回、歴史資料館など城周辺整備が図られ、来館者の増加も見込まれます。城周辺の環境美化推進の一助を目的とした環境美化協力募金の設置をビジターセンターにどうか

と思いますが、町のお考えをお尋ねいたします。

2点目に、5歳児健診についてお伺いいたします。

ご承知のとおり、現在、母子保健法では、1歳6カ月と3歳児健診の実施が市町村の責務とされております。ここ数年、5歳児健診を行う市町村が増えつつあります。3歳までの健診では、集団行動における問題点は明らかにされにくく、5歳児は保育所、幼稚園などで集団生活を受けているため、それまで明らかにならなかった軽度の発達上の問題や社会性の発達における問題が明らかになるといわれております。

そのように5歳児健診は、就学前に発達障害の可能性のある児童を早期に発見し、就学後の不適応の軽減支援を目的に、近年5歳児健診が注目されております。

現在、町においても各種支援策を講じておられますが、町として、更に専門的分野を交えた取り組みのお考えはないか、お尋ねをいたします。

3点目の町立小中学校の教育について、教育長に質問をいたします。

町内3中学校が統廃合され、新たな町立荅北中学校がこの春4月にスタートいたしました。先の開校式、入学式、又、第1回体育大会も生徒一丸となり、実りある素晴らしい大会だったと思います。新年度もまだ2カ月と日は浅いですが、教育委員会、又、学校が目指す指導方針どおり進んでいるのか、お尋ねをいたします。

次に、町内小中学校の児童・生徒の体力、学力についてでございますが、町教育委員会の最近の教育に関する評価報告書によりますと、学力面において、町内の小学校では、全国平均値、又、県平均値を上回り、改善もみられておる状況下であります。

一方、中学校では、依然として全教科において全国、又は県平均値を下回っている状況であります。そうした中、1年生においては、平均値を若干上回っている現況でございます。

又、体格面では、身長は小中学生とも全国平均近くにありますが、体重がやや上回っているようでございます。体力、運動能力面では基礎的体力を備えているものの、高学年になるにつれ、全国・県平均値を下回る項目が増えております。

現在、それらはどのような状況にあるのか、お尋ねをいたします。

次に、土曜授業についてお尋ねをいたします。

学校完全週5日制が、平成14年度より実施されておりますが、ご承知のとおり、この制度は子ども達にゆとりを確保する中、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子ども達に生活体験、社会体験、自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性など、生きる力を育むため平成4年9月より月1回から始まり、現在に至っているところでございます。

報道等によりますと、県教育委員会のまとめでは、平成27年度土曜授業を実施する県内市町村立小中学校は、21市町村の119校で、全体527校の23%に達し、前

年度より4自治体、33校増えたとあります。うち40校は国語や算数など普通教科の授業を初めて充てる方針で、土曜を学力向上に活用する姿勢が浮き彫りになったと、こう報じております。

新学習指導要領で授業時間が増え、授業時間数の確保などを理由に全国で土曜授業が増えつつある中、町教育委員会のお考えをお尋ねいたします。

最後に、通学路変更に伴う横断歩道設置についてお尋ねいたします。

この件は、教育委員会だけの案件ではありませんが、PTA等から要望もありましたので、ここで質問をさせていただきます。

昨年6月より始まりました富岡城下の百間土手整備工事に伴い、通学路であった百間土手道路の道路幅が一部狭くなったことなどで、現在、尾越・元袋地区方面の児童は、従来の通学路を変更し、百間土手下の海岸線を経由し、一丁目集会所前を横断し通学されている状況でございます。このため、集会所付近に横断歩道の設置の声がPTAから上がっております。児童、通行車両、地域住民等の安全確保の観点から、ご検討をいただきたく思います。

以上で終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、私から答弁をいたしまして、その後、教育長の持分の答弁をさせていただきたいと思っております。

富岡城周辺整備の充実について、ご質問がございました。

ご指摘のとおり、二の丸駐車場にある富岡城売店の建物については、民間の方が土地を造成してお造りになられたものであります。我々が今、考えているのは、あの駐車場としての土地は必要なんです、建物を必要としていないというのが、今のところの考え方でございます。駐車場もあそこを整備するときに舗装を町がやりました。その代わりに町が駐車場として使わせていただくということで地権者の方と約束をしたわけでございますが、そういうことで建物について、今のところ利用がですね、我々としては具体的に利用方法を思いつかないということでございます。

あと、ビジターセンターについては、これは私も同感でございまして、本来なら料金を取るべきだと私は考えておりました、これは環境省にも掛け合いに行きましたし、熊本県の自然保護課にもまいりました。そして私が懇意にする県議会の議員の方に話したところ、数年前にどうして料金を取らないのかというような主旨で、県議会で質問もあったように聞いております。

そういうことでございますので、少なくとも、環境整備には町単独費でやってる部分もありますので、ぜひですね、そういうことができるように理解を進めていただけるような努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、5歳児健診についてでございます。

現状を申し上げますと、5歳児健診については、軽度発達障害が5歳頃に集団生活を通し症状が顕著に出てくることから、早期介入の機会を得るために発達障害の早期発見に関して有用であるといわれています。

しかし、5歳児健診には発達小児科医や発達検査ができる心理士など、専門のスタッフの確保が必要で、天草管内には発達小児科医師は2名と少なく、発達検査のできる心理士は医療機関等に配置をされていない状況でございます。そのようなことから、苓北町では、専門のスタッフ確保が難しい状況で、現在5歳児健診は実施しておりません。

その代わりといたしまして、平成24年度から毎年、全保育園を対象に巡回相談を実施しております。相談には、苓北支援学校教諭、県子ども相談員、町保健師、教育委員会担当者が当たり、各保育園からもろもろな相談を受けているところでございます。巡回相談を実施して4年目になりますが、保育園との連携により、発達で気になる相談があれば、天草地域療育センターや専門医への受診につなげて支援をしております。

そういった状況でございますので、現在のところ、5歳児健診への取り組みについては考えていないところでございます。

あと、教育関係については、教育長から答弁をいただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 私の方から町立小中学校の教育について、答えさせていただきます。

まず、新苓北中学校についてですが、現在2カ月を経過して、生徒達も授業に集中し、落ち着いておりますし、先般開催されました体育祭においても、きびきびした行動であったと思っております。また、部活動においても、久々山杯天草郡市サッカー大会で優勝、女子バスケットボールで天草郡市ゴールデンウィーク錬成会で優勝、ソフトテニスで県中学選手権天草予選大会男子個人で優勝など、どの部活動も頑張っております。

又、学校からは、生徒の問題行動等の報告もありません。

今後も苓北町教育基本方針のもと、智・徳・体の向上に向け、教育活動の実践に努めてまいります。

次に、町内小中学校の児童・生徒の体力、学力についてですが、体格、体力、運動能力面につきましては、平成26年度の全国新体力テストの結果によりますと、体格面で小学校においては、身長は男女とも県平均値・全国平均値の近似値ですが、全体的に若干下回っている傾向にあります。体重は、県平均値・全国平均値の近似値ですが、若干上回っている傾向にあります。

中学校においては、身長は、県平均・全国平均の近似値で、若干下回っている傾向です。体重は、県平均・全国平均を上回っております。

体力、運動能力については、小学校において、上体おこしや反復横跳び、シャトルラン、立ち幅跳びでの成績が全体的に県平均値・全国平均値を上回っていることから、持久力や跳躍力といった基礎的体力を備えているものの、長座体前屈では、全体的に県平均・全国平均を下回っており、体の柔軟性が低いことが伺えます。

中学校においては、殆どの種目で県平均・全国平均を上回っています。特に、握力、持久走は、全学年で県平均・全国平均を大きく上回っております。その一方で、立ち幅跳びで、県平均値・全国平均の双方か片方を下回っている学年が多いため、瞬発力や跳躍力に課題がみられます。

学力面については、平成26年度全国学力学習状況調査の結果によりますと、小学校6年生では、国語Aで県平均を上回ったものの、国平均を下回っています。しかし、国語B、算数A、算数Bでは、県・国とも平均を上回っております。中学校3年生では、国語AB、数学AB共、県平均及び国平均をわずかに下回っております。

この結果から、小学校6年生においては、学力の定着がみられますが、中学3年生においては、平成25年度と比較するとやや改善がみられますが、学力の定着には、なお課題が残っている結果となっております。

次に、土曜授業についてですが、平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、公立学校において当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により、土曜等に授業を実施することが可能であることが明確化されました。授業内容としては、家庭・地域の連携による授業や学校行事、保護者や地域住民への公開授業となっております。

次いで、平成27年2月24日には、県教育委員会から土曜授業では、通常の教科書等の授業も可能であるとの通知が出されましたが、今のところ、詳細について示されておりません。

県内では、平成26年度、17市町村の86小中学校が実施しております。天草教育事務所管内では、上天草市が全小中学校において、年1回から6回程度、学校行事や保護者、地域住民への公開授業等を実施されております。又、天草市では今のところ実施予定はないとのことでした。

荅北町では、土曜授業実施の実績はございませんが、平成26年度は、振替休日対応ではありますが、学習発表会や学校行事につきまして各小中学校で、土曜日や日曜日に実施しており、土曜授業と同様の教育効果があったものと思われまます。

今後、土曜授業の実施につきましては、天草教育事務所管内の状況を把握しながら、慎重に検討していきたいと考えております。

次に、通学路変更に伴う横断歩道設置についてですが、富岡小学校の尾越、春の迫方面からの児童につきましては、昨年10月から百間土手改修工事に伴い、富岡港臨港道路の海岸側を通学路としております。一丁目公民館付近につきましては、現地を確認しましたところ、確かに児童の横断に危険が伴うことが予想されます。

今後、学校・PTA・地域住民の方々と協議の上、警察・道路管理者等、関係機関への横断歩道の設置を要望していきたいと考えております。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） それぞれご答弁をいただきましたが、まず、1点目のいわゆる富岡城隣接地の民間の建物、又、駐車場。この件について、町のほうでは駐車場は購入するような意志があり、又、建物については利用する目途もないので、現在のところ取得の考えはないということでしたが、ご承知のとおり、ずっと最近整備され、お客様といましようか、観光の方も増えつつあります。誰も行かれてわかると思うんですが、やはりあそこが、お店が閉まってるっていうことは、非常に失礼な言い方ですけども、やっぱりイメージ的に良くないんですね。

そういう考えであるならば、やはりアダム荒川に、私たちも検討委員会でいろいろ検討いたしましたが、あの当時やはりもう少し検討を深めておくべきだったのかなという部分もありますが、今となってはあれですが、例えば、その建物を所有者が解体された場合、町として全体的を購入する考えがあられるのか、町長に伺います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういうことであれば、前向きな検討をしたいと思っております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 議会の特別委員会等でもありましたが、いわゆるあそこを無料休憩所にしたらどうかと。建物もまだはっきりわかりませんが、中身はわかりませんが古くないと、しばらくは使えるんじゃないかという、そういった観点を考えておりますが、何と言いましようかね、ボランティアガイド等のいわゆる詰所あたりもどうかなどという考え方もあるんですが、今後、ボランティアガイドは聞くところによると、角櫓等にとという話もありますが、どういう状況であるか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私が、今、聞いておりますというか、考えておりますことは、資料館の受付のところにスペースがございますので、あそこに2、3人の待機はできる可能性があるのではないかと。

それと休憩所としては、上櫓、下櫓、そして角櫓も2つありますので、あそこでゆっ

くり休憩等できるのではないかと考えておりますので、下のは、駐車場としては私は最適だと考えておりますので、先程お答えしたとおりですね、あの建物の利用方法がよくつかめないということでございます。そういうことでございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 一応、町長の大方の考えはわかりました。

今後ともですね、アダム荒川公園等はいろんな方がおいでになると思いますが、いわゆる富岡のビジターセンター、これをネット上で開きますと、まだまだですね、長崎茂木港からフェリーで70分とこういう状況であるんですね。やはりですね、いろんな観光を進めようというならば、もっともっとですね、細心な注意でお出迎えしないと、やはり何かいまいじゃないかと思っております。

この点については、再度、修正等も思います。あわせてですね、そういったネットの修正には勿論、資料館あるいはアダム荒川公園も新しく記載されると思うんですが、その点についてはどういう計画であるのか、お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） ご指摘の点につきましては、すぐに確認をしてですね、修正をしたいと思っております。

それからアダム荒川の記念広場につきましても、利用の促進ということでカトリック系の学校とかに、ぜひ、苓北町においでいただいてご利用というような形での文書もですね、それぞれの学校に発送をしたところでございます。今後とも利用促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） そのようなことでですね、大いにですね、やはりPRしながらご利用いただければ地域の活性化にもつながっていくと思っております。

3月定例会でもお尋ねいたしました、資料館のオープンが7月中頃と伺っていましたが、これ順調にいったるんですかね。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 現在、資料館の中の展示物の選定、それからグラフィック等のデザイン等、現在、進めているところでございます。まだ、最終的な日程等を決定しておりませんが、今後の作業をですね、着実に進めて、できれば予定どおり、7月中頃、7月いっぱいにはですね、実施したいというふうに考えているところです。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） この件については終わりますが、3月の定例会でもお尋ねいた

しましたが、上櫓付近、富岡城の、あそこのいわゆる土手がもうずっと崩れて、ちょっと入り口で見栄えが悪いということで、併せて案内板の設置等も要望しておりましたが、その後どういった状況にあるのか、お尋ねして終わります、この件については。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） お尋ねの件に対してでございますが、平成26年度からのですね、繰り越しもしまして、富岡城二の丸周辺整備事業を計画しております、その中で対処してまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） その点はよろしく願いしておきます。

続きまして、いわゆる5歳児健診の件ですが、24年度から町独自といたしましうか、保育園等を回られまして対応をされているということでございます。

私もいろいろお尋ねしたところ、現にやっぱり隣の天草市さんの方では、もう数年前から取り組んでおられるようでございます。

先程、町長が、専門医の方が少ないというような状況下でありましたが、ちなみに天草市の場合は700人余りが資料では受診されて、予定ということで、小児発達医、心理士、保健師、保育士等々がですね、加わって対応されてるという状況でございます。なかなかですね、実施するということになれば、いろんな課題等々もあろうかと思いますが、そこでちょっとお尋ねをいたしますが、町で過去、1歳6カ月児、3歳児健診を受診された後に、ちょっと普通じゃないという言葉が適切ではありませんが、ちょっと発達上遅れているような感があったという方の人数はわかりますか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 健診後の人数については、現在、今のところ、資料を持ち合わせておりません。今、わかっておりません。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） それは、また後でわかったら教えてください。

ご承知のとおり、現在、各学校にもやはり対象の児童・生徒さんも通学されております。一概には言えませんが、やはりそういう障がいといたしましうか、そういう部分に発覚した場合、親御さん、又、ご本人もそうですけども、非常にショックを受けられると思います。しかし、長い目でみれば、家族あるいはご本人さんも、やはりよかったんじゃないかというような大方の見方になるんじゃないかと思います。

この5歳児健診については、現在のところは、実施するお考えはないようでございますが、今後とも検討、研究等をよろしく願いしていきたいと思います。

続きまして、いわゆる学校関係の件でございますが、先程、教育長からも答弁がありましたように、非常に今、学校は、先生あるいは生徒さん達も一所懸命、勉強、スポー

ツに取り組んでいるような感が見受けられます。非常に良いことだと思っております。

この前、体育祭を見させていただきましたが、保護者等といいたしでしょうか、お客様の車、非常に駐車場も整備されておりますが、多かったということで、近くの空き地を利用されております。これに関して何か、今後、対応等考えておられますか。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 新荅北中学校を開校するに当たり、校長先生の住宅の周辺、及びプールの横ですね。あの辺を駐車場として整備しまして、駐車台数は増やしております。しかし、それでもやっぱり保護者の方がいっぱい来て、駐車場が満タンということで、体育祭のときは、旧荅北病院の跡地に駐車をさせていただいたという経緯があります。

私の考えとしましては、もし地権者の方から同意を受けられたら、学校と国道のあいだに耕作放棄地がありますので、あそこを買収して駐車場にできればと考えております。ただ、財源の問題もありますけども。以上です。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 地権者の方のご理解が第一でございますし、併せて財源等の関連もあります。

そういう中ですね、ご承知の通り、部活動等で運動場の関係、又、他の部活の関係で、サッカーの練習等は農村運動広場等で開催、練習されております。

一概に荅北中学校付近の土地をどうこうという、これは非常に厳しい問題でもありますが、私も大雑把な質問要項で恐縮に存じますが、もしよければ今後の、いわゆる学校の改修といいたしでしょうか、進行といいたしでしょうか、新荅北中学校等のビジョン等が現時点で考えてあられば、これは町長さんの方にお尋ねしたほうがいいのかな。要項を出しておりませんが、教育長さんなり、町長さんなり、ご答弁をよろしく願います。できる範囲で結構です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まだ、今、統合したばかりですので、あるときの教育委員会に私も出席をさせていただいた時の話ですが、しばらく今の学校を使ってみていただいた中で、いろんなことが出てくると思います。そういうことを集約して、それから計画を立てた方がいいのではないかと、そういう発言をした経緯を覚えております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 教育長もそのようなご答弁と思いますが、何か特に変わった点があれば。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 今の町長の答弁のとおりです。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 町長、教育長、おっしゃるとおり、しばらく今の学校が良い形で落ち着いてスタートできた暁にはですね、いろんなプラン等も当然生じてくるかと思えます。改めてその時点でお尋ねをいたしたいと思えます。

いわゆる土曜日授業、これは先程、教育長から答弁がありました。いわゆるする、せんは、もう町の教育委員会に委ねてあるということでございます。現在、いろんな公開活動、学習等をされておりますが、この土曜日授業に関して保護者等からアンケートを採る用意がえられるのか、ないのか。もし、そういうお答えができればお願いいたします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 今のところ、アンケートを実施することは考えておりません。

ただ、土曜授業で今、普通の教科の土曜授業ができるという話になってきておりますけど、これは学校の先生がするんじゃなくて、元学校の先生のOB、その他の大学生ですね、教育課程にいつてる大学生、そういう人を頼んで土曜日に授業をするという方向で、今のところっております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 今、答弁がありましたように、私もそういうことは聞いております。そういう面では一概には言えませんが、都会の方が実施しやすいのかなと思っております。

先程言いましたように、これはそれぞれの年代、そのときの子どもさんによって違うんでしょうが、やはり学習面、小学校低学年が一番いいんですね。1年生のご承知のとおり国語、算数。たあつた6年生になるにつれて落ちております。多分、教育長もわかっておられると思えます。

中学校になったら、又、1年生が若干いいものの、たつと悪くなるんですね。その1年生も全国平均、あるいは県平均値にのぼるかのぼらないかというぐらいで、もう3年、2年生の場合は、ちょっとこう離れているわけでございますが、やはり私が別に土曜授業を大いに推進するという考えはございませんが、やはりこのゆとり教育が、ある意味では、世界的にも日本の学力が落ちたという報道もあっております。これだから授業、学力をつけろというということは一概には言えませんが、やはりですね、先生も家庭も努力をされて、あるいは学校も努力されて現状だと思えますが、いろんな方向で、もし機会があれば、PTAの総会等でも検討いただければと思っております。

いわゆる先程、体力の面、これ若干、身長はまあまあとして、体重が若干上回っているということは、これはわかりませんが肥満ということではないんですよ、教育長。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 肥満まではいいません。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） これは今、始まった傾向ではないように思いますが、いわゆる対象の児童・生徒さんには、家庭、保護者には連携を取りながら対応をされていると思うんですが、現況はどういう状況ですか。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 私が見る限り、部活動とか結構一生懸命やっておりますし、富小なんかでは、朝走る、5分なら5分走るといふそういう取り組みを行っております。

○議長（山本政人君） 今の答弁でいいですか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 特に家庭との連絡の部分が、若干聞き取れなかったんですが、学校給食等とも関係があるかどうかわかりませんが、3分の1を学校給食でとるわけですが、やはりですね、これは誰しも子どもさんだけじゃなくて大人もですが、やはり子どもの時代からですね、適切な体型等をつくっていくのがその人のためでもあるし、又、親御さんのためにもなると思っております。

そういうことですね、家庭との連絡をもっと密にするといいでしょうか、強化する考えはないのか、その点をもう一回確認いたします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 各学校の養護を通して、それぞれの家庭にお子さんの健康状態ですね、体重、身長そういうのを連絡をさせたいと思います。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 次に、横断歩道の件ですが、先程私が聞いた範囲内では、一丁目集会所付近は危ないということの答弁のようでございました。今後、いろんなことを地域の保護者あるいは関係者と協議していくということでございますが、保護者をですね、あそこが一番安全ということですけども、どういった部分が、わかって答えることができるならば、どの辺がどうだったのか、答弁をお願いします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 一丁目の集会所があります。あそこを港湾道路が通っておりますけど、そこを横断するのがちょっと危ないかなという感じを受けております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） これはまあいろいろ今後検討されて結構ですが、ルートから考えないと、港湾道路を通っていく、右側通行ならばあえて横断歩道は要らないのですが、帰りは要るんですね。どっかにそのルートだったらですね、つくる必要があるんで

すが、ここで私もこれ以上はお尋ねはいたしません、十分にですね、検討をされて、一番より良い方向で対応いただければと思っております。

以上で終わりたいと思います。

○議長（山本政人君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

それでは、一般質問の4番目ではありますが、高戸幸雄議員。

○3番（高戸幸雄君） 通告4番、3番議員、高戸幸雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、6月も中旬に入り、梅雨本番の時期となってまいりました。先日来、全世帯に対し、災害に対応すべき防災マップが配布され、災害に対する注意喚起の啓蒙に努められていることに対し改めて感謝すると同時に、災害発生時にはいち早い対応を願うものでございます。

それでは早速、本題に移ります。今回、私は2つの事項について一般質問を行います。

まず、第1に、風水害などの緊急事態発生に伴う小中学校の臨時休校による児童・生徒、特に児童の自宅待機に伴う支援体制であります。

町では、人口増加対策の1つの方策として、優良宅地造成を官民挙げて取り組むとともに、併せて住宅建設補助金制度等を設け、推進を図られ、その結果として造成がなった当該地域では住宅建設が進み、地域の活性化の一因ともなっているかと思っております。

私をはじめ、ほとんどの町民の方々は苓北で生まれ、苓北で育ち、常に家族、そして身近な親戚などに守られ、毎日を過ごしてきたのではないのでしょうか。ですから、突然の臨時休校であっても、私をはじめ、子ども達も、そのときは何ら不安もなく、違和感もなく、考える必要もなく、その日を過ごしてきたのではないかと思っております。

しかし、現在では、その当時に比べ職業も多様化を呈し、独立し、新たな職に就き、新しい生活を築き、宅地を求め、家を建て、生活を営んでいる家庭があります。家族がいらっしやいます。と同時に、最近では核家族化が進み、生活の形態そのものに変化が生じてまいってきております。

このような条件の下、突然の臨時休校との連絡があったとき、子どもを自宅へ残し、職場に出向く親の気持ちはいかがなものでしょうか。私が住む集落にあっては、昨年、臨時休校のとき、民生児童委員及び区民の方々と相談をし、対応策として公民館を開放し、元気な高齢者の方の協力を得、子ども達を見守ることといたしました。

しかし、このことにつきましては大きな問題があります。事故が生じた場合の責任の所在であります。一方、幸いなことに、高齢者及び障がいがある方に対しましては、災害の発生が予想されるときへの対応は、常日頃からの行政機関及び関係医療、福祉施設等の努力により体制が比較的整っているのではないのでしょうか。

子どもは地域の宝であり、将来この地を背負っていく人材であります。確かに自分の子どもは自らの家庭が、家族が守らなくてははいけません。日頃から対応について考えておく必要がありますが、行政が行政としてでき得る限りの範囲で支援体制を整えておく必要もあるのではないのでしょうか。

例えば、災害のときの避難指定施設の早期の開設も1つの方策だと思います。現時点の考えをお伺いいたします。

次に、有害鳥獣駆除、イノシシの対策について質問をいたします。

このことにつきましては、過去何回となく質問がなされていますが、再度の質問をさせていただきます。このように何回も何回も同様の質問を行うということは、それだけ喫緊の課題であるということでもあります。

比較的被害が少ない地域にあっては、他人事かのように考えていますが、もう間近な事柄であると感じてほしいわけであります。志岐地区のことを考えてみても、中山間地帯は被害が多いため、電柵等の防除施設の設置が比較的進んでいる状況です。平野部となりますと、今現在、何ら対策がなされておりません。しかし、農協本所裏付近までに被害が出てきている状況であります。

熊本県では、このたび、施行予定の改正鳥獣保護法に伴い新計画を策定し、対策の強化に努めるとの報道が出されています。今ここに1つの資料をいただきました。

平成24年度から平成26年、3カ年間のイノシシ捕獲数、合計1,417頭、年平均472頭、一月39頭、同じく3年間でイノシシ等防除施設設置補助事業費、合計1,032万9,589円、年平均344万3,196円と、年間350万円相当額を防除施設費として支出がなされています。この金額は農家にとっては少ない金額ではないはずであります。

唯一の救いとして、捕獲従事者の方の心労は大変とは思いますが、さほどの変動がなく、幸いであると感謝をいたしているところでございます。

以上のようなことを鑑み、この際、天草広域本部の指導を仰ぎ、猟友会等の協力を得たならば、猟銃による駆除も考えるときではないのでしょうか。又、最近、捕獲したイ

ノシシの肉をジビエ料理として、地域振興策の一環として取り組む活動が各地で行われているようですが、苦戦している自治体が多い状況であると報道がなされております。

荅北町としては、このことについてはどのような考えがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

以上で、私の質問を終わりますが、答弁を得た後の再質問につきましては、一問一答方式により自席にて行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 只今の高戸議員の災害発生予想時における小中学校の臨時休校に伴う支援体制についての質問に答えさせていただきます。

現在、台風等の災害発生が予想される場合には、教育委員会が臨時休校等の判断を早めに行い、町内小中学校に伝達することにしております。この場合、既に登校中の場合は、風雨の程度が小さい場合は、児童・生徒自ら下校させ、下校が困難な場合は、保護者に連絡するようしております。又、一日休校する場合は、できるだけ早い段階、前日の段階で休校を決め、保護者に連絡する体制をとっております。

休校時における児童・生徒の自宅待機につきましては、基本的には保護者の監督下で対処していただきたいと考えておりますが、議員のご指摘のとおり、自宅待機で保護する家族がおられない場合も十分予想されます。

そのような中、城下区におかれましては、地域の方が家族に代わって保護していただける体制を整えていただきましたことに感謝を申し上げます。今後、教育委員会といたしましても、実態について調査し、城下区の取り組みを参考にして、学校、PTA、地域住民の皆さんからご意見をいただき、検討してまいりたいと考えております。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

イノシシの被害対策についてでございます。

ご指摘にありましたように、イノシシの捕獲数の推移でございますが、ここ5年間は平均で年間480頭で推移しております。このことは、生息数の増加は何とか食い止めているものの、生息数そのものを減らしていくまでには至っていないのではないかと推測ができます。

したがって、イノシシの駆除対策は重要な課題と認識しております。いろいろと方策をやってまいりましたが、今説明したとおりでございますので、本日の質問は、新たなご提言だとして受け止めてまいりたいと思います。

今、質問の中にもありましたが、天草広域本部にまず、ご相談するとともに、猟銃に

よる駆除が集落や地形からみて効果的にできるか、あるいは危険防止と安全確保が確実に行われるか、駆除に当たっては、猟友会等によりご協力をいただけるかなど、近隣の市の駆除状況も踏まえた上で検討してまいりたいと考えているところでございます。

又、これらの駆除に伴い必要な経費が生じる場合もあるかと思いますが、その場合は、補正予算等でなるだけ早く結論が出たならば、年度途中ででも新たに予算を組んでやりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、イノシシの捕獲肉の活用についてでございます。

昨年、厚生労働省から野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインが出されております。まずは、捕獲肉を食肉とする上での安全管理が必要でございます。町内に食肉処理関連の許可をお持ちで、やってみたいと希望される業者がいらっしゃるかが大きな要件であると考えます。食肉としての衛生管理がしっかりとされるのが、第一と考えているところでございます。

又、私がイノシシの食用としての歴史を重ねているところで食べたイノシシ、それとこの苓北町で、いろんな方から食べさせていただいたイノシシ、これは苓北町の場合は、本当においしいイノシシ肉を食べさせていただいたこともありますが、大体、平均的にあまりもう1回食べたいと思うような状況ではありません。これは、私の主観でございますので、ひとつお許しいただければと思います。

人吉球磨あたりに行って食べますと、これはもう商店でもちゃんと出しています。食肉、生でもおいしいものを出します。そういった意味で、これはいろんな技術的な問題もあるのかなど。そういうことも含めて、他所に負けないようなものを出して初めてこれが食肉業としてですね、活かされていくのかなど、そういう思いもでございます。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） まず、小中学校の自宅待機の支援体制について、再度、教育長にお尋ねをしたいと思います。

支援体制につきましてははですね、正直申しまして一番いいのは、その避難施設、学校が避難施設でございますので、学校の開放が良いわけでございますけれども、休校してる中で避難施設として開放すつとかいと言われると、クエスチョンマークが付くのは私も重々承知をしております。ですから、公共施設志岐地区でいうと集会所とか、あるいは各地区の公民館等々の時間をですね、できるならば、これは人的要員が必要だと思いますけれども、例えば、勤め人の方々の出勤が7時頃ならばそれにあわせて、なるべく早いうちに開設をしていただけないだろうかという、これは要望でございます。

それから、先程も申しましたとおり、一番私達が恐れているのは事故なんです。よく夏あたりにキャンプファイアーとか、いろんなことでボランティアで連れて行かれたと

き災害があつて、引率者に対する賠償責任等々が裁判沙汰になっているのが数件あるようでございます。

私たちも開くときに、「保護者の同意ば取らんちゃよかんな」という率直な意見も聞きました。そうしますと、私たちも一歩、やっぱ立ち止まるわけですね。そこまでしてせにゃんとかいということでございます。

ですから、できるだけ人的要員、確かに必要ではございますけれども、教育委員会の方とできたら町長部局の方とお話し合いをされてですね、一次体制、二次体制が災害が発生したときにはあろうと思います、町の方にですね。その項目の中に1項目でも結構でございますので、小中学校の子ども達に向けた支援の体制の時間等々についての配慮をしていただけないだろうかと思ひます。

そのことだけ教育長、あと1回答弁をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 自宅待機で保護する家族がいない児童がどのくらいおるのか、その辺を実態調査をしましてから、それぞれの関係機関と協議して検討させていただきたいと思ひます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私の質問の中でちょっと言いましたけれども、全然こういったことは私も考えておりませんでした。私の集落はご存知のとおり、新興住宅地といひますか、その家庭が多ございます。ですから夫婦共働き等、家族の構成で核家族として生活をしておられる家庭がござひます。他の人にですね、頼んでいくことも必要かと思ひますけれども、1軒でも2軒でも結構だと思ひますよ。とにかくやってみてほしいなと思ひます。

それに伴つて「うん、ならここまでせんちゃよかたい」ということだったらそれでいひんですけれども、現実的に私達が昨年慌ててそういったことに取り組んだという経緯がござひますので、その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

緊急時の支援体制については、教育長、先程言われたとおり、調査されてですね、対応方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、イノシシのことでございますけれども、何回も何回も本当、農林課長も答弁、大変と思ひますけれども、役場を辞めてみて「うん、確かにそうだな」ということ実感でございますので、あえて質問をさせていただいたわけでございます。

志岐地区のことを考えると、今、志岐川を境として被害が右岸だけなんですよね。幸いと言つてはいけませんけど。城下の方も中通りまでは二、三あつているようござひますけれども、城下の桜の下側は殆どがもう被害を被つております。そうしますと、左岸の方に志岐平野が開けておりますけれども、こちらの方にイノシシ何で上つていかんと

かなと思いますけど、こういったことを言ったらいけないと思いますけども、思います。そして農協の八ッ方の付近にはもう既に被害が出ております。

農林課長、1回見ていただくとわかるんですけども、あとしばらくしたら、もしかしたら電柵が張られる田んぼがあるかもしれません。去年は、実際、張られてた田んぼもございます。ですから、被害がないうちにやっぱりJAともですね、連絡を取り合っ、1回話し合いだけでも結構ですからしてほしいと思います。作付けが終わった後に被害に遭われたらもう大変だと思います。

それから、一昨日の新聞報道でこういったことを質問するのは余り好ましくないと思うんですけども、シカの被害が九州本土ではもう既にあってるということで、話に聞きますと、何か天草の方でもシカを見かけたという情報があるように聞いておりますけども、その点の確認を少しさせてください。シカの被害というか、それはどういった状況でしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） まず、イノシシの対策についてでございますが、有害鳥獣対策協議会を通じて、JA等々ですね、緊密に連絡を取り合っ、対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、シカの被害状況ですけども、現在まで、上天草で1件被害が確認されております。そして目撃情報は平成24年ぐらいから徐々に多くなりまして、対策の状況といたしましては平成26年、昨年8月にですね、緊急に県と2市1町、担当課が集まりまして、天草管内のシカ・タイワンリス対策防除協議会の準備会ということで立ち上げて、9月30日に第1回の協議会を開催いたしました。

上天草では目撃情報が大変多くなって、まず、上天草には生息をしてるんだろということ、今、天草管内にですね、生息ポイントを県が設けまして調査中でございます。それで、町内にはその生息ポイント、調査ポイントは3カ所、もう既に設置してございます。

第1回の協議会での決定事項は、天草管内のシカはもともと生息していなかったものとして、一応根絶をするという方向で進む。そしてタイワンリスについては、特定外来生物ということで、これも又、根絶を目指すということで決定しております。

被害状況についてですけども、先程申し上げましたが、上天草で森林被害、角こすり、で森林被害が1件確認されたという状況で、まだ、拡大の方向ではいってないという状況でございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） イノシシに次いでシカもとなると、ますます大変だと思いますけれどもですね、幸いなことに検討委員会ももう立ち上げていらっしゃるようござい

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

シカとなりますと、今でさえ林業を営む家庭は大変だと、経営危機といったらなんですけども「山はとにかく金にならんもん」というのが正直な話のようでございますので、これ以上の被害を被るとますます山林等が荒廃し、そうなりますと、災害等の発生がひどくなるのが目に見えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（山本政人君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは次に、通告5番、廣田君の質問をお願いします。

○2番（廣田幸英君） 通告5番、議席番号2番、廣田でございます。

1番、安全から。

午前中の質疑におきまして、浜口議員の質問に町長が非常に丁寧にお答えになりましたので、約6キロにつきましては、私、控えたいと思ひますけれども、部分的に坂瀬川地区で特にひどいところ、ここを重点的に取り上げて質問をさせていただきたいと思ひます。

坂瀬川和田漁港東側出入口付近におきましては、非常に越波がひどうございます。また、キリシタン乗船の地付近も非常にひどいところございます。ここにつきまして対策ができないものか。私の案としましては、二江漁港、又、通詞漁港におきまして、暴風ネットのような暴風壁の対策がなされております。これについて、漁民の皆さん方も非常に安心して船も泊められると「全然風が通らんとですよ」という言葉を聞いておりますので、そういう対策が取れないものかどうか、お尋ねをいたします。

次に、坂瀬川中学校跡地利用についてお尋ねをいたします。

本年3月末をもって閉校となりました坂瀬川中学校ですが、生徒達がいなくなって丸3カ月もたたないのにグラウンドの草が伸び放題であり、これは中心部は違います。周辺でございます。このままでは荒れ放題になってしまいはしないかと、閉校事業の会議の席で近所の区長さんが心配をしておられました。

5月24日に私も確認に行きましたが、言われるとおり、中心部を除いて雑草が伸びており、秋の体育祭シーズンまでには整備されるとは思ひますが、今後は使用するとき荒れていたなら整備をしながら利用していくのか。整備、管理はどの課の担当になるのか。又、坂瀬川地区の跡地利用検討委員会が教育委員会に報告の提言をなされております。その内容を重視するのかどうか、お尋ねをいたします。

3番目に、大師山公園周回道路建設についてお尋ねをいたします。

平成26年度には仮設計図も出来上がったと聞いておりますが、しかし、今年度の計画には載っていないようですが、なぜでしょうか。大師山は坂瀬川地区の避難地でもあ

り、又、地区の人たちにとっては思いの深い場所でございます。お考えをお聞かせください。

4番目に、町道多田羅線の整備について。

町道多田羅線入り口は、入るにも出るにも狭くて非常に危険でした。しかし、このたび、猪口医院さんのご厚意で、旧病院を解体した跡の一部を町に寄付したい旨、伺っています。町道多田羅線の入り口であり、整備するには良い機会だと思います。いかがでしょうか。県道坂瀬川御領線浦松原地区の拡張工事も進まないようです。多田羅線を生かし、浦区と結ぶ考えはできないものか、お考えを聞かせてください。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

国道への越波状況の件について、新たな質問をしていただいたところでございます。

新たな施策もご指導いただきました。この件につきましても、可能かどうかを含めて検討、打ち合わせをしてみたいと思っております。

いずれにしろ、建設海岸、港湾海岸、漁港海岸等でやりますと、町の負担も大変でございます。今、国道海岸という概念はないようでございますが、しかし、実際、心配なのは先程も申し上げましたように、越波してきた波を避けるために運転の方向が変わっていく。そこで大きな事故につながる可能性があるということが一番心配しているところでございますので、その辺も含めて、そして今、新しい施策のご指摘もいただきましたので、それが可能かどうかも含めて検討を進めさせていただきたいと思っております。

あと、坂瀬川中学校の跡地の管理、利用についてでございますが、これは教育委員会ですっかり管理をしていただくことになっておりますので、早速、現況等をですね、見た上で、見苦しい点についてはなるべく早くやっていただくようにしたいと考えているところでございます。

また、只今、坂瀬川中学校校舎につきましては、地元検討委員会の提言どおり、まず公民館、役場出張所移転をいたしまして、施設の維持管理を行うことで方針を決定いたしました。そういう人が出入りする機会が多くなりますと、今のご心配のですね、維持管理についてもスムーズにやっていけるのではないかと考えているところでございます。

今後、校舎の改修計画等について概略設計委託業務を発注し、協議を進めてまいり所存でございます。

次に、大師山公園の周回道路についてでございます。

この件につきましては、何度となく話題に上ったり、議会の中でも坂瀬川出身の議員の方々からも質問をいただき、調査もいたしました。調査をいたしまして、浦区から大

師山につながるこの道路整備については、概算設計を平成26年度に実施しております。出来上がりました設計の概要は、道路延長443m、道路幅員、路肩部を含めて6m、起点部と終点部の高低差が約37m、道路勾配が最大で12.0%といこととございます。勾配が大変きついことがこの数字でわかります。補強の土壁の施工区間が146m、平均の盛り土高が9.5m、ブロック積みの施工区間は24m、平均の高さは5mの計画となっておりますが、これは余りにも大きすぎて、それと又、避難路としてこの急勾配がふさわしいかどうか、この辺の検討が必要ではないかと考えているところでございます。

この路線の道路用地について確認をいたしましたところ、用地取得が困難と思われる箇所もございました。当該道路は避難路として整備する場合に、延長が長く、勾配もきついと思われれます。工事費も相当高く、今のところ見積りは約8,000万円程度かかることから、他に適当な避難地がないのか等も含めて検討すべきだと。それと、周回道路にしてはちょっと幅員等も広い、もうちょっと簡便な設計ができないかどうか、あるいは、近くにとりあえず逃げの高台があるのかなのか造れないのかということも含めて、検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

そういう状況でございますので、今一つ、ちょっと深めた中で研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、町道多田羅線についてはご指摘のとおり、一部入り口の土地をですね、有り難くもご寄付をいただきまして、今、登記申請書を天草法務局に提出をしているところでございます。せっかくこれだけのご厚意の中で用地提供がっておりますので、早急に道路として整備すべきではないかということとでございます。この町道多田羅線と接します県道敷内に電柱がございまして、この電柱が町道拡張の支障となりますので、現在、この電柱の移転につきましては、県広域本部土木部と九州電力天草営業所と協議を行っていただいているところでございます。

町といたしましてもご厚意にお答えするため、又、緊急車両等の進入がしやすくなるよう、なるべく早い時期に整備ができればと考えているところでございます。

次に、この町道を整備延長し、県道につなぐ考えはないかのご質問でございますが、町道の整備延長は用地や予算の問題等がございまして、現地では難しいと考えておりまして、今の県道の入り口からを拡張して、通りやすくする方法を検討した方がよいのではないかと考えているところでございます。

以上で、廣田議員のご質問にお答えをさせていただきました。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 324号線の越波対策につきましては、答弁のとおり進めていただきたいと、このように思います。

又、坂瀬川中学校跡地利用について、校舎の方は公民館、出張所の利用をするということでございますけれども、体育館、グラウンドにつきましては、検討委員会の答弁とは若干異なっているように思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、どなたかございますか。教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 体育館につきましては、社会体育ということで地域の皆さんが活用していただくような措置をとっております。グラウンドにつきましては、その提言の中ではグラウンドゴルフをすとか、そういうことでありますので、今、格別何かを造ろうとかそういうことは考えておりません。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 検討委員会の回答につきましては、人工芝の多目的グラウンドへ改修すると。ソフトテニスコート、フットサルコート、4面から6面、これをもって交流人口等の活用を生かすというような報告がなされておりますけれども、今の答弁ではもうそのまま、草が伸びたら刈りながら使っていきますよという答弁のように聞こえましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 答申では、今、廣田議員が言われたとおりですけど、人工芝にするのに膨大な金額がかかりますし、フットサルをつくったにしても坂瀬川グラウンドもあります。テニスコートは多分、そのまま坂瀬川中学校が使ってたやつが残っております。だけん、今のところ多分いいですか、草を刈りながら維持していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） さみしい限りですけれども、できればですね、地区の人たちが検討委員会とか立派なメンバーの方ばかりでございます。又、2回となく、3回となく地区代表の皆さんとご相談をしながら、地区の人たちが中学校はなくなったけれども、跡の利用については非常に楽しく利用させていただいているというようなグラウンドになってくれればと思いますので、これからも検討をよろしくお願いします。

次に、大師山公園周回道路につきまして、もう1回お尋ねをいたします。

大師山には坂瀬川地区の慰霊碑がございます。もう遺族の方々も高齢化で、1年に1回の慰霊碑の清掃もなかなかままならないということで、役員の皆さん、非常に大変な目に遭っておられます。

町長も慰霊祭のときにおっしゃいました。「あの大战の悲惨さを忘れてはいけない。後世に伝えるのが私たちの役目である」とおっしゃいました。慰霊碑があります。慰霊碑が寂れていってしまっていて後世に伝えることができるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この道路とは関係ないんじゃないかと思います。慰霊碑があれば、今ある道路を使って皆さん登られると思います。

それよりも残念なのは、天候のせいもありますけれども、やっぱり合同の慰霊祭になりましたので、あの坂瀬川の立派な昔の慰霊祭というのは本当に素晴らしいなと思っておりました。でもしかし、今の高齢化の状況ではなかなかそれを伝統的につなぐというのも難しいということで、体育館になり、それから今度は全町一帯となったわけでございます。

この新しい道路を造るというのは、むしろ最初は大師山に登って、要するにお大師様の用に供するようなことでと、それとあと、避難路ということで出てきたかと思っております。どちらにしる避難も大事ですし、そのことについては我々も深刻に受け止めて、全議員さんからのご提案に答えて調査をし、ある程度の形をつくったわけですが、余りにも避難路としては急勾配過ぎるということですから、そういった面と用地の買収がなかなか途中あたりでできないような状況でございますので、避難地としてはもっと近くに、割と登り易い用地がないかどうか、これも検討すべきではないかと。

そして又、周回道路については、我々もあきらめたわけではありません。これを何か良い方法で造りたいなという気持ちも当然持っておりますので、もうしばらく検討・研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 今、あきらめてはいないという町長のお言葉を聞きましたので、この件につきましては、私も、又、これから先、お付き合いをさせていただきたいと思えます。

私が慰霊碑をと言ったのは、公園化、大師山公園にするということで、八十八カ所です。又、近頃では御利益巡りというようなことで、それぞれお参りに来られる人たちも増えてまいりました。そういう人たちに、保育園の子ども、小学生の子ども達が登ったときに「これ何ね」と聞かれたときに、その慰霊碑の大切さを教えてやるのが私達の仕事ではないかと言いたかったわけでございます。言葉が足らず、申し訳ございません。

以上です。終わります。

○議長（山本政人君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（山本政人君） 次に、通告6番、松本良人君。

○1番（松本良人君） 通告6番、1番議員、松本でございます。一般質問、最後でございます。大変お疲れのことと思えますので、簡単にお尋ねをいたします。

2、3日前から時折、強い雨が降りましてですね、大災害につながらなければ良いのだがなと心配をしているところがございますけれども、苓北町は、特に防災についてはかなりの予算が費やされて人命優先の施策がとられてまいりました。特に、津波対策につきましては力が入られて、避難箇所等についても素晴らしいものができて、又、できつつあり、反面多くの予算も投入されてきております。

近年の地球規模での異常気象といわれております中で、昨年7月の集中豪雨では、各地区に至る所大きな災害をもたらしました。裏山から水が吹き出し、住宅が被災し、今なお、親類の家で避難生活をなさっている家族もいらっしゃいます。防災対策や国土保全の対策は津波だけではない。河川の管理や地滑り対策、特に適正な小河川の管理は、土石流の発生や多くの生命財産に関する問題だと考えられます。梅雨期に入り、そして又、台風シーズンを迎える中で、豪雨に対する防災対策についてはどのような対策がとられているか、お尋ねをいたします。

第2点目でございます。

景気浮上策の1つに掲げられるのが公共工事でございます。本町におきましては、毎年、公共工事に多額の予算が使われております。しかしながら、本町の場合は大型の公共工事が多いために、小さなところには予算配分が回りこなせないように思われますが、いかがなものございましょうか。

ケースバイケースではございますが、町民にとりましては、1カ所数億円の大型工事よりも、身近に不便を感じている小さな事業を実施してもらった方が有り難い。例えば1億円の工事を200万円程度の小さな事業に分けますと、50カ所の分が実施されます。又、その中の200万円をですね、例えば今、防犯、特に子どもさん達の通学路とか、あるいは皆さん方の若い方、年寄りを問わずですね、ウォーキングあたりをすると、夕方かなり道路あたりを散歩なさる方が多いのでございますけれども、そういったところにまだ、例えば外灯なんか不足しているのがかなりあると思います。その200万円をですね、1カ所4万円程度ということでございますが、その1カ所分を使いますと、およそ50カ所が設置をできます。一例を申し上げましたがですね、町民の方々の本当により良い生活空間を確保する。より良くて、そして住み良い町をつくるためには、こういった小さな事業が大事じゃないか。そして又、町民の方々の心からの思いではないかと思っております。

又、同時に小規模事業者の方々への仕事の配分も行われることになりますから、地域の雇用の拡大、特に男性の方の拡大とか、あるいは失業の回避につながっていくものではないかと思われます。苓北町の景気対策の一環としても、是非とも実行をしていただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えをお尋ねをしたいと思います。

答弁の内容次第ではですね、自席でご質問をさせていただきます。よろしくお願ひし

ます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、防災対策についてもろもろご指摘もいただきました。町では、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び水防法の規定に基づき、苓北町地域防災計画及び苓北町水防計画を策定しております。

この計画に基づき、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に密接な関連をもって地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することによって、防災対策に万全を期するよう努めているところでございます。

近年の災害は、大規模かつ多岐にわたっておりますが、その1つ1つに迅速かつ適切に対処するため、町では全町的な防災訓練の実施や、消防団の各種訓練の実施、自主防災会の組織結成推進の他、防災マップ、防災冊子などを毎年、全戸に配布するとともに、広報れいほくに自然災害への備え、情報収集の方法、避難の方法や避難場所などを定期的に掲載し、防災に必要な知識、情報について町民への普及・周知を図っております。

又、地滑り、崖崩れ及び土石流災害、急傾斜地崩壊等の災害予防対策につきましても、緊急度に応じて国・県等への要望を継続的に行い、防災工事の早急の実施、促進を行っているところでございます。

松本議員ご質問の豪雨に対する防災対策につきましても、土砂災害防災マップ、洪水防災マップ等により危険区域、危険溪流、浸水想定区域などの周知を行い、日頃から自分の地域の災害危険度を把握していただくように促すと共に、特に梅雨期及び台風時には所管課を中心にパトロールを強化し、状況の把握と必要な対策を行い、災害の未然防止に努めているところでございます。

また、7月12日に計画しております防災避難訓練におきましては、今年度から豪雨による山間部での土砂災害を想定した訓練も併せて実施する予定にしているところでございます。

これから梅雨期を迎え、特に大雨に対する警戒が必要な時期となりますので、地域住民の安全確保を第一に防災対策に万全を期してまいります。

それと関連をするところもあるかと思いますが、公共工事、地場産業の育成について、特に小規模事業者についての仕事の配分についてのご指摘もございました。

松本議員が申されましたように、公共工事が苓北町の地場産業の1つであるとの認識は持っております。近年、国の財政が悪化したことによりまして、苓北町における公共工事関係の予算も減ってきておりますが、特に平成22年度、24年度、25年度におきましては、国の経済対策の中で有利な予算が取れましたので、今までやりたくてもや

れなかったところ等にですね、予算を配分をしてきたところでございます。

特に、ご質問、ご指摘がありましたいわゆる町というBCクラスの方たちですね、小規模事業者という。BCクラスの改良工事、維持工事費等は平成26年度におきましては11件、事業費で6,000万円余り、BCクラスが請け負った災害復旧事業が公共災19件、工事費7,600万円余、農災が4件、工事費540万円余でございました。Bクラス、Cクラスにおかれましては、結構仕事があったのではないかと認識をしております。

なお、平成27年度は、町道等の維持修繕費や単独工事費として1,300万円の予算を計上しております。又、社会資本整備交付金事業として取り組んでおります道路改良につきましては、年柄の町道唐津丸線他3路線でございまして、予算額は2,750万円を計上しているところでございます。

同じく舗装の補修工事は、尾越線他3路線で、予算額は2,600万円の予算計上をいたしているところでございます。

橋梁の補修事業といたしましては、西川内の下萱場橋、城下の茶摘田橋、内田の柿ノ本橋、坂瀬川木場の大川橋を予定しており、予算額は2,200万円を計上しております。

今後の取り組みといたしましては、必要な予算を極力確保しながら地元の要望に応えるとともに、業者育成にも心がけていきたいと考えております。

また、災害復旧事業の漏れ箇所のご指摘もいただいておりますが、再度現地の調査を実施しながら、これらの対応につきましても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

考え方とすれば、私も同様、地場産業で必要な公共事業、必要な社会資本整備は、必要な予算を確保しながらやっていくべきだと、積極的にやっていくべきだと考えているところでございます。その場合、大きな金額になる場合と、本当に小さな金額になる場合とあるかと思えます。なるだけですね、大きな規模の事業者にはそれなりの事業費が回るように、あるいは小規模の事業者の方にはそれなりの事業費が回るように、そしてできれば、手元の一般財源だけではなくてですね、できれば予算を国から、県から応援していただけるような、そういう事業を展開をしてまいりたいと。その中で、必要な社会資本の整備をしていただいて、防災対策、安全対策を深めていければ有り難いと考えているところでございます。

松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 防災対策には素晴らしい対策がとられておるとは思いますけれども、実は土砂災害防止法がですね、平成12年に制定されまして、13年の4月から施

行されているということはご存知かと思えます。

これはですね、土石流や崖崩れ、地滑りがもう大雨が降ったら、地震が来たら、起こったときには、はよう逃げろというようなことだろうと思えます。というのが、もう多分、それだけ国はですね、金はかけきらのじゃなかろうかと思えますので、とりあえずもう崩れたら逃げろというようなこと、私はそう感じておっとですが、この法律自体は人命優先ということですね、そう思っております。

そういったことですね、多分この法律にも、もう近々取り組まれて、もう取り組んでおられるとは思いますが、ただ、私が申し上げるのはですね、冒頭にも申し上げましたが、特に昨年の集中豪雨は、かなりの30年振りかといわれるような被害をもたらしました。

しかしながらですね、現在眺めてみると、その被災箇所が点々と残されております。復旧もまだ全然なされておらん。当然、災害も、杭も打ってなかですから、多分、災害のもかけてもないと。そういった状況がですね、現在町内にあちこちにあるわけですね。これはやっぱり人命の関係、あるいは財産管理の関係で、壊れたところをやってしてもらわなきゃいかんのじゃなかろうかなと。特に河川なんかはですね、そう思います。

そういうことでございますので是非ともですね、町の状況をですね、私、10年間ぐらいの災害の採択状況を見せてもらいましたけども、なかなかその採択状況も少ないように感じます。

実は、災害復旧事業というのはですね、今のところ、多分67%ぐらいは国の補助で、残りは、そのように高率の起債あたりができますので、相当良いような、町としてはなかなか喉から手が出るような事業でございますが、そういったところがあんまり手を付けてないように感じます。まだ過年災っていうのですかね、数年前に壊れたところがそのまま残ってる現状箇所がかなり多い。そういったところでございますので、今後はですね、是非ともそういったところのないように、ひとつ頑張ってください、そう思っております。

1つだけですね、気になることが、2、3あったもんでですね、聞いてみますけれども、まず、この防災マップはですね、この前、前々回ぐらいの配付でですね、来たっですけれども。このマップ、皆さん見られたのですかね、行政の方は。見てわかりましたか。

わからんとですよ。私がわからんけん、町民の方も多分、わかられんとじゃなかろうかなと。私は、他所は知らんけんですね、知りませんので、都呂々を例にとってみますとですね、都呂々小中学校の体育館あたりがですね、避難箇所になっとつとつですが、それよりも上になつとつところの住宅とかなんかが浸水するような形になって、そこは浸水せんごてなつとつ。学校の階段に上れということでしょうかね、3階に行きなさいとい

うようなことだろうかと思えますけれども、とても見にくい。

そして、この浸水の色あたりもですね、5 m以上とか、5 m未満とか、2 m未満とか書いてあつとですけども、その見方ですかね、ここ注意事項がちょっと書いてあつとですが、例えばこの利用に当たってはですね、洪水はおおむね30年に1回程度にしたとをこれに色付けしとりますよと。高潮は、台風でできたぐらいのをしております、というような感じで書いてあつとですよ。どの程度の、何ミリ程度のとか、どんくらいぐらいのをしたとか、はっきり書いてあるか、あるいは、ここはマイナス何mですので危ないですよというようなことで色付けがしてあればいいんですけども、そういったことが全く書いてないですね。そこでどこに逃げればよかわからん。

ただ一つ、行政の方にお尋ねしたのは、その色付けしてないところに逃げればよかつですかね、色付けしてないところに。色付けしてないところに逃げたら良いということであれば、わざわざですね、地震とか何かの、あるいは津波とか何かの避難所としてですね、多額の金はかけぐらいらんとですよ、今もありよりますので、つくりよりますけれどもですね。

そういったところを念頭に入れてですね、ぜひ真剣な、誰もが見てわかるような、町民の指導をしていただくようなマップあたりも作っていただきたい、そう思っております。

皆さん、見られたですかね。ちょっと見たらですね、都呂々の場合は、全く当てはまらない。例えば津波のときは木場の集会所に逃げろと書いてあつとですよ。私たちが木場の集会所まで逃げきりますか。1カ所しかなかつですよ。これ、1カ所と都呂々神社しかなかつですよ、これに入つとつとは。

そういうことですので、もうちょっと検討をしていただきたい。

とりあえずそういったことですね、もう1つですね、実は行政通信なんですよ。これは私の関係する大河内のみを2件拾ってきました。他所の区にもこういった回答があつてるんじゃないかなろうかなということで、特に今回、ここで、議場で例として挙げさせていただきます。

私の大河内地区だけならば、これ要りませんけれども。読んでみますとですね。実は、1つは、小さな川でございますけれども、もうイノシシとか、その災害で、河床高が上がって、護岸よりも、もう護岸すれすれになつとるので、どがなかできんかということでお願いを出しました。そうしたところが、やまびこ事業で対応をしてくださいと書いてあるんですよ。河川の事業をやまびこの事業です。この回答はですね、多分、専決権が助役にありますので、助役さん、特に事業課の権限もございますので、そこら辺、回答をお願いしたいと思いますけれども。これも1つ、やまびこで対応してくださいと。

それからもう1つですね、これは河川と堤の護岸、堤防との決壊しとつとこですが、そこもやはり水路敷きの修繕等についてはやまびご事業の申請をお願いしますと。そして、ため池の復旧については小災害で対応しますと。

ため池なんかは、もう山の上ですのでね、そがんと要らんとですよ、実際は。ただ護岸を、ため池に水がたまってそのため池が崩壊すると下に人家が2戸ありますので、2戸で7、8名生活しておられますので、その被災必ずしますよということで、これ書いておりますけども、そういったところですね、やまびご事業で対応してくださいというようなことは、これでしまいですよ、これは26年の2月に出したもんですから。

全く誠意のない回答じゃなかるかなと思います。よろしくご回答をお願いします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、防災マップの件についてのご質問でございます。

防災マップにつきましては、本年度も5月にですね、作成をいたしまして、各家庭に配布をさせていただきました。

先程の町長答弁にもありましたように、近年の災害は多岐にわたっております。そういった面で、津波でありますとか、洪水、高潮、そういったそれぞれの災害に対応するような形でですね、それぞれ防災マップの中に高潮でありますとか、津波とか、そういった部分での浸水の想定区域、避難場所等を掲示をしております、それぞれの災害別にですね、区分けをしているところでございます。

留意事項の中でも書いておりますように、あくまでもこういったマップの作成に当たりますには、洪水については先程も申されましたけれども、おおむね30年に1度程度の豪雨があった場合を想定するとか、津波でありますれば、これまでの実際に発生した津波等を基に、現在の科学的知見を基に、今後想定される津波を想定した中でのマップ作りということで、あくまでも基準としてですね、作成をしているものでございます。

注意事項にも書いておりますように、想定を超える大雨、それから高潮、地震、そういったものはいつ何時発生するかもしれません。そういったことで、これはあくまでも、町民の皆さまに注意喚起を図るということでですね、作成しているものでございます。

確かに、見にくい箇所もあろうかと思えます。そういったご指摘をですね、ご指導いただきながら、今後より良いマップ作りに努めていきたいということで考えております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 松本議員のほうから、お尋ねがありました小さな河川ですけども、河床高が上がっているということで、どうにかならないかということへの対応が、やまびご事業でその対応を願いたいというような回答であったということでご

ございますが、私もこの前、議員ご案内で現地のほうを見させていただいたところがございます。

今、土木管理課で所管をいたしております、その河川というところの位置付けでまいりますと、この水路といいますか、河川ですけれども、河川台帳に上がっておりません。それで里道、水路と同じような取扱いの中で、やまびこ事業で対応を願いたいというような回答がなされたものというふうに理解をいたしているところがございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） こういったマップ等については、やはり町民の皆さんが見て、本当に簡単にわかってですね、あんまり疑問を生じないようなマップの作り方が大事だと思いますので、今後はですね、是非ともそういったことをやっていただきたいと、これはお願いでございます。

それから、今、山口課長の件でございますが、町民の皆さまはですね、どこからどこまでが県河川か、どこからどこまでが町河川か、あるいは準用河川か、あるいは、溝か。ただ財産がこっからここは道路台帳じゃなくてですね、登記簿上の地図なんか見れば確実に水路としてわかっとなりますので、そこら辺から割り出してですね、その県河川がどこじゃいろ、町河川がどこじゃいろ、わからんとですよ。

ただ、生命・財産については、やっぱり国・県、町を含めてぜひ守っていただきたい。そう思いますので、もし河川台帳に上がらんとときは、何らかの河川台帳に上げるとか、準用河川あたりで採択を願うとかというような形をぜひとっていただいて、今後の課題としてですね、ぜひとっていただきたい。

それから、災害復旧とかなんかありませんでしたけれども、今後はですね、景気浮揚策にもなりますので、できる限りですね、災害等については採択をしていただくような、ふんだんでやっていただきたいと思います。

それから、例の行政通知についてまず助役のほうからお願いします。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） すいません、助役じゃなくて、副町長でお答えさせていただきます。

ご承知のように、松本議員も昔、災害担当をやっておられましたので、今は、災害にかける場合は、おっしゃるように河川台帳に載るとかば災害にかけられません。当然、1 m以下は水路ですよ、ご承知のとおり。河川ではございませんので、回答の仕方の方が悪かった面もございますが、要するに1 m以下だったから水路として扱ったので、回答としては土木のほうからお聞きをいたしまして、水路としてやまびこの事業でできるんじゃないかと、最低できるんじゃないかというようなことで、回答をしたと

というような記憶がございます。

そういった意味において、災害にとっていただく、先程もご質問がありましたが、仕事が少ないというようなことに絡めまして、そういった場合についてはB、Cクラスの人も積極的に、災害が起きたならばここは壊れてるよというようなことで、お知らせもひとつしていただければと思っております。

そういった意味において、今後、その現場、現場に応じた対処の仕方を、課長、担当のほうから聞いて、こういう回答はどうでしょうかというご相談がありますので、その辺については検討をしてみたいと思っております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 助役さんと言ったのは、本当悪うございました。副町長さんでございました。おわびをいたします。ぜひ、削除をしていただきたいと思いますけれども。

いや、私が言うのはですね、町の行政のところにおいてですたい。簡単に申請が上がってきたのを、これはもう該当しませんよ、水路でございますのでですね。やまびこでしなさいというような簡単な報告をもって、その一件落着としたような感じがあるんじゃないでしょうか。それとほかにもですね、この行政通信ではなくて災害のあった後に、地域の方から直接役場なんか「うっくえたですよ」ということであつたときに、「どが言うたですか」って聞いたところ「もう、ここは該当せんけん、やまびこでしてくだっせって言うて行かっとなすばい」というような回答があつとると。それで、そっでいいのかなと。隣までは2、3年前は農災の水路でとつてあつとが、その近々の年度では、去年、昨年度ではそういった回答があつとると。

私が言うのは、そういった回答があつとつて、まあ専決権が副町長にありますので、印鑑ばついとらすもんですからですね。本当に副町長さんは事業課育ちでございますので、本当に内容ば見てそっで良かったかなと。ぜひ、審査の上ではですね、真剣にやっただいて、ぜひ町民からですね、信頼されるような職員をお育てになるような感じを、ぜひお願いしたいと思っております。何かございますかね。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、松本議員が専決権が私にある、私にあるとおっしゃいますが、ケースバイケースによって専決権は違います。町長にある場合と、私にある場合と、課長にある場合があります。専決権が私にある、私にあるとおっしゃいますが、その内容によって上までいく場合もあります。

ほとんどの場合、まあどこにあるか、それはいいんですが、誠意ある回答を今後努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私は、誠意な回答をしてくださいというようなことでお願いをしたところでございますので、ぜひですね、職員さんの指導をよろしくをお願いをしたい、そう思います。

それからもう1つですね、実は、昨年、一昨年あたりはそうですね、25年ぐらいからですのでね。地域の元気臨時交付金あたりでですね、9億円ぐらいか10億円ぐらいですね、金が来たと聞いておりますが、そこら辺の金が結構流れてきとるので、ここ苓北町には事業あたりも多かったんじゃないかなと思います。今後の対策としてですね、もしそういった形、金が無くなった場合、苓北町の財政は大丈夫かと、ですね。そういったことも私達は懸念をしております。そこら辺のひとつご説明もよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは元気交付金とか頑張る交付金というのは、国の経済対策の一環で、その仕事を取った額に応じていただいた金額で、いわゆる付録みたいなものです。ですからこれを使って相当事業をしたのはもう事実でございます。一番端的に言いますと、温泉センター8千数百万円かかりましたけど、その元気交付金で全てやらせていただきました。

ただ、それはあくまでも国の対策があったからできたことであって、通常はありませんので、その範囲内で、例えば災害に認定されるものは災害に認定されるように、ぜひきちっとした資料を作るとか、あるいは補助率の高い事業をなるべく見つけてくるとか、そういうことについては頑張っていきたいと考えております。

全くそういう国の対策がなければ、当然、これほどこの自治体もそうですけど、事業量は減っていく、そういうことは目に見えているわけでもございまして、そういったことのないように、今、地方創生と国も言っておられるわけでもございますので、ぜひそういったことがないようにしてほしいんですが、最近入ってきた情報によると、経済財政諮問会議においては、地方創生はしろと、ところが交付税は検討して減らせて。そしてもっと悪いのは、留保率とって、要するに我々がもらえる範囲があるんですが、今、町村はですね、25%の留保率をいただいています。都道府県においては30%ちょっと大きいんですね。

これを25%を20%にしろと言ってるんですよ。じゃあ、それで地方創生ができるのか。片や地方創生をしろ、片や交付税を減らせ、片や留保率を減らせて言ってる。もう、何かちぐはぐですね。ただ、そういうふうな形をみてくると、もう地方には金はやらないぞと、必要なことができないところは合併しろというように聞こえてくるんです。

そうは言ってませんよ。でも聞こえてくるような、いろんな表現とか、検討事項が出

てきますので、そこは今度は我々も黙って聞いておくわけにはいきませんので、全国の市町村で団結して、国とやっぱり議論をしていかなければならないと考えているところでございます。

そういうことで、国の対策がですね、今までどおりであれば、年、年によって、社会資本整備の少ないときと多いときとあるかと思いますが、やっていけると考えておりますが、徐々にその縛りをですね、きつくしてきてるように見えます。また、実際ですね、日本の借金が千兆円を超えておりますので、確かにこのままでいけばどっかで破たんをする状況があるわけでございますので、そのところは破たんしないような舵取りをしながら地方創生もしていただきたいと、そのような思いで今後ともですね、皆さんと協力をいたしまして、県・国とも対応をしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私もですね、町長と全く同じような危機感を持ってるわけですね。今、国の補助事業あたりは、補助の補助率なんかをずっと絞ってきたりですね、最低額のかさ上げをしてる。災害を1つの例を取りますとですね、昔は10万円じゃったつがもう今、60万円ぐらいになったと。採択をする、要するにされんごてなったと。

県あたりも、もう全くその災害は、もう県あたりはわかりませんけれども、そういう形で補助金をなるだけ出さんごて渋る傍らにですね、格好つけてですね、マスコミを利用するだけの、何ですかね、格好良か資金をやりますのでということで、出すような感じで、そこら辺の、なんかな、あれで、ところが実際は、補助をずっと切つとるといような感じがございましたので、苓北町もぜひですね、うまい具合な財政の運営の方法をですね、とっていただいて、末永く健全財政を続けていただきたいと、そう思うところでございます。

終わります。

○議長（山本政人君） これで、松本良人君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時19分

平成 2 7 年 6 月 1 1 日 (木)

(第 2 日 目)

平成27年第3回荅北町議会定例会会議録（第2日目）

平成27年第3回荅北町議会定例会は、平成27年6月11日荅北町議会議場に招集された。

1. 午後1時00分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭 書 記 野 田 寛 子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益田 大 介	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚 之	企画政策課長	荒木 広 之
福祉保健課長	田尻 伸 治	健康増進室長	山崎 敬 一
水道環境課長	小林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大田 勝 彦
教 育 課 長	汐崎 正 喜	商工観光課長	立山 清 剛
代表監査委員	登本 玄 一		

8. 議事日程

- | | | |
|-------|------------------|--|
| 日程第 1 | 報告第 3号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成26年度2月分・3月分・4月分、平成27年度4月分） |
| 日程第 2 | 報告第 4号 | 随時監査の結果報告について |
| 日程第 3 | 報告第 5号 | 所管事務の調査結果報告について |
| 日程第 4 | 報告第 6号 | 平成26年度荅北町繰越明許費繰越計算書（荅北町一般会計）の報告について |
| 日程第 5 | 承認第 1号
専決第 1号 | 専決処分の承認について
荅北町税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 承認第 2号
専決第 2号 | 専決処分の承認について
荅北町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 承認第 3号
専決第 3号 | 専決処分の承認について
荅北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 |
| 日程第 8 | 承認第 4号
専決第 4号 | 専決処分の承認について
荅北町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 承認第 5号
専決第 5号 | 専決処分の承認について
平成26年度荅北町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 承認第 6号
専決第 6号 | 専決処分の承認について
平成26年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 承認第 7号
専決第 7号 | 専決処分の承認について
平成26年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 承認第 8号
専決第 8号 | 専決処分の承認について
平成26年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 承認第 9号
専決第 9号 | 専決処分の承認について
平成26年度荅北町下水道特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 承認第10号
専決第10号 | 専決処分の承認について
平成26年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号） |

- 日程第 15 議案第 39 号 苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 16 議案第 40 号 平成 27 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 41 号 平成 27 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 42 号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2 工区）〕の
変更締結について
- 日程第 19 同意第 6 号 苓北町固定資産評価員の選任について
- 日程第 20 諮問第 1 号 苓北町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに
ついて
- 日程第 21 陳情等文書表について
- 日程第 22 継続審査調査の申し出について
- 日程第 23 議員派遣について

9. 議事の顛末

開会 午後1時00分

○議長（山本政人君） 皆さまこんにちは。今日はずいぶん大雨となっておりまして、

私が認識しているところでは、3時半頃から雨が降り出しまして、こりや相当降っているなど、そういう感覚をもちましたが、休むことなくずうっと朝までですね、降り続いておりまして、今まで経験したことがないような大雨でございました。それで2名の方が連絡はついておりますが、現在、こちらに向かっておられまして、まだ欠席でございます。

只今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議を開きますが、先程申しましたように、2名に連絡はついておりますが、まだお見えではありません。したがって、暫時ここで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後1時00分

再開 午後1時24分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

これで、大雨の事情によって若干時間を要しましたが、現在全員ご出席でございます。

そこで、この未曾有の大雨の被害に対する報告を総務課長の方から、まずお願いをしたいと思います。

○総務課長（山崎秀典君） 大雨洪水警報発令に伴う対応状況等についてご説明を申し上げます。ご報告をいたします。

本日、午前3時35分、大雨洪水警報が発令をされました。役場の方で警戒態勢をとって、警戒に入ったところでございます。それから6時20分に町の災害警戒本部を設置するというので、全課長、役場の方に集まりまして対応を協議をしております。

それから6時30分、志岐地区一帯に避難勧告を発令いたしました。これは、志岐川の水位が氾濫危険水位に達したというようなことの中で、志岐地区の一部、中志平、上津深江、三区を除く部分の810世帯、1,900人に避難勧告を出しております。

それから、6時50分に土砂災害警戒情報が発令をされましたので、7時に避難勧告を町内全域に行っております。3,182世帯、7,718人でございます。

それから8時5分になりまして、災害警戒本部を災害対策本部に切り替えまして、対

策本部を設置をいたしました。

その後、8時25分に志岐地区におきまして、避難勧告を更に強化しまして、避難の指示を行っております。これは1,393世帯、3,255人です。これは、志岐川の氾濫危険水位が更に上昇し、氾濫の危険性があつたため、避難指示を行ったところでございます。

同じく、9時05分に坂瀬川地区に対しまして、避難指示を出しております。549世帯、1,458人でございます。これにつきましても、松原川が氾濫危険水位に達しまして、氾濫の危険性があると判断したことによるものでございます。

現在の避難所の状況につきましてご報告をします。午後1時現在です。

避難所につきましては、坂瀬川公民館、役場、富岡公民館、都呂々公民館、それから坂瀬川の木場公民館、富岡の尾越公民館、コミュニティーセンター、苓北町保健センター、坂瀬川出張所ということで、避難所を開設いたしました。現在、78世帯、98人の方が避難をされております。なお、現在までに人的被害の報告はあっておりません。

それから雨量ですけれども、本日の12時、0時以降ですね、13時、1時までに日雨量で273.5mmの雨が降っております。特に6時から7時まで62.5mm、7時から8時まで55.0mm、8時から9時まで41.5mmということで、この3時間に大きな雨が降っている状況でございます。

現在のところ、それぞれ志岐川、松原川とも水位につきましては、徐々に下がっております、避難の判断水位以下になっておる状況でございます。

今後につきましては、本日の満潮時間が富岡港で午後4時ということでございますので、現在のところ、富岡港につきましても、警戒の潮位3.69mに対して、現在は1.81mということでですね、現在のところ、海の状況につきましては、まだ大丈夫な状況であろうかと思えます。ただ、この後の雨の降り方次第にもよりますので、更に警戒が必要かと思えます。

それから国道関係の通行止め等の模様です。

国道389号線につきましては、年柄の九電の先の方で崩落によりまして、全面通行止めとしておりましたが、先程、片側通行止めということで、片側の通行ができるように復旧をしております。

それから、県道都呂々宮地岳線が全面通行止め、依然として全面通行止めになっております。

それから県道本渡苓北線、これは志岐ダムの上になりますが、片側通行ということの状況でございます。

以上、ご報告をいたします。

○議長（山本政人君） これ以上の被害がないことを祈るばかりでございます。

-----○-----

日程第1 報告第3号 例月現金出納検査の結果報告書（平成26年度の2月分・3月分・4月分、平成27年度4月分）

○議長（山本政人君） それでは、本日の日程第1、報告第3号、例月現金出納検査の結果報告書（平成26年度の2月分・3月分・4月分、平成27年度4月分）が提出されましたので、お手元に写しを配布いたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

-----○-----

○議長（山本政人君） ここで、報告第4号の報告に入ります前に、監査委員に出席を求めておりますので、監査委員に着席をお願いいたします。

（代表監査委員 登本玄一君着席）

-----○-----

日程第2 報告第4号 随時監査の結果報告について

○議長（山本政人君） それでは、日程第2、報告第4号、随時監査の結果報告についてを議題とします。

随時監査の結果公表書は提出されましたので、写しをお手元に配布しております。

随時監査の結果について、説明をお願いします。登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 皆さまこんにちは。昨夜から大変な豪雨で、町内の住民の方のところにも被害が出たのではないかと、心からお見舞いを申し上げます。

さて、私、苓北町代表監査委員の登本玄一でございます。本日はよろしく願いをいたします。

さて、このたび、随時監査を実施いたしました。随時監査を実施するに当たっての経緯をご説明申し上げます。

皆さまご承知のとおり、平成25年度に明神山地区避難所設置工事と紺屋町地区避難所設置工事について随時監査を実施いたしました。

その際の私共の意見書に、工事施工管理の随時契約のあり方や工事計画変更及び工事費の変更を行う際の基準、又は職員研修の充実についての提案をいたしておりましたが、その後の経緯がどうなっているのかを主眼に、このたび、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、再度、随時監査を実施いたしました。

次に、今回、監査の対象となった8件の工事について申し上げます。

平成26年度苓北町発注工事の設計金額が1,000万円以上の工事は23件でござ

いました。そこで金額の最低額と最高額を抽出しまして、金額の最低額の1件が土木管理課、金額の最高額が教育委員会となりましたので、各課が平等のなるよう各課に1件を割り当てました。ただし、教育委員会は最高金額に関連した工事が他に2件ありましたので、教育委員会のみ3件とし、合計8件の監査を実施いたしました。

次に、監査の結果について申し上げます。

平成25年度に実施しました随時監査、又は、これまでの定期監査の結果公表書などで、それぞれの担当課の垣根を越えた全課統一した考え方の徹底や、公共事業の積算に関する変更が生じた場合の対応につきましては、その都度、監査委員として指摘をさせていただきました。しかしながらも、工事単価の採用などにおいてはばらつきが見られるなど統一した工事積算や変更処理がなされていないのが現状でございます。

平成26年6月に施行された公共事業の品質確保の促進に関する法律の一部改正する法律による統一した基準に基づいた積算を行っていただき、更には、平成25年10月に施行されました苓北町土木管理課が発注する公共土木工事などにおける単価、施工、歩掛の見積り徴取、これは苓北町の内規でございますが、この内規を土木管理課だけではなく、役場全ての課全体で共有していただきますよう内規の改正を要望するものでございます。

又、担当職員の各種研修のあり方については、専門的な知識の習得と技術者の育成に取り組まれるよう要望してきましたが、短期間での技術者の養成が難しい状況なので、今後は工事を発注した担当課ばかりではなく、課を越えた複数の職員によって工事の工法などの検討を行っていただき、工事費の検算やチェック体制を整備し、適正な公共事業の積算と発注に努めるべきであると提言を申し上げます。

以上でございますが、皆さま方のお手元に差し上げております随時監査における結果公表書をご覧いただきたいと思います。

終わります。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 監査委員から工事8件の随時検査結果が公表されました。

中身は、業務執行上、ごく当たり前のことが監査委員の指摘事項となっております。これは第1には、役場の現場に課題があるのかもしれませんが、勤務体制など組織的な問題、課題はないのか。このことも含めた今回の随時監査結果公表について、教育長、副町長、町長それぞれの見解を求めます。

○議長（山本政人君） 代表監査委員は。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 代表監査委員にお断りして、このお三方に見解を求めます。

○議長（山本政人君） それは良かったかな。代表監査委員、このことについて何かありますか。

代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 浜口議員のご質問にお答えになるかどうかわかりませんか、お答えさせていただきます。

この工事関係につきましても、専門的な知識を非常に有するわけございまして、担当者の方は一所懸命にやっています。しかし、昔というか、我々が職場におった20年、30年前は、先輩方からの技術を引き継いでいろいろと処理をすることができましたが、ここ近年は、本当の専門職な設計あるいは施工管理、非常に難しい面があって、恐らく1年、2年ではマスターすることは不可能かと監査をしておっても思われます。

そこで私が申し上げたいのは、やはり担当の職員を越えた、例えば土木管理課を中心としたチェック体制、そういうふうなことができないのかなというふうな提言を申し上げている次第でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、登本監査委員から、再度、ご説明いただきました。どうも申し訳ありません、何回も。

そのことは、先程配付してあります結果公表書、1ページ、2ページ、3ページに記載されている内容だと思います。私はこの3ページの中身について監査が出されましたので、その富岡城関係は教育委員会、それから決裁の一番最高決裁は町長、その次は副町長ということで、そのお三方にこういう監査結果が出たけどもどう思われますかというお尋ねをしておりますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（山本政人君） それでは現在、監査結果の報告がなされて、代表監査委員から説明がありました。本来であれば、代表監査委員に質疑をしていただきたいというところでございます。したがって、代表監査委員さんより事務的なことについては、今、浜口君からありましたように、それぞれの方に説明をするように指示をいただけませんか。

代表監査委員からお願いします。じゃあお願いします。教育長と副町長と町長に。

○議長（山本政人君） 代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 浜口議員が申されましたとおり、教育長、それから副町長あるいは又、町長からご答弁をいただけたら幸いです。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 昨日も人事のことで少し申し上げたわけでございます。今までは、どうしても平等に回そうとしておったんですが、なかなかやはり専門職として、し

っかりしたことができない要件が出てきております。そういった面で、最初の数年間は適性を見るためにいろいろ回しますが、その適性を見た上で、あとは専門的なことをしっかりやはり勉強して、そしてその専門職に就いていただこうと、そういう人事の方針にしております。

私からはそういうことで、なかなか専門的なことが1年、2年じゃ難しいということでございましたので、そういう方向性を持って人事をやっていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 2ページにありますように、富岡城、あと百間土手整備工事において、工種、数量を誤って計上し、工事を発注しておりまして、業者のほうから数量の誤りを指摘されて修正したということです。

今後、このようなことがないように、チェック体制を強化して対応したいと考えております。

○議長（山本政人君） 副町長ありますか。

○副町長（松野 茂君） いや、同じ意見です。

○議長（山本政人君） ああ、そうですか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私が思っていたのは、現場の職員にもあろうかと思いますが、それ以上に、取り巻く環境に問題があろうかというふうに思っております。

そのことについては、今後、今、具体的なお答えはありませんでしたが、今後そういうことも含めた中で取り組みをお願いしたいと思います。

それから、この監査の対象は、議会の議決を要する部分、事案もありました。特に、紺屋町富岡のこの8件の中には入っておりませんが、紺屋町富岡の津波避難所、上津深江、これは8件の中に入っておりますが、上津深江地区広域避難所法面工事などについても、これまで議会の中で設計変更のあり方、工事の内容について複数の議員が質問をしてきました。しかし、納得のいく回答が得られないまま、現状に至っております。これは当然、我々議員の側にも問題はあられるのかもしれない。

今回の監査委員からの指摘は、単に町の執行部だけでなく、行政のチェック機関としての機能が果たせていない議会への指摘でもあると考えます。このような指摘があったことに対して、議会議員の1人として、町民の皆さんに申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 他に質疑はないようです。

質疑なしと認めます。これで報告第4号を終わります。

監査委員さんにおかれましては、今回の随時監査、大変お疲れ様でございました。
退席いただいて結構でございます。本当にお疲れ様でございました。

(代表監査委員 登本玄一君退席)

-----○-----

日程第3 報告第5号 所管事務の調査結果報告について

○議長(山本政人君) 日程第3、報告第5号、所管事務の調査結果報告についてを議題とします。

建設経済常任委員長に報告を求めます。野崎建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長(野崎幸洋君) 苓北町議会議長、山本政人様、建設経済常任委員会委員長、野崎幸洋。

建設経済常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務についての調査を行ったので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記、1、調査事件名、所管事項についての対応状況聞きとり及び現地調査を実施。

2、調査の経過、(1)調査期日、平成27年5月20日水曜日、8時40分から14時10分。(2)調査場所、対応状況聞き取り、監査委員室。現地調査箇所、①町道多田羅線、②県道都呂々宮地岳線(笹尾橋付近)、③都呂々川及び都呂々川支流崩壊箇所、④都呂々木場元教職員住宅、⑤町道八久保線、⑥町営衝錠団地周辺。(3)出席議員、野崎幸洋委員長、松野重幸副委員長、高戸幸雄委員、松本良人委員。(4)委員以外の出席、山本政人議長。(5)執行部出席、立山商工観光課長、山口土木管理課長、山本主幹、野田農林水産課長。(6)委員会書記、宮崎議会事務局長。(7)調査の方法等、担当課の説明を受けながら現地確認を行った。出された意見は下記のとおり。

3、所管事務についての現地視察調査における意見・要望事項等。①町道多田羅線の改良について。緊急車両等の進入が容易にできるよう、十分な道路幅員を確保されたい。②県道都呂々宮地岳線(笹尾橋付近)の改良について。安全確保のため道路の拡幅について、熊本県へ強く要望をされたい。③町内の県・町管理河川を問わず全ての河川について、本日の大雨でも多数の災害発生が予想されておりますので、災害発生箇所について早急に情報収集、調査確認を行い、対処されたい。④都呂々木場元教職員住宅(松葉1号、2号)。売却も視野に入れて、適切な管理運営を図られたい。⑤町道八久保線の舗装について。地元との十分な協議の上、対応を図られたい。⑥町営衝錠団地周辺整備。テニスコート跡地は、地域住民が集える町民憩いの場(公園)として有効活用されたい。

以上、報告を終わります。

○議長(山本政人君) 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号、所管事務の調査結果報告についてを終わります。

-----○-----

日程第4 報告第6号 平成26年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について

○議長（山本政人君） 日程第4、報告第6号、平成26年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 報告第6号、平成26年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

平成26年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。平成27年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお開きください。

平成26年度苓北町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。

これは、それぞれ3月議会で議決をいただきました繰越明許費の額確定によるものと、専決処分を追加変更したものを翌年度繰越額として報告するものです。

款2総務費から款10災害復旧費までの14の事業で繰り越しを行っております。事業費合計で4億6,777万6,000円で、27年度に繰り越した額は、4億5,677万6,000円でございます。財源内訳で、国県支出金が1億2,943万円、地方債が2億7,830万円、その他財源が238万7,000円、一般財源が4,665万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

専決第1号 苓北町税条例等の一部を改正する条例

○議長（山本政人君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認について、専決第1号、苓北町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第1号、専決処分の承認について。苓北町税条例等の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が、平成27年3月31日付で公布されたことにより、苓北町税条例等の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、条例改正の中身につきましては、税務住民課長からご説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 承認第1号、苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容について、説明をいたします。恐れ入りますが、次の次のページをお願いいたします。

平成27年苓北町条例第16号。苓北町税条例等の一部を改正する条例（苓北町税条例の一部を改正）。

第1条、苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

恐れ入りますが、5ページをお願いいたします。中ほどの（苓北町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）。

第2条、苓北町税条例等の一部を改正する条例（平成26年苓北町税条例第38号）の一部を次のように改正する、ということで2つの条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりまして説明させていただきますので、恐れ入りますが、新旧対照表の1ページをお開きください。対照表の右の欄が改正前、左

の欄が改正後で、下線棒線の部分が今回改正されたものでございます。

今回の主な改正事項は、地方税法の改正に伴い寄附金税額控除の拡充、軽自動車税の見直し、町民税と固定資産税の特例措置の期間の延長、町たばこ税の改正等でございます。

今回の改正での条文の整備、条項等の変更につきましては、説明を省略する分があるかと思いますが、主な改正事項について説明させていただきます。

1 ページの第4条及び第23条2項の改正は、法律の改正にあわせて条項、条文を整備したものでございます。

2 ページをお願いいたします。2 ページ及び3 ページの第31条第2項及び3 ページの第4項は、法人町民税均等割の税率の適応区分であります資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置でございます。

恐れ入りますが、3 ページをお願いいたします。3 ページの第33条は、所得税の改正における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡取得については、所得税法の計算の例によらないものとするものでございます。これは、租税条約上、株式などの売却をした場合、居住している国に課税権があることから、巨額の株式を保有したまま出国し、非課税国、例としましてシンガポールや香港において売却することにより、課税逃れを行うことは可能でありましたが、所得税法を改正し、一定の高額資産家を対象に特例的に所得税の課税をすることと改正されました。

しかしながら、住民税におきましては、出国の年の翌年1月1日において日本に住所を要していないため、納税義務者に当たらず課税されないものです。

続きまして、同じく36条第3の3でございます。これは、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、法律の改正にあわせまして条例を整備したものでございます。

4 ページをお願いいたします。4 ページの第48条、第50条は、法人税法の改正に伴う法人住民税の申告納付及び不足税額の納付の手續の改正でございます。

5 ページをお願いいたします。5 ページ、第57条、第59条の改正は、固定資産税の非課税に関する条項で、法律の改正に伴う条項ずれの整備でございます。

6 ページをお願いいたします。6 ページ、附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について、法改正による条項ずれの整備、法附則の第7条の3の2は、個人住民税における住宅ローン等特別控除制度の適用期限を2年間延長するものでございます。

7 ページをお願いいたします。7 ページの法附則第9条第1項は、ふるさと納税の控除を受ける場合、これまで確定申告を必要だった手續について、確定申告の不要な給与所得者等が寄附を行う場合は、手續を簡素化して控除の申請を受ける制度を創設されま

した。

これは、ふるさと納税を行った寄附者の方は、寄附をされた団体に対して、申請手続の簡素化の適用を受けたいとの申し出をしていただくことによりまして、寄附を受けた団体が寄附をされる方の居住する地方団体に対して、その旨を伝えることによりまして、個人住民税から控除される手続が行われるものです。

ただし、この適用は寄附者が確定申告を行った場合や、5カ所を超える地方団体に寄附を行った場合は適用されません。

第9条の2は、個人住民性の寄附金控除額の限度額の算出法について規定したもので、ふるさと納税の控除額は、個人住民税の所得割の額の限度額が10%になっておりましたが、20%に拡充されるものです。例としまして、給与所得者で夫婦、子どもがない場合に、年収300万円の所得の世帯でありました場合、これまで1万2,000円まで寄附をされた場合、全額返ってまいりましたが、寄附金控除を20%に拡充されますと2万3,000円まで控除を受けることになります。

8ページをお願いいたします。附則第10条の2は、固定資産税のわがまち特例について市町村の条例で割合を定める必要があるため、割合を規定したものでございます。

8ページの第11条の2は、土地の価格について通常、評価替えが行われてから3年間据置きをいたしますが、特例で平成24年度に比べ平成25年度、26年度の地価が極端に下落し、均衡を失した場合の特例について修正を行う措置を法律の改正にあわせまして、平成24年度から平成26年度を、平成27年度から平成29年度までに改正をしたものでございます。

9ページをお願いいたします。9ページから10ページまでの第12条につきましては、住宅用地、商業用地における住宅用地等に対して課する固定資産税の課税標準額の特例について、法律の改正にあわせて平成24年度から平成26年度を、平成27年度から平成29年度に改正いたしました。

10ページをお願いいたします。10ページの第13条は、農地等に関して課する固定資産税の課税標準額の特例について、法律の改正にあわせまして、平成24年度から平成26年度を、平成27年度から平成29年度に改正いたしました。

11ページをお願いいたします。11ページの第15条及び第15条の2は、特別土地保有税に関して課する固定資産税の課税標準額の特例について、法律の改正にあわせまして、平成24年度から平成26年度を、平成27年度から平成29年度に改正いたしました。

11ページから12ページの附則第16条第1項から第3項につきましてでございます。平成27年4月1日以降に新車登録された車両について、平成28年度1年に限り、新規取得した軽自動車について、一定の環境性能を有する軽4輪等について軽自動

車税の軽減を行うものです。軽減の額は、電気自動車、天然ガス自動車、エネルギー消費効率等により、軽減率を75%、50%、25%軽減としているものです。

11ページの表をご覧いただきたいと思います。表の左に、第82条第2号アと記載してありますが、これにつきましては、表のいずれも上から軽自動車の三輪、営業用乗用車、自家用乗用車、次のページをお開きいただきまして、営業用貨物、自家用貨物となっております。第1項の場合、電気自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの)は75%削減されます。

表の上段より三輪のものは、3,900円が1,000円に、営業用乗用が6,900円が1,800円に。恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。12ページの上段より、自家用乗用車1万800円が2,700円、営業用貨物3,800円が1,000円に、自家用貨物5,000円が1,300円になります。

続きまして、第2項をお願いいたします。第2項の場合、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては、平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用のものについては、平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いものについては50%軽減されます。

表の上段より、三輪のもの3,900円が2,000円に、営業用貨物が6,900円が3,500円、自家用乗用車1万800円が5,400円、営業用貨物3,800円が1,900円に、自家用貨物5,000円が2,500円になります。

第3号をお願いいたします。第3号の場合、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量の少ないもののうち、乗用のものについては、平成32年度燃費基準を満たすもの、貨物用のものについては、平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについては、25%軽減されます。

表の上段より、三輪のもの3,900円が3,000円に、営業用乗用6,900円が5,200円、自家用乗用車10,800円が8,100円、営業用貨物3,800円が2,900円、自家用貨物5,000円が3,800円になります。

12ページでございます。12ページの第16条の2の削除についてでございます。右の下の方に書いてあるんですが、これはたばこ税の税率の特例の廃止についてでございます。これまで、昭和60年度に廃止されたたばこ専売制のもとで、廃止時に3級品として低価格で販売されていた銘柄の紙巻きたばこについては、当分の間の措置として現在に至るまで、一般品の紙巻きたばこより低い税率が適応されておりました。その銘柄は、旧3級品紙巻きたばこ、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレッ

ト、うるまの国産6銘柄として、一般品の紙巻たばこより低い税率が適用されておりました。

しかし、国民の健康の観点から、たばこの消費の抑制を目的に、又、国産の6銘柄だけ適用されている特別特例税率は、世界貿易機構協定等の内外差別の原則に違反している等のことから、旧3級品に係るたばこ税率を現在1,000本当たり2,490円の町たばこ税を1,000本当たり5,292円、一般の紙巻たばこにあわせまして、引き上げることになりました。ただし、いきなり5,292円に引き上げるのではなく、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に、段階的に引き上げることになりました。

14ページから16ページにつきましては、平成28年4月1日から平成31年4月までの間で、段階的に引き上げることになりました。14ページから16ページにつきましては、平成26年苓北町税条例第38条の1を改正するものでございます。改正の内容につきましては、平成27年度以後の軽自動車税について適応することとされておりました原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適応開始時期が1年延長されたことに伴う措置と、先程説明いたしましたグリーン化特例が新設されたことによりまして改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、条例の本文の6ページをお願いいたします。

6ページの下の方の附則第1条で、それぞれの規定の施行期日を定めております。

第2条で町民税に関する経過措置を、次の7ページの第3条で固定資産税に関する経過措置を、次の8ページ第4条で軽自動車税の経過措置、同じく8ページの第5条で町たばこ税に関する経過措置を規定したものでございます。

原則として、平成27年4月1日改正でございますが、寄附金税額控除の拡充につきましては、平成27年4月1日からの寄附金に対しまして、平成28年度町民税から、軽自動車税の改正につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで取得した軽自動車税について、平成28年度分に限りグリーン化特例を実施いたします。平成27年度から引き上げることとしておりました原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る引上げは、平成28年度に1年間引き上げ時期が延期されました。たばこ税の旧3級品の引き上げにつきましては、平成28年度から改正されます。

8ページから16ページにかけましては、この旧3級品のたばこ税の引き上げについて、4年間で引き上げるための経過措置を規定したものです。現在、1,000本当たり2,495円が、平成28年4月1日から2,925円に、平成29年4月1日から3,355円に、平成30年4月1日から4,000円に、平成31年4月1日から5,262円に引き上げられます。

以上が、苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 詳しく説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） これは改正そのものではございませんけれども、軽自動車関係のですね、道路運送車両法第60条第1項ということがございますけれども、この道路運送車両法第60条というのは、道路における車の使用とか何かに係るものなのでしょうか、教えていただけますか。

○議長（山本政人君） 何ページですか。

○1番（松本良人君） 4ページにもあります、本文のですね。第16条ですね。それと、この16の11のなんですかね、この新旧対照表ですかね、そこら辺の16の11の左側の下から5、6段上のほうにも道路運送車両法第60条第1項ということがありますが、そこら辺がそれが入りつつとですね。次の16の14にも入ります。

○議長（山本政人君） はい、わかりました。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） これにつきましては、車を購入されたときに、一番最初に、初回に登録をするわけですがけれども、その軽自動車協会に登録をする最初の車両番号の登録をしたこととございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） これは例えば、原付とかトラクターとか、そういったものにも適用されますものですかね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 今回のこの条例につきましては、ここに掲げております、先程申し上げました、ここに書いております5種類ですね。軽自動車の三輪車、それから軽四輪の乗用、軽四輪の貨物、この分についてが適用されるものです。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それはここに書いてあるのでわかっとはすけれども、全体的に考えて、例えばその法律自体が全部の乗り物について、これが道路運送車両法第60条第1項の分が、常にそれがかぶさった上で課税がされるということなんですかね。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） ご存知のように原動機付自転車、それから原付50ccとかバイクですね、これにつきましては、町の方に登録をしていただきます。町の方の税務課の方に登録をいたしまして、町の方で標識を渡します。ですからこれにつきましては、軽自動車協会の方に届出を出す分とございますので、先程も申し上げました町の分では、今の分につきましては適用がありません。

- 議長（山本政人君） わかりましたか。
- 1番（松本良人君） ちょっと、ようわかりません。
- 議長（山本政人君） わかりません、ではもう1回、はいどうぞ。
- 1番（松本良人君） そこら辺はですね、私も十分知つとつとですが、そこら辺を聞いたわけじゃなかつです。全問2回も3回も、最初の分も、最後の分もですね。ただ、道路運送法上、税金が課税されてあるのですかということをお尋ねしたつです。これを見ますと、道路運送法上の車両云々のつて書いてありますので、その規程によつて、要するに道路運送法上つていうのは、道路を通るための車に課税をされていますよということだろうと思つますので、それが町が課税されている原付の自動車とか、何かそこら辺までにも及んでおりますかということでお尋ねしたつですよ。最初の分の2項も、1番目、2番目については私も知つておりますので、そこら辺を知らん分だけ答えてください。
- 議長（山本政人君） 課長、わかりましたか、今の質問の意味。わかります。課長。
- 税務住民課長（益田大介君） 私が認識しておりますのは、道路運送車両法は、ここにある軽自動車協会に届出してもらつ分だけということ、もう少し、ちよつと今の答えには、もう少し調べて確認したいと思つます。
- 議長（山本政人君） それでいいですか。
- 1番（松本良人君） いや、ちよつとよかですかね。
- 議長（山本政人君） はい、どうぞ。
- 1番（松本良人君） それから調べた後で、又、質疑ありますか。
- 議長（山本政人君） そのとき詳しく説明があるはずですから、理解されると思つますけど。
- 1番（松本良人君） そうですね。いや、ただですね、私が言いたいのは、道路を通らん分についても、今、例えば田植機とかですね、コンバインとかにも今、課税をされてあつとですよ。そこら辺がどうなのかなというのを最終的にお尋ねをしたかつたつですよ。道路法上の課税をされるならば、コンバインについても田植機についても道路ば通らんもんですけん。そこら辺の関連で、併せでお尋ねしたかつたつですけども、ちよつと答弁のほうが、ちよつと。
- 議長（山本政人君） 後ほど詳しく、調査の上。
- 1番（松本良人君） よろしくお願ひします。
- 議長（山本政人君） 企画課長。
- 企画政策課長（荒木広之君） すいません、3月まで税務住民課長しておりましたので。

ここの部分のつですね、今度の専決文の第16条の部分、グリーン化税の経過、減免

の関係の条文なんですけども、ここの部分については、いわゆるさつき益田課長がおっしゃいましたように、一般の軽自動車税です。軽自動車ですね。軽自動車協会に登録していただいたり、変更していただいたりする貨物とかトラックとかの軽の部分の減免をする部分でございます。ですので、ここの表には今おっしゃってます農業用の部分は入ってないんです。

○議長（山本政人君） よろしいですか。はい。

○1番（松本良人君） いや、私はですね、全体的な軽自動車税というのは、その60条の道路運送車両法が引っ張ってきて、それが基になって課けてあつとですかねというようなことですよ。課税をされておりますかと。今度の変更についても、他に変更のない品物についても、これが基になって課税をされておりますかなあということをお尋ねしたいんです。

○議長（山本政人君） 企画課長。

○企画政策課長（荒木広之君） じゃあ関連ですので、この道路運送車両法の中ですね、おっしゃられるトラクターだったり乗用のコンバインだったり、この表がずっと、これからずっと法律がずっと下がっていくんですけども、その中に記載がありまして、こういうものには課税をしないということになっておりますので、現在、課税をしているところでございます。

○1番（松本良人君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第2号 専決処分の承認について

専決第2号 苓北町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

○議長（山本政人君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認について。専決第2

号、苓北町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第2号、専決処分の承認について。苓北町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、国民健康保険法施行令（平成27年政令第63号）が、平成27年3月4日付で公布されたことに伴い、苓北町国民健康保険税条例等の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、条例改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 承認第2号、苓北町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の内容について説明いたします。次の次のページをお願いいたします。

平成27年苓北町条例第17号。苓北町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、棒線下線の部分が今回改正されたものでございます。

今回の主な改正事項は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、1つには、課税限度額の引き上げ、もう1つは5割軽減、2割軽減の算定基準の見直し、軽減の対象者を拡大するものでございます。

2条並びに第15条中、国民健康保険税に係る課税限度額を、現行51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額の係る課税限度額を、現行16万円を17万円に、介護納付金税額に係る課税限度額を、現行14万円を16万円に改め、第15条、2ページになりますが、税の減額の基準について5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者の数に納税義務者となっておりますが、世帯主を含め、5割軽減の対象になる所得の算定において、被保険者に乗ずる金額、現行24万5,000円を26万円に、2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額現行45万円を47万円に改めるものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税等の一部を改正する条例の主な内容でございます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これによって税収のアップはどの程度、何%増とか、そういう形で表現ができますか。

○議長（山本政人君） 課長。

○税務住民課長（益田大介君） 今回のその改正によります把握した対象者につきましては、まだ今後課税をした後に、今度、新年度課税をした後に、はっきりいたしますので、今の状況ではまだ把握しておりません。

○議長（山本政人君） よろしいですね。

○8番（浜口雅英君） はい。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第3号 専決処分の承認について

専決第3号 苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

○議長（山本政人君） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認について。専決第3号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第3号、専決処分の承認について。苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を制定し、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、昨年9月の議会定例会におきまして、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例を可決していただきましたところでございます。

本年3月31日付で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育等に起用する費用額の算定に関する基準等が、内閣府告示第49条で公付されたことにより、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を制定し、平成27年4月1日から施行する必要があるが生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、専決処分をしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては、福祉保健課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 承認第3号についてご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

条文の説明をさせていただきます。すいません、その前に。

平成27年苓北町条例第18号。苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例でございます。

条文の説明をさせていただきます。

第1条につきましては、条例の趣旨でございまして、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関し、必要な事項を定めとなっておりますが、この特定というものは、町が指定した施設というふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

第2条は、定義となっております。

第3条は、利用者負担ということで、町や国が示す利用者負担額を限度として規則で定めとなっております。今年度から新制度における保育料、今回は利用者負担ということでございますが、これまでは保護者の前年分所得税がその算出基礎でございましたが、新年度からは町民税がその算出基礎となります。本町におきましては、施行規則におきまして、前年度分の保育料と総額で差が出ないように、区分ごとの利用者負担の設定を行ったところでございます。

なお、このことによります保護者からの苦情等は、現在、一切あっておりません。

第4条は、利用者負担額の徴収となっております。特定保育所、これは認可保育所になりますが、ここを利用する児童の保護者から利用者負担額を町長が徴収する規定と

なっております。

第5条は、利用者負担額の決定となっております、児童の保護者とそれぞれの施設に利用者負担額を通知する規定でございます。

第6条は、利用者負担額の納入となっておりますが、中身としましては、本町及び広域入所で天草市の認可保育所などを利用している児童の利用者負担額は、町に納入し、例えば、町外の幼稚園などを利用している児童の利用者負担額は、直接その施設に納入すると規定しております。

第7条は、利用者負担額の減免規定となっております。

第8条は、委任規定で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めとなっております。

附則としまして、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。第2項としまして、旧条例であります苓北町所在保育所入所児童の費用徴収条例の廃止が規定されております。

補足説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法に係る新たな条例を昨年9月に承認していただきましたが、法律の施行日が未定でございました。今年に入り、平成27年4月1日に施行されることが確定しましたので、この法律と先程の条例の1つであります苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づきまして、今回の条例の制定が必要となりましたけれども、3月議会で提案することができませんでしたので専決処分を行ったところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認については、承認することに決定しまし

た。

-----○-----

日程第 8 承認第 4 号 専決処分の承認について

専決第 4 号 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（山本政人君） 日程第 8、承認第 4 号、専決処分の承認について。専決第 4 号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第 4 号、専決処分の承認について。苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、本年 3 月議会におきまして、事前にお知らせをしていた件でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部が改正されたことにより、苓北町介護保険条例の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する必要性が生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、専決処分をしたものでございます。

なお、条例改正の内容につきましては、福祉保健課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 承認第 4 号につきまして、ご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

平成 27 年苓北町条例第 19 号。苓北町介護保険の一部を改正する条例でございます。

苓北町介護保険条例（平成 12 年苓北町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に、次の 1 項を加える、ということでございまして、第 2 項としまして、所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る第 1 項第 1 号に該当するものの平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず 2 万 6,460 円とする。

附則としまして、施行期日ですが、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するとしております。

補足説明をさせていただきます。

第 5 期までの介護保険料、第 1 号の被保険者の保険料は、特例を入れまして 7 段階と

なっておりますが、今年度からの第6期では9段階とされております。今後、省令の改正を待って、第1段階について更に軽減をする予定であるということをおきまして、あらかじめお知らせをしていたところでございます。今年度に入りまして、国から通知がありました。それに基づきまして専決処分をしたところでございます。

国は、消費税の引き上げ分の財源を活用して、第1号被保険者の介護保険料のうち、所得の低い第1段階から第3段階につきましては、保険料を更に軽減する方針であります。消費税10%引き上げ時期が遅れておりますので、平成27年度から平成29年度までにつきましては、第1段階だけの軽減といたしました。

第4条第1項で、第1段階の保険料を年額2万9,400円としているところを、更に1割分軽減しまして2万6,460円としたところでございます。

なお、対象者数でございますが、第1号の被保険者数が、65歳以上になりますけれども約2,800人になります。その約23%、600人余りというふうになっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。2時50分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後2時38分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

-----○-----

日程第9 承認第5号 専決処分の承認について

専決第5号 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（山本政人君） 日程第9、承認第5号、専決処分の承認について。専決第5号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第5号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度苓北町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、3月31日までに確定いたしました町税、地方譲与税、交付金交付税、国庫支出金、町債等の最終確定が終わって調整の必要があったもの及び事業確定による補正でございます。

なお、承認第6号以下承認第10号まで同様の提案をしております。

特別会計では、事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰り入れ、繰り出し等もございましたので、各特別会計につきましても補正予算の専決処分をいたしております。

なお、内容につきましては、企画政策課長及び担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第7号）の内容についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ5,941万9,000円を減額しまして、総額を55億2,815万4,000円とするものでございます。今回の補正は、平成26年度における町税や交付税、補助金等収入の確定及び各種事業の精算が主なものでございます。

主な点について説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。1、追加ですが、県補助事業で行う子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成事業75万円、林道施設災害復旧事業費繰越分を540万円追加するものです。

2、変更ですが、拠点避難地整備事業の繰越分を460万円増額して、2億877万3,000円に変更するものです。

7ページをお願いします。第3表、地方債補正、1、変更ですが、各事業費の確定による起債限度額の変更です。

10ページをお願いします。歳入です。款1町税から19ページ、款10交通安全対策費特別交付金までは、税、交付金、交付税等の確定によるものでございます。

20ページをお願いします。款11分担金及び負担金、項1負担金、目2総務費負担金から目3衛生費負担金まで、利用実績に伴い7万7,000円の増額です。

21ページ。項2分担金、目2農林水産業費分担金は、実績により85万4,000円の減額です。

22ページから23ページの使用料及び手数料ですが、それぞれ確定による補正で、使用料が10万4,000円の増額、手数料が18万2,000円の減額です。

24ページをお願いします。款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金は、それぞれ精算に伴い国の負担する割合分を計上しております。合計で869万2,000円の減額です。

25ページをお願いします。項2の国庫補助金ですが、目2民生費国庫補助金、目4土木費国庫補助金、目5教育費国庫補助金は、事業費の確定により合計で183万2,000円の減額です。

26ページをお願いします。項3委託金は、精算によるもので6万5,000円の増額です。

27ページをお願いします。款14県支出金、項1県負担金は、国の負担金同様、県の負担割合を計上し、県負担金合計で392万5,000円の減額です。

28ページをお願いします。項2県補助金ですが、目2民生費県補助金の中で、節3児童福祉費補助金の子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成事業補助金70万円の増額は、県からの事業決定の通知が3月にあったため、増額をしております。それ以外の目1の総務費県補助金から次のページの目7の災害復旧費県補助金までは、それぞれ事業費の確定、精算によるもので、県補助金合計で893万円の減額です。

30ページをお願いします。項3県委託金につきましても、精算によるもので56万6,000円の減額です。

31ページをお願いします。款15財産収入、項1財産運用収入は、実績により65万円の増額です。

32ページをお願いします。項2財産売払収入も実績によるもので、合計で255万1,000円の増額です。

33ページをお願いします。款16寄附金ですが、目1総務費寄附金は、ふるさとづくり寄附金の実績で17万8,000円の増額です。

34ページをお願いします。款17繰入金ですが、目1財政調整基金繰入金は、事業費の実績に伴い減額、目2減債基金繰入金は、基金の取崩しを減額したもの、目4苓北ふるさとづくり応援基金繰入金は、苓北中学校に係る寄附金を積み立てて取り崩したものの増額で、合計で4,960万1,000円の減額です。

35ページをお願いします。款19諸収入、目5雑入は、それぞれ実績に伴いまし

て、全体で271万4,000円の増額です。

36ページをお願いします。款20町債は、それぞれ事業費の確定によるもので1,030万円の減額です。

37ページをお願いします。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13の委託料は、職員の間ドック健診委託料の実績による減額50万円、節25の積立金は、実績に伴い苓北ふるさとづくり応援基金積立69万6,000円を増額して積み立てるものです。目5財産管理費は、実績に伴い86万6,000円の減額、目6企画費は、実績による新エネルギーシステム設置費補助金の40万円の減額、目10交通安全対策費、目12庁舎管理費は財源区分の変更です。目13電算システム管理費は備品購入費の増額、目14、情報化推進費は実績により修繕費の減額164万円、委託料65万円の減額で、合計で301万円の減額です。

38ページをお願いします。項2町税費、目2賦課徴収費は、実績により過誤納還付金150万円の減額です。

39ページ。項3戸籍住民基本台帳費は、財源区分の変更です。

40ページ。項4選挙費、目3熊本県議会議員一般選挙費、目6衆議院議員選挙費は、それぞれ精算により合計で51万6,000円の減額です。

41ページ。項6、目1監査委員費は、実績により視察研修費等費用弁償29万円の減額です。

42ページから43ページをお願いします。款3民生費は、精算による減額補正で、目1の社会福祉総務費は、臨時福祉給付金事業補助金の精算による減額500万円、目2老人福祉費は財源区分の変更です。目3老人福祉センター費は、修繕料50万円の減額、目4介護保険事業費は、介護保険特別会計へ繰出金合わせて201万1,000円の減額、目6障害福祉費は、精算により1,079万円の減額、社会福祉費合計で1,830万1,000円の減額です。

44ページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉費総務費の節19負担金補助及び交付金の子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成事業費補助金70万円の増額は、歳入のところでも申し上げましたが、県からの事業の決定の通知が3月にあったため増額をいたしております。それ以外の目4共済費から節20扶助費までは、実績による減額。

45ページの節23償還金利子及び割引料は、保育所関係補助金の精算により17万円の増額で、合計1,076万1,000円の減額です。

46ページをお願いします。項4国民年金事務取扱費は財源区分の変更です。

47ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費は、実績により60万5,000円の減、目2予防費も実績により465万9,000円の減額で

す。

48ページをお願いします。目3環境衛生費は、精算により下水道特別会計への繰出金202万4,000円の減額、目4斎場費は、修繕料に200万円の減額、目5健康増進事業費は、施設複合がん検診委託料70万円の減額です。

49ページをお願いします。項2清掃費、目2塵芥処理費は財源区分の変更です。

50ページをお願いします。款5農林水産業費、目1農業委員会費から、51ページ、目6農業経営基盤強化促進対策事業費まで、それぞれ実績によりまして、合計で391万3,000円の減額、目7堆肥センター管理費は財源区分の変更です。

52ページをお願いします。項2林業費もそれぞれ事業の精算、実績によりまして、目1林業振興費は、財源区分の変更、目2林道費は30万円の減額、目3治山事業費は、財源区分の変更です。

53ページをお願いします。項3水産業費、目2漁港管理費は、財源区分の変更です。

54ページをお願いします。款6商工費、目3観光費、目5富岡ビジターセンター管理費は、いずれも財源区分の変更です。

55ページをお願いします。款7土木費、項2道路橋梁費は、それぞれ事業の実績に伴い、目2道路維持費は財源区分の変更、目3道路新設改良費は73万円の減額、目4道路橋梁費は、財源区分の変更です。

56ページをお願いします。項5住宅費、目1住宅管理費は、財源区分の変更です。

57ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費は財源区分の変更です。目3消防施設費は、実績で550万円の減額、目4災害対策費は460万円の増額です。

58ページをお願いします。款9教育費、項1教育総務費、目3住宅施設費は、財源区分の変更です。

59ページをお願いします。項2小学校費、目1学校管理費及び目2教育振興費は、財源区分の変更です。

60ページをお願いします。項3中学校費、目1学校管理費も財源区分の変更です。

61ページをお願いします。項4社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費は、財源区分の変更、目4文化財保護費は、実績により140万円の減額です。目5志岐集会所管理並びに目6資料館費は、財源区分の変更です。

62ページをお願いします。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費は、実績によりまして合計で840万円の減額です。

63ページをお願いします。項2公共土木災害復旧費は、実績により77万円の増額です。

64ページをお願いします。款11、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 他にもあるわけですが、50ページの補助金が、実績ということで説明がありましたけども、細かく言えば、畜産振興事業補助金がマイナス49万円、それから小規模土地改良事業補助金が60万円で、農地等小災害復旧事業補助金が30万円。それで今、町民の皆さんの中にはですね、小さなイノシシの被害の関係があって、小さな農地の災害があつとるわけですよ。ところが公共災、農地災害では、採択してもらえないという状況があります。

実績であつとならば、例えばJAあたりと相談されて、その実績50万円とか何とかじゃなくて、実績0と、残高は0というような形の取り組みはできなかったんでしょうか。何か基準かなんかがあつて、そういうことはできないんだということなのかどうかをお尋ねします。

それから8ページで、地方交付税が2,800万円増額になっています。普通は、一般論とすれば、一般財源が足りない分を交付税でみてもらって、地方自治体の行政運営がなされているということが一般論だと思いますが、この2,800万円、金額が大きい少ないは別として、増額になったのは、そういうことでやはり、自主財源が減った、予定していたものよりも減ったので、その分を国が交付税という形でみてくれたのかどうか。

以上、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 50ページの農業の関係の事業の補助金の精算についてのご質問でございます。

この中で代表して、農地等小災害復旧事業補助金でございますが、これは平成26年度で20件ございました。通常は、5件程度で例年は推移しております。これは一番小さい5万程度ぐらいから最高は20万ぐらいまで、それぞれ半分の補助ということで、個人負担もございまして、農地の方、農地を被害を受けた方には、ご希望されればやっていただくようにということでお勧めして、それで全てを被害を受けた農地の農家の方にも意志を確認して、その結果、残った金額を計上して減額をしておるものでございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 地方交付税の増額ですけれども、これは特別交付税でありまして、災害等の要件での特殊事情で、そういった諸々の要件を計算して精算した結果、増額になったということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それでは、交付税の件は別に財政状況が厳しくなったので、例えば町税の収入が落ち込んだので、その分の見返りだという、そういうことではないということに理解してよかわけですね。

それから、農林水産課の方で、小規模土地改良農地等小災害復旧事業については説明を受けましたが、小規模土地改良事業、畜産振興事業補助金、この畜産振興がどういったことなのか、なかなか難しい部分もありますが、について教えてください。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 畜産振興事業の補助金ですけれども、これは、仔牛の保留導入事業の補助金でございます。仔牛です、親牛として留めておくというものでございまして、これは現在、仔牛の価格が50万円から60万円と大変高く推移しております。それで、通常なら仔牛の導入というのは安いときに入れて、それで農家に負担のないように、畜産農家に負担のないようにということで進めるものでございますが、高値で続いておりますので、保留の事業が進まなかったということでございます。

そして、小規模土地改良事業の補助金については、これはそれぞれ水路とか、要するに小さい農地を1つにまとめるとかありますけれども、今回の平成27年度申請分につきましては、事業の規模が小さかったということで、申請希望が小さかったということで、実績により減額いたしました。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 地方交付税ですけれども、これは特別交付税で、議員がおっしゃるのは普通交付税の分がそういった面が出てくると思いますが、財政事情の悪化によるものではございません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） この小規模土地改良はですね、遊休を、畑に近いようなものがこの事業の中で整備をされると、小さい畑ですね。そのことによってイノシシの巣がなくなるというふうな実態もあるわけですが、減額するなら例えばですね、農地等小災害復旧事業、それから小規模土地改良事業補助金、合計で90万円になります。この財源内訳を見ても、別にどこの紐も付いとらんごたつとですが、例えばこういうものを合算して、そういうイノシシ対策、遊休農地の減少、そういう何と申しますかね、多面的な

施策といいますか、そういうことは考えられないのでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） この単独費につきましては、今後、そういう費目にかかわらず、多面的に利用していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 最終的には町長の決裁が必要だというふうに思いますので、町長、そういうことで運用しやすいような予算の策定をお願いして終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 運用できる場合とできない場合とありますが、小規模土地改良事業で、これは負担金ですから、申し込みが多かったときはできない場合もあるわけですから、ここでやっぱりケースバイケースだというお答えをしておきます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 1点だけお伺いをいたします。

44ページの子育て支援のためのプレミアム付き商品券の、これは収入の分にもありましたけども、もう一度事業内容を教えていただけますでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） お答えします。

この件につきましては、今年の5月1日から商工会を通じまして、プレミアム商品券の発行がっております。この商品券を購入しまして、子育て世代といいますか、対象が未就学児童の世帯ということになりますので、この世帯が子育てに要する商品を買った場合に、1セットが5,000円で購入しますけども、それでさらに2,000円の助成があるという制度でございます。

ですから、大体350人が対象ということになりますので、合計で70万円の予算を付けているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 商品券は、普通の一般の方用も販売されとるわけですけども、これはそういった350人対象の方に、そういった連絡というか通知が行っての販売になっているのでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 既に5月1日から商工会の方で商品券を発行しておりますので、間に合うようにですね、この対象世帯には全世界帯に連絡をしております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○7番（野崎幸洋君） はい。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 47ページと48ページも関係するかと思いますけれども、予防費ですね、予防費が全部マイナスになっておりますが、かなり予防には力を入れなければいかんわけですが、これは連絡等とか、あるいは啓蒙が悪かったとか、そういったことはなかつですかね。

次のページのですね、がんの健診あたりもマイナスになっておりますね。それで全てマイナスになっております。特に、肺炎あたりも見ますとですね、130万円ぐらい、子どもとですね、老人を合わせてなっとりますので、そこら辺はどういった形でマイナスになったのかということをお尋ねします。

それからもうひとつですね、61ページですね。文化財保護の委託費が、測量設計委託費として275万円減額となっております。ちょっとかなり大きな減額と、それから全ていろいろ事業課の予算の中には、先程もいろいろも出てまいりましたけれども、委託というのがかなりあります。委託されて、そして設計ができてきた段階でどなたがチェックをなされるのか。委託にもう任せっきりののか。任せっきりになれば大変ですね。業者がしてきたごて、我々知らんやったということはできんと思いますので、そこら辺を併せてお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 予防接種の委託料につきましては、それぞれ出産のときの母子手帳交付のときにですね、一括して予防接種の年間とか、その子どもさんの何歳で何を打つというようなことは説明をいたします。それで、全部覚えるわけではないので、それぞれですね、通知も出すようにしております。この予防接種については、例えば麻疹風疹の混合なんですけれども、これは対象者が1歳から3歳ぐらいまでですね、1回、2回、3回ぐらい打つような接種なので、対象者が広範囲になるんです。それで、一応ある程度対象者の分は取ってですね、予算を組んでおりますので、その中で、来年打つ人もおられるということで、その分は減らしていくということになっております。この予防接種の一番下の水痘ですね、俗にいう水ぼうそうなんですけれども、これは昨年度の10月から子どもさんの予防接種として、正式にですね、国の方から認められて、昨年10月からやるようになったんですが、この辺がまだ、周知がなかってなかったというのは確かにあるかもしれませんが、そういうことで、この分は大幅な減額になってしまいました。

それから、施設複合がん検診につきましては、例年この程度の金額で予算を計上しておりますけれども、昨年よりも若干ですね、受けた方は増えております。これはもう広報とか、保健推進委員さん方をお願いをですね、ぜひ受けてくださいという啓発はしておりますので、今後もそれを続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 61ページの文化財保護費委託料の減額でございますが、大手門のところですね、下水道のポンプがございまして、その移転の委託ということで計上しておりましたけども、前年度で安く済んだということでそれを減額させていただいております。

以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

ああ、委託料のことについてどなたが、そうやったですね。

ちょっと待ってください、どなたか答えてくださいよ。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 設計委託の成果品の検収につきましては、成果品の納入時に課長と担当と立ち合いまして、成果品の内容をチェックいたします。それで、その後、また改めまして担当が中身を更にチェックをするということでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ぜひですね、予防費につきましては、銭の足らんとやっとな、まちっと増やしてくださいというような、補正でもですね、減額じゃなくて、ぜひそういった形で進めていただければいいんじゃないかならうかと。

一所懸命ですね、保健師さんたちが頑張っている姿はわかりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、測量設計委託の関係ですがありがとうございます。教育委員会はさておきですね、全体的なことでは農林の方が1人、ご説明をなされたということですね。これは、先程もいろいろあったようなことですが、これは大変なことだと思っておりますよ。業者がしてきたまんまで横直り出してですよ。先程、教育長が申されましたけれども、数量の違とったけん、変更してください、これは死活論、首の問題ですよ。こういったことは発表してから、ここで、業者から数量の違とったけん、実は設計変更しました。こんなことがこの議会で堂々と言えますか。私は言えんと思っておりますよ。

そらもう国会なんかでいけば、もう降格か首ですよ、はっきり申しますと。

これは町民の方々の税金で事業は全てなされておるわけですので、私、前回のときも、あそここのところでこれは過大設計ではないかということもいっぱい申しました。こっでとおりでございますが、今更ですね、今でもそういったことで業者の測量してね、設計したまんまで横直りで発注ということだろうと思ひますが、今後、こういったことはですね、本当になくしていただきたい。本来は、委託などというのは格好の悪かっですよ、もう最低のやり方なんですよ。どがん細かっでん委託は入っつですよ。どがん小さかっでん入っつですよ。

私は、今度、今日のことを申しますけれども、今日、水道のパイプが崖崩れで切れて、住宅にいきよらんやっただけです、私、元栓を閉めてやって、これからもう今、水道が足らんから、大変だから、やっぱ下水道、水洗とかなんかでありますので、行ってつないでくるるごて言うてくれろって言うたところがですね、業者に頼まんばんけん、業者が開いとけばよかですばってんなっていうぐらいな報告なんですよ。

パイプはちょん切れとつとがですね、接着剤で止むるぐらいは、役場の職員ができるぐらいの体制は整えとってもらわんば、こんな小さかところでいっちょいっちょですね、業者に任せてどうのこうのっていうようなことは、最低の町じゃなかろうかと思えますよ。今後ともひとつお願いよろしく申し上げます。そういったことがないように。

○議長（山本政人君）　じゃあ、そういうことでございますので、何かありますか、答弁。いいですか、はい。

委託料の件については、善処されるようお願いをいたします。

他にはありませんか。倉田君。

○5番（倉田 明君）　1点お尋ねいたします。

48ページの目の4の斎場費、これは修理費が減額されておりますが、どこの修理だったか、ちょっと教えてください、内容。

○議長（山本政人君）　税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君）　只今、倉田議員から斎場費の200万円の減額のことでございます。

これにつきましては、斎場の非常用発電機ですね、あれが昨年度、落雷で制御盤が使えなくなりました。昨年は制御盤の補修だけでまずは考えとったわけですが、そうしたときに今度、制御盤の他に、制御盤から発電機の方にまいますけども、発電機もこれも平成3年につきましてから、もう24年経っておりますので、その発電機もどうかということいろいろ検査とか業者から話を聞いたわけで、制御盤につきましては見積りを取りまして160万円ぐらいですか、そのくらいでできるだろうと。あと発電機につきましては、新しく替えた場合には約1,000万円ぐらいかかるということで見積りを持ってこられたんですが、実はそれにつきましては、まだ少なくできるだろうということでは話があったわけですが、そういうことで、その辺を一体的にどのようなかということに結論が出ませんで、それであれば、一応という形で200万円を減額させていただきまして、現在は、今年度入りまして、また再度、業者から見積もり等を取りまして、まず必要な部分、制御盤の補修とそれと昨年の落雷の原因が、電柱の方から盤の方に来たということで、電柱と盤の間に落雷トランスという雷の衝撃を弱めるような、そういうことも設置する必要があるんじゃないかというようなことの中で、現在、修繕の方を進めているところです。

以上です。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 詳しく説明がありましたが、要するにもう修理はできていないような今、感じも受けました。もう去年の6、7月頃からということですが、極端に言えば今、停電した場合、非常用発電は使えんわけでしょう、ね。どうするんですか。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 今まで非常用発電をですね、使ったことは平成23年から今まではないというようなことです。ただ、たまたま今回は雷が斎場の横の電柱に直撃をして、そして被害を受けたということで、今までは雷の被害についての故障というのはなかったわけですが、今後そういうことを含めて、まずは耐雷トランスという雷、今回の制御盤、発電、非常用発電機までいきませんでしたのは、制御盤がワックション、まあ耐雷トランスですからそういう雷の直撃をそこで止めて、それから非常発電機の方にいくのを止めたという役割を持ったものですから、今回は、制御盤でそういう役割を持たせるのではなく、別に雷用の耐雷トランスというのを別に設けて、今後やはり雷に対しての対応をぜひしなければいけないということです。

ただ、今、非常用発電につきましては、そういう状況ですけれども、早急にこれにつきましては制御盤を補修していきたいと、考えていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） まあ要するに今日も雷が鳴りましたよね。そして、余り経験していないような大雨等がありまして、余り今まで発電を使う機会がなかったからと、そのための非常用発電ですから、やはりですね、半年以上もこのままの状態っていうことはあんまり安心して暮らせるような状況でもありませんのでですね、やはり早急に対応をされて、私は工事費の余ってる方の200万円かと思ったら、してないから結局、後に回したという意味の200万円ですたいね。私は、もう済んだっかなと思って、安う済んだっかなと思ったら違ごとったっです。いずれにしても早くしてください。その為の非常用発電と思いますので。終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第6号 専決処分の承認について

専決第6号 平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第10、承認第6号、専決処分の承認について。専決第6号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 専決第6号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたしますので、次の次のページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,059万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億3,273万5,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、国・県等の負担金の確定によるものでございます。

まず、歳入補正予算の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金の額の決定により、合計で530万5,000円の増額でございます。

次に7ページをお願いします。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金につきましては、補助金交付額決定によりまして、普通調整交付金及び特別調整交付金、合わせて2,165万6,000円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。款5療養給付費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払金からの交付決定通知に基づきまして137万3,000円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。款7県支出金、項2県補助金につきましては、財政調整交付金の交付額決定によりまして285万8,000円の増額でございます。

10ページをお願いいたします。款11繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、事業確定に伴い446万6,000円の減額でございます。

11ページをお願いします。款13諸収入、項4雑入、目1一般被保険者第三者納付金、目2退職被保険者等第三者納付金につきましては、事業が確定しておりますので、

それに伴いまして、合わせて126万円の減額でございます。

続きまして、歳出補正予算について説明いたしますので12ページをお願いします。

款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、実績見込みによりまして、合わせて1,000万円の減額でございます。

13ページをお願いいたします。項2高額療養費につきましても、実績見込みにより500万円の減額でございます。

14ページは、財源内訳の変更でございます。

15ページをお願いします。款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、実績見込みによりまして453万円の減額でございます。

16ページをお願いします。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、実績見込みによりまして、合わせて106万2,000円の減額でございます。

以上が、平成26年度苓北町国民健康保健特別会計補正予算（第4号）の中身でございます。

ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第7号 専決処分の承認について

専決第7号 平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（4号）

○議長（山本政人君） 日程第11、承認第7号、専決処分の承認について。専決第7号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 承認第7号につきまして、ご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

専決第7号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,545万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,511万8,000円とするものでございます。

補正予算の歳入についてご説明をいたしますので、6ページをお開きください。

款1保険料でございますが、節1現年度分特別徴収保険料233万1,000円、節2普通徴収保険料249万8,000円、節3滞納繰越分普通徴収保険料11万9,000円、いずれも増額となっておりますが、確定により補正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。款3国庫支出金、項1国庫負担金は、交付額確定により120万7,000円の減額でございます。

8ページをお願いします。項2国庫補助金、目1調整交付金45万9,000円及び目2地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業交付金と包括的支援事業・任意事業交付金、合わせて66万6,000円、並びに目3補助金32万9,000円、いずれも減額でございますが、交付額確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金588万円、並びに目2地域支援事業交付金26万1,000円の減額は、これもいずれも交付額確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金は、交付額確定によりまして426万7,000円の減額でございます。

11ページをお願いします。項2県補助金、目1地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業交付金と包括的支援事業・任意事業交付金、合わせて交付額確定によりまして33万2,000円の減額でございます。

12ページをお願いします。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金106万3,000円、目2地域支援事業繰入金、合わせて59万8,000円、目3事務費繰入金35万円でございますが、事業確定によりまして、いずれも減額補正でございます。

13ページをお願いします。項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金439万7,000円は、取崩しの必要額が減少したために減額するものでございます。

14ページをお願いします。款9諸収入、項3雑入、目3雑入でございますが、実績によりまして合計で59万2,000円の減額でございます。

15ページをお願いします。歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節18備品購入費は、実績によりまして19万円の減額でございます。

16ページです。項3介護認定審査会費、目2認定調査等費、節12役務費は、実績

によりまして、主治医意見書作成手数料として35万円の減額でございます。

17ページをお願いします。款1総務費、項4地域包括支援センター運営事業費、30万円の減額補正も事業確定によるものでございます。

18ページをお願いします。款2保険給付費、項1介護サービス等給付費は、実績によりまして、居宅介護サービス給付費が600万円の増額、施設介護サービス給付費が1,000万円の減額、居宅介護サービス計画給付費が300万円の増額、合わせて100万円の減額は、これも実績によるものでございます。

19ページをお願いします。項2介護予防サービス等給付費でございますが、介護予防作成計画、介護予防サービス計画が50万3,000円、地域密着型介護予防サービス給付費700万円、合計で750万3,000円は実績による減額でございます。

20ページをお願いします。項4高額介護サービス等費は、実績によりまして200万円の減額でございます。

21ページです。款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防特定高齢者施策事業費45万円、目2介護予防一般高齢者施策事業費180万円は、いずれも実績によりまして減額をするものでございます。

最後の22ページをお願いいたします。目1包括的支援事業・任意事業費につきましては、節13委託料で合計65万円の減額、又、節14使用料及び賃借料は、当初、嘱託職員の業務用に軽自動車を借用予定でありましたけれども、現有の公用車をうまく活用することによりまして、不要となりましたので全額を減額するものでございます。

23ページの諸支出金につきましては、実績によりまして25万円の減額でございます。

以上が、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 1件だけお伺いします。

19ページの地域密着型介護予防サービスの給付費が700万円減額なんですけども、これは実績ということなんですけども、大体毎年これくらい予算から大きく減額されることがあるんでしょうか。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 平成25年度の実績が950万円、それから平成26年度の実績の予定が380万円ということで、大変減額をしております。

これも原因を調べたんですけれども、やはり施設の方が、介護予防といいますか、要支援の1と2よりも介護度の付いた給付費が、基準額が高い方をやっぱり何といいますかね、サービスの方に偏ってきたかなというようなところで、その費用額が給付費の方

が上になって、予防給付費の方が下がってきたんじゃないかというふうに判断をしてるところでございます。

○議長（山本政人君） はい、よろしいですか。

○7番（野崎幸洋君） はい。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第12 承認第8号 専決処分の承認について

専決第8号 平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第12、承認第8号、専決処分の承認について。専決第8号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 専決第8号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたしますので、次の次のページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,030万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、保険料等の確定によるものでございます。

まず、歳入補正予算の中身について説明いたしますので6ページをお開きください。

款1後期高齢者医療保険料につきましては、調定見込額における増額及び減額で、差引合計113万8,000円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。款5諸収入、項4受託事業収入につきましては、実績

によりまして、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、高齢者等の健診事業委託ですが、これを52万円減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。項5雑入につきましては、実績によりまして、長寿健康増進事業収入、これは高齢者の訪問事業でございますけれども、1万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算について説明をいたしますので、9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、実績により合計で53万円の減額でございます。

10ページをお願いします。款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の保険料の実績によりまして113万8,000円の減額でございます。

以上が、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の中身でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第13 承認第9号 専決処分の承認について

専決第9号 平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第13、承認第9号、専決処分の承認について。専決第9号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 専決第9号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成26年度の下水道事業費の確定によるもので、歳入歳出予算の総

額から歳入歳出それぞれ273万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億3,563万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、款1分担金及び負担金、目1分担金ですが、実績によりまして11万円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、目1下水道使用料ですが、実績によりまして41万6,000円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。款4繰入金、目1一般会計繰入金は、実績により220万4,000円の減額です。

次に、歳出についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費でございますが、総額で273万円の減額でございます。節11需用費につきましては、消耗品費修繕料の減により160万円の減額です。節13委託料につきましては、汚泥脱水処分、脱水日数の減少による処理場等維持管理業務委託料、それから脱水ケーキの減少に伴う運搬処分費が減ったことによる汚泥運搬処分委託料の減により113万円の減額です。

以上で、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご承認のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第9号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第14 承認第10号 専決処分の承認について

専決第10号 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、承認第10号、専決処分の承認について。

専決第10号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 専決第10号、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成26年度の特定地域生活排水処理事業費の確定によるもので、歳入歳出それぞれ59万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,770万8,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございます。工事請負費の減額に伴い、変更で借入限度額も180万円から30万円減額し、150万円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、款1分担金及び負担金、目1分担金ですが、実績により6万円の減額です。

8ページをお願いいたします。使用料及び手数料、目1個別合併処理浄化槽使用料ですが、実績により18万3,000円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。款3県支出金、目1特定地域生活排水処理事業費補助金、熊本県浄化槽設置整備事業補助金でございますけども、これは県が事業費の6分の1を補助するものですが、事業費の確定により5万3,000円の減額でございます。

10ページをお願いいたします。款7町債、目1下水道事業債は、事業費、工事費の確定により30万円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので11ページをお願いいたします。款1特定地域生活排水処理事業費、項1特定地域生活排水処理管理費、目1一般管理費ですが、合計で25万1,000円の減額でございます。節8報償費は、受益者分担金の減額に伴う全納報償金の減額で7万8,000円の減額でございます。節9旅費は、実績により1万9,000円の減額、節19負担金補助及び交付金は、水洗化改造工事補助金の該当者がなかったため10万円の減額、及び使用料徴収交付金在使用料の減により5万4,000円の減額でございます。

12ページをお願いいたします。款1特定地域生活排水処理事業費、項2生活排水処理事業費、目1生活排水処理事業費で、総額34万5,000円の減額でございます。節11需用費は、消耗品の減で3万9,000円の減額、節15工事請負費は、工事費の確定により30万6,000円の減額でございます。

以上で、平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第10号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

ここで、4時5分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後3時55分

再開 午後4時05分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

-----○-----

日程第15 議案第39号 苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第15、議案第39号、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第39号、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例について（案）。

苓北町振興計画審議会設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。平成27年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略の審議に当たり、委員の構成を変更する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町振興計画審議会設置条例（昭和52年苓北町条例第40号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお願いします。右側が改正前、左側が改正後で、下線の部分が改正点でございます。

現在の第3条第1項、「委員13人で組織する。」と、下の部分から次のページにかけての第2項、「委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。」(1)「町議会の議員3人」から、次のページ(11)「女性の会の役員1人。」までを改正しまして、改正後は、第3条、「審議会は、次に掲げる委員をもって組織し、町長が委嘱する。」(1)から(11)までは改正前の委員構成と同じです。これに新たに(12)「その他町長が必要と認める者 若干名」とするものでございます。

補足説明をいたします。本年度、苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとし準備を進めておりますが、地方版総合戦略の策定に当たっては、できる限り産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働組合、メディア関係等の幅広い意見が反映されることが望ましいとされております。

今回は、従来の委員構成に、只今申し上げました分野の委員の方にも入っていただきまして審議をお願いしたいということで、改正を提案させていただくものでございます。

改正文に戻っていただきまして、附則、この条例は交付の日から施行するとしております。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(山本政人君) これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

○1番(松本良人君) 松本です。改正後、2の1ですね。女性の会の役員1名となっておりますが、今、女性の会がどのくらいの規模でなされているのかということをお尋ねすると、今後はですね、私は老人会にも入っておりますけれども、老人会あたりも、かなり人間も増えるし、やはり経験とですね、いろんなニーズとか何かというのは、老人会の方々というのは相当なものを持っておられるわけですが、そこら辺のメンバーとしてお考えになってもらえんかというようなことをお願いするわけですが、よろしくお願いたします。

○議長(山本政人君) 企画政策課長。

○企画政策課長(荒木広之君) 女性の会は、連合女性の会というのがございますので、その代表者の方にお願をしております。志岐と富岡に女性の会がありまして、その上の組織として苓北町連合女性の会というのがございます。

○議長(山本政人君) それは組織人員は何名くらいですか。わかりませんか。

○企画政策課長(荒木広之君) 人数についてはちょっと。

○議長(山本政人君) 教育長。

○教育長(芦塚博昭君) 女性の会の構成員は2団体で約100名です。100名。

○議長(山本政人君) 企画政策課長。

○企画政策課長(荒木広之君) 只今、老人会のほうの代表者もということですが、只

今申し上げましたように、幅広い意見を拾い上げなさいというような主旨もございますので、その辺は検討をさせていただければと思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 多分ですね、これを見てもみますと、青年団等の役員とかですね、女性の会の役員とかって入っとつとですね。女性の会も都呂々あたりは、もう潰れてなかつたですよ。それで、そこら辺がですね、この社会教育を、教育委員会あたりがどういった指導をなさってるのかわかりませんが、しっかりした、今ところは組織があつとは老人会はあるわけですね。ある団体を省いてなかつたり弱体化してるのをここに上げてある、なかなかユニークな会だな、審議員だなというようなことも、これはちょっと皮肉交じりでございますけれど、すいません。そこら辺、考えたもんですからですね、よろしくご審議をお願いします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 青年団体等の役員というのは、イコール青年団っていう、昔はですね、青年団がありましたので、青年団の団長さんをお願いをしていた経過があります。けれども、おっしゃるように青年団は解散いたしておりまして、そういう関係でですね、若い人の意見を聞くということで、平成23年の2月からは苓北町漁協担い手クラブの会長さんをお願いしております。

それと、それから平成25年の4月からは、商工会の青年部長さんということでお願いをいたしておりまして、そういった若い方の意見を聞きたいということで、お願いをしているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今後ひとつですね、言葉の使い道だろうと思いますけれども、検討いただいて、格好いい、何ですかね、形でも整うようなことをやっていただければなと思いますが、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 先程なるべく幅広く組織をしたいということで、金融機関、メディア等いうのをさっき挙げられたんですけども、この場合、今回メディアっていう部分での、この組織の委員というのは入っていないように思うんですけど、その辺はどうなってるんですかね。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 現在までの構成員が11番まででございます。ここに金融機関とか、労働組合とか、メディアが入っていないということで今回、改正をお願いするわけでございますけども、只今申し上げました6つの関係団体というのは、例えばということで国が示している団体でございます。今ですね、県あたりとも打ち合わせ

をする中で、メディア関係は非常に難しいかなというところも実際問題あります。

そういった場合には、委員構成が無理ならば、そういった機関の意見を聞くような機会、例えば案を挙げてですね、意見を聞くようなことでもいいのかなというふうな話を、打ち合わせをしてるところでございます。

ですので全て、只今申し上げた分野の委員さんを網羅しなければならないということではございませんので、その辺は、又、今後検討させていただければと思います。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○7番（野崎幸洋君） はい。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） この中で今までですね、女性の役員さんというのかな、何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） （11）女性の会の役員、1人ということです。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） はい、すいません。

○議長（山本政人君） はい、まだありますか、追加の答えが。

○企画政策課長（荒木広之君） ちょっと質問の主旨を勘違いしておりましたけども、現在は、女性の方は1名です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 人口の半分は女性でございますので、できるだけ女性の声も幅広く吸い上げていただくということでは、女性のですね、委員さんというか、役員さんもできるだけ幅広く来ていただければというふうに思いますので、希望として出させていただきます。

○議長（山本政人君） そのことについて、何か答弁ありますか。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） そういう趣旨は受け取って検討させていただきます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 11番目までで従来の13人ですね。12番目で、その他町長が必要と認める者若干名という書き方をしておりますが、これに先程から出ておりますメディアとか、そういうものが入ってくるわけなんではないでしょうか。それともどういう方々がこの中に入ってくるのか、今、もし考えておられれば教えてください。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 現在のところ具体的に考えておりますのは、金融機関の代表者の方に入っていただきたいというふうに考えております。国の方でもですね、金融機関の持っている知識あたりをですね、参考にさせていただいてるっていうか、意見

をいただいて、総合的な戦略をつくっていけというふうな方針もございますので、そういうことを考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私思いますに、これからの高齢化社会、人口が減っていく、そういう中での町づくりなんかではですね、やはりその道にたけた方、その方に頼るということはまたおかしいわけですが、例えば大学の先生とかですね、そういうコンサルさん、こういうものも一定の節度を設け手綱を引きながらですね、引けるような形にして、そういう方も入ってもらった方がいいのではないかと思います。

それから青年団体等の役員で、商工会とか農業者とか漁協からだということですが、これを機会に、荅北町の青年団ですね、社会教育の分野での青年団の復活を検討してもらえればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 前段の方はそういったことで、今後ですね、若干名ということ認めていただければ、検討していきたいと思えます。

○8番（浜口雅英君） 今、2つ言うたけんな。

○企画政策課長（荒木広之君） はい、前段の方で。

○8番（浜口雅英君） 前段は、そういうことでいくということ。

○議長（山本政人君） じゃあ青年団の復活について、どなたか。教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 青年団の復活の件ですけど、やっぱり青年団を復活しようとして、若者に声をかけるんですけど、どうしてもやっぱり今、青年団は、いろんなサークルとか、いろんな付き合いがあって、青年団はっていう人が結構多かったですよね。他所を調べてみますと、青年団があるところはほとんど役場の職員が構成員です。だけん今のところ、つくろうと思えますが、つくれる体制ではありません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 名前を、そういうことで、振興協議会は、これからの町の状態をですね、日本全国的な傾向があろうかと思えますので、それに荅北町がどこら辺にあるのか、そういうのも踏まえながら、町づくりのための協議をお願いしたいと思えます。

それから青年団ですが、青年団、青年団という言葉を使ってしまいますけども、若い人が入って来れるように、カタカナの言葉を使うとかですね、やることは似たような感じで、要は、若い人たちがまとまってもらえれば良かったですね。それがなかなか難しいんでしょう。小さなグループでしか趣味に興じないという状況もあろうかと思えます。

昔はですな、寄って飲むしかなかもんで夜になればそこに寄ってくる。だから、いわゆる青年団、4Hクラブが盛んになっていましたけども、今は個別の行動をしようとい

う傾向にあらうかと思ひます。そういう状況は状況として、我々も私も理解しますので、それはそれとして、まあ俺が言わんばんときゃということじゃなくて、俺が言うという形で、強い意志の中でそういう組織づくりに励んでいただきたいと思ひます。終わります。

○議長（山本政人君） 青年団のことについては、そういう問題提起があつたということで、皆さん、認識をしていただきたいと思ひます。

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、苓北町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第40号 平成27年度苓北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第16、議案第40号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第40号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に3,102万円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億8,302万円とするものでございます。

今回の補正予算は、天草エアライン航空機更新補助金、臨時福祉給付金事業に係るものが主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第40号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

平成27年度苓北町一般会計予算の歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ47億8,302万円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入です。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、臨時給付金事業補助金に係る国庫補助金で、節2児童福祉費補助金327万5,000円、節3臨時福祉給付金事業補助金97万1,000円の増額です。

7ページをお願いします。款14県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は、地下水と土を育む農業育成事業補助金でレタスの防虫ネットに係る補助金154万2,000円の増です。目5教育費県補助金、節1社会教育費補助金は、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業県補助金で、中学生を対象にした地域未来塾に係る補助金の14万9,000円の増です。

8ページをお願いします。款18繰越金、目1繰越金は、平成26年度からの繰越金2,508万3,000円の増額です。

9ページをお願いします。歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節19負担金補助及び交付金は、新エネルギーシステム設置補助金、法人1件分30万円、天草エアライン航空機更新補助金2,450万円の増額です。

10ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、臨時福祉給付金事業に係る経費で、総額97万1,000円の増額です。

11ページをお願いします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、臨時特例給付金事業に係る経費で、総額で348万3,000円の増額です。

12ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19補助金及び交付金は、地下水と土を育む農業育成事業補助金154万2,000円の増額で、レタスの防虫ネットに係る分です。

13ページをお願いします。款7土木費、項1土木管理費、目2やまびこ活動費は、節の需用費から原材料費への組替えです。

14ページをお願いします。項2道路橋梁費、目2道路維持費は、節の需用費から工事請負費への組替えです。

15ページをお願いします。款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、節19負担金補助及び交付金は、学校支援地域本部事業補助金22万4,000円の増額で、中学生を対象にした地域未来塾に係る分です。

以上で、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 9ページの方にエアラインのこの補助金が2,450万円が出ておりますが、これは全部一般財源となっておりますが、私わかりませんが、これに対

する今後、この国等からの何か支援というか、そういう対象になるような感はあるんですか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 新しい機材の購入については、2市1町で負担するというふうなことになっておりまして、この航空機更新の機材の購入については、補助は国等からの補助はありません。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） それは昨日ですか、説明でもわかっておりますが、いわゆる苓北町、上天草市、天草市が20数億出しますよね。それに対して、それぞれ財源は別々のいろんな項目があったような気がいたしますが、例えば苓北に、その分の来年、交付税等にみてるかというそういう意味なんですよ。そういうのがあるのかどうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） あるのかどうかというのはわかりませんが、特殊事情ということで、又、県にもそういう理由をですね、出してみたいと思います。他は補助事業がないんですよ、これが。一時は町づくり交付金、苓北町は船を買いました。ところが今、その町づくり交付金というのがなくなっておりまして、なかなか目途が立ちませんでしたので、こういうふうな状況になりました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 町長のご答弁で県の方にと言われましたが、私が国の方というのは、県の方が出しませんよというようなことを聞いてったものですから、機材は3自治体で検討してください、県の方はいろんな空港整備等に何か、というようなことを町長も盛んに言われておりましたが、そういうことで国の方の交付金ということでしたんですが、今、県のほうにも折衝してみるということでございますので、又、特段のご努力をお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私はそういった意味じゃなくて、特別交付金の中身は県が決めるんです。国が決めるんじゃないものですから、だから県と折衝するというところでございます。

○5番（倉田 明君） その辺も含めてよろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 13ページ、小さなことなんですけども、珍しいことにやまびこ活動費が需用費から原材料費に組替えがなされております。長い経験ではこういったこと初めてかなあと。普通は今、ほとんどが各自治区では、原材料から反対に、いや失礼しました。ちょっと私が勘違いですね、これは。すいません。

視点を改めて発言をしたいと思います。このやまびこ活動につきましては、予算特別委員会の折にも、もっと充実を図っていただきたいという項目がございました。そういった意味で、原則として1自治区1回の利用が、今現在なってるかと思いますが、それも、それを取り払って原材料、需用費それぞれ支出で結構なんですよ、ということでこういうふうになったのかなと思っているんですけど、土木管理課長、どうなっていると思いますか。ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 高戸議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

今回、通常ですと、原材料費ということであれば、地元でですね、生コンを役場の方で支給をいたしまして、地元でコンクリートの舗装等をされるような事案がございまして、そちらがたまたま今年度ですね、当初予算では、予定しておりました行政区よりも既に年度が替わった段階でですね、原材料を欲しいと言われることが多ございました。

そういう中で、当然ながら修繕料の方が今のところまだ余っておりますので、500万円という予算の範囲内で組替えをさせていただいて、そういう原材料を希望される行政区への対応という意味合いでですね、今回はその事業費内でさせていただいております。

又、今後、今回災害等もたくさん出ておまして、又、今後も需要が多分出てくるかと思いますが、その際、都度都度ですね、必要な予算については、又ご相談を申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 9ページのエアライン航空機更新補助金です。

昨日説明を受けましたが、これは平成27年の7月に新機材の受領ですかね、そういうことだったと思います。これは大変申し訳ありませんけども、いつ、このATR42-600に、いつ頃決定になったのかということが1つです。

それから、平成28年の年明けて1月に運航開始をされる予定になっておるようですが、このときはセレモニーを予定されていると思います。それで、どういったセレモニーか定かではありませんけども、ぜひ、苓北、天草苓北をですね、そのセレモニーの中に大きな位置付けで取り組んでもらえるような、そういう意見を出してもらいたいと思います。

負担見込額では、天草市が25億円に対して、上天草が2,600万円、苓北が2,400万円というように少ないわけですが、この際ですので、ぜひ苓北町を売ってほしい。いろいろ観光パンフレットなんか見てもですね、苓北町は、場合によっては白地図で名前も何も入っていない、そういうパンフレットも見かけますので、そういう

ことがないように、情報をよく取り入れてそういうチャンスは生かしてもらいたいと思います。

それから14ページで、道路維持費の需用費と工事請負費がやり替えてあります。これは、昨日もちょっと意見が出ておったと思います。大きな工事も大事だと、しかし、小さな工事も大事だと。こっちこそがかえって大事ではないかという議員からの問題提起もされておったというふうに思います。

そういう意味で180万円が需用費から工請に行った。何とか工請の180万円はですね、別枠から探すことはできなかったのかどうか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 浜口議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回、工事費ということで修繕料をですね、180万円削らせていただきました、単独工事費というようなことで180万円の予算組替ということでさせていただきましたのは、1つは、町道の舗装の補修ですね。その要望が今回、相当数出ております。

そういう中で、従来の修繕という形でいきますと、どうしても単価がやはり高くなるというような状況もございますし、できますればまとめて工事という形での発注が、経費の節減にもつながるのかなという考えが1つございました。

併せまして、ご指摘のように別枠で単独工事の分の予算を計上すべきじゃないかというようなご指摘でございますが、まだ、年度が始まったばかりでございますので、この財源を組むだけのですね、余裕がございませんでしたので、今回は需用費の修繕料を工事費に回させていただいたということでございます。

ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 現在の新機材の決定は平成26年の5月でございます。

それから、セレモニーと、あと宣伝関係ですけども、副町長が株主で入っておりますので、その辺要求をしていきたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 副町長、何かありますか、答弁。

企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 空港利用促進協議会というのがあります。

その中で促進事業についてはいろいろ検討していくことになっておりますし、やっておりますので、その中で要望をしていきたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 2,400万円の負担金を出すわけですので、そういう分につ

いてはですね、強く芥北町の存在価値を、存在地位を示してほしいと思います。

それから、昨日はどのくらい売れていますかとお尋ねしたら、1,000機という話でしたが、えらい切りんよかですね、875機とか980機、これ1,000機ちゅうとは間違いなかですか。

○議長（山本政人君） 企画課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 県の資料でございますけども、1,000機以上が生産供給をされているというふうな資料をいただいておりますので、そこからお伝えをしたところでございます。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、平成27年度芥北町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここです、皆さんにお知らせをします。本日はご承知のとおり、未曾有の大雨でございました。したがって、本日の会議時間はずれ込んでおまして、芥北町議会会議規則第9条第2項により延長することをお知らせいたします。

—————○—————

日程第17 議案第41号 平成27年度芥北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第17、議案第41号、平成27年度芥北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第41号、平成27年度芥北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,567万9,000円とするものでございます。補正前と補正後の額の変更はございませ

ん。

内容につきましては、30年の契約存続期間により契約しておりますふるさとの森分収育林契約につきまして、契約条項に基づいて5年間の存続期間延長を行うに当たりまして、現状での契約対象森林の立木価格を算定するための立木集積評価に係る経費を計上するものでございます。

補正の内容についてご説明をいたしますので、4ページをお開き願います。

歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目2財産管理費、節13委託料で、ふるさとの森分収育林契約の契約対象森林、総面積10.54haに係る立木評価委託料として40万円を計上いたしております。

次のページ、5ページをお開き願います。款2予備費、項1予備費、目1予備費で委託料に充当するため、40万円の減額計上の提案をさせていただいております。

以上で、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） 質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この立木の評価委託は、森林組合がするわけですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 天草地域森林組合に委託を予定しております。

○8番（浜口雅英君） わかりました。

○議長（山本政人君） よろしいですか。他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、平成27年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第42号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結について

○議長（山本政人君） 日程第18、議案第42号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第42号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結について。

平成26年9月8日議案第322号により議決された苓北町拠点避難地造成工事（2工区）請負契約を下記のとおり変更を締結するものとする。平成27年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、苓北町拠点避難地造成工事（2工区）。2、当初契約金額、9,188万6,400円。3、変更による増減額、1,969万7,267円の増です。4、変更契約後金額、1億1,158万3,667円。5、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町都呂々916番地、前川建設株式会社、代表取締役、前川敏士。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案第42号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事〕の変更締結について、工事内容の説明を申し上げます。

次ページをお開きいただきたいというふうに思います。

今回の変更は、苓北町拠点避難地造成に伴いまして、敷地内の排水を西原川に流すことでの急激な放流による河川への負荷を抑えるために調整池を築造するものでございます。この調整池につきましては、10年確率の雨量、1時間に144mmという雨量を基に調整容量986m³、池の面積につきましては635m²で調整池を造るものでございます。

本年3月議会において調整池に関する説明をいたしておりましたが、規模につきましては、そのときと変わっておりません。

詳細設計を行うに当たりまして、再度、L型擁壁や逆T擁壁等の工法による工事費の比較検討を行い、調整池の構造につきましては当初の計画と同様でございますけれども、鉄筋コンクリート逆T型の擁壁でございます。底面部、側面部共に厚みが40cmの鉄筋コンクリートの構造でございますが、総高が3mでございます。底面幅につきましても同じく3mでございます。地盤線から下に掘り下げます根入れの深さにつきましては、当初、隣接する河川との関係で根入れを深く入れてありましたけれども、今回70cmの引き上げを行いました。このことで底面部の幅につきましては、逆に50cm広くなっております。又、越流部の余裕高につきましては、当初、通常河川の基準60cmといたしておりましたけれども、これを消火栓の基準である30cmを採用することとい

たしましたので、擁壁の総高を1 m抑えることができました。

このようなことで、事業費が直接工事費で1,280万2,540円、それに諸経費の711万3,700円を上積みいたしまして、今回の調整池築造に係ります事業費は1,991万6,280万円となりました。

お手元に、平面図を本日配付をいたしております。こちらをご覧いただきたいというふうに思いますが、今回、造成をいたします避難地の外周部には、転落防止のための柵を設けます。併せましてこの図面でいきますと、右側の下の部分と左側の下の部分、この斜面部への侵入ができないようにということで、同じくここにもフェンスを設置することといたしております。

今回、調整池の築造箇所が拠点避難地造成工事の2工区内であること、又、別工事にした場合には、排水等を含めまして、工事施工に係る調整が難しくなること等を勘案いたしまして、調整池工事を拠点避難地造成工事2工区に追加することといたしました。先程申し上げました1,991万6,280円の工事費に、請負率であります98.900以下の数字を乗じまして、変更増額となります金額につきましては1,969万7,267円でございます。

なお、工期につきましては、12月21日まで延長することといたしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 確認の意味でお尋ねをいたします。

この前の説明会の折りに、私は転落防止柵は付けるんですかとお尋ねしたところ、最上部っていいですか、上の部分には付けるけども、池の上には付けないという答弁だったように思うんですけども、先程お聞きしますと、転落防止柵を付けるというふうにおっしゃったようなんですけども、その辺をもう一回確認をさせてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 野崎議員のご質問にお答えをいたします。

今現在、転落防止のための柵につきましては、一番上の面ですけども、避難地の造成面の一番隅の部分に転落防止柵が付くというようなことでございまして、この一番上部の面から外周、外にですね、出るようなことがあれば困りますので、そういうことで右側と左側の斜面部にもこの区域内に入らないための柵を設けていくと、そういうことでこの調整池の方には直接はですね、転落防止柵は設けないというようなことでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論があるということでございますので、まず、本案に反対者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今年の第2回定例会で発言したとおり、現場は小高い単純な丘であり、とても新たに2,000万円もかけて調整池を設置するような場所ではない。しかも、3月には4,500万円の工事費だったものが、マイナス2,500万円も減額になっております。それはいろいろ構造物の根入れを浅くしたりとか、いろいろ話がありました。余りにも短期のうちに2,500万円の金額をですね、落としたということは当初の設計にも曖昧な部分があったと思いますし、今度の減額も本当に大丈夫なのかという気がします。

調整池を必要とするのは、例えば背後に複数の沢を抱えている現在施工中の上津深江地区広域避難地造成工事、法面工事ですか、こそ調整池を設置すべきではないかというふうに思います。

又、調整池の問題については、これまで4年間、5年間の経過の中で、サッカー場建設あるいは拠点施設、あるいは仮設住宅用地、いろいろ名称は変わってきましたが、その度ごとに調整池が出てきたり、なくなったり、非常にこれも曖昧な計画です。

そういうことで、本件について、本案には私は反対します。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 3番の高戸です。

このことにつきましては、先程も浜口議員が述べられたとおり、3月の議会の折、私も注文をつけたところの賛成の討論に参加をいたしました。

その後、委託業者から示された設計書を基に、課長、担当者共々精査をして、今回の形になったのかなと思っています。

例えば、その河川にしても、通常の余裕高60cmを消火栓の30cmに摘要したと。確かに調整池が必要なのかなということも、いろんな面で聞きますけれども、広域本部等々の指導といいますか、それを得て今回の形になったということでございます。私も西大田、上津深江の避難地と比べて面積はどうかなということで土木管理課長に聞いたところ、あそこには確かに海岸に向けた河川が三方張り、立派な河川がございます。そういったことを考えると、あの場所には調整池は必要ないんだということでございます。

そういったところで、今回、当初、代表監査委員の方からも、ちゃんとした精査をした上での工事にかかりなさいというお叱りも受けております。どうか、土木管理課長につきましては、この工事がですね、立派なものだということで、見本となるような工事

をしてほしいなと思います。

なお、関係他の課につきましても、今回のこの調整池につきましても、勉強の意味で時あるごとに現場等々に出向かれまして、現場での研修について努めていただきたいと思います。

いろんなことで、私は今回の調整池の変更契約には、参加の立場で討論に参加をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 次に、本案に反対者の発言を許します。松本君。

○1番（松本良人君） 松本です。

実は、議員が現地調査した折の委員会だったですかね。そのときも私、上津深江の件について、何でこっちにあって、上津深江には何でしなかったのかというような提案をしました。そうしたところが、まあ河川が云々とか、多分、私の考えでは、平地はせんでよかですけども、急なところが逆にいるとじゃなかろうかなと。水の水ですね、こうたまって急激に落ちるわけですから。逆の立場を考えるわけですけども、ただですね、町の行政面からいうと、あっちには造る、こっちには造らんと、何でかアンバランスなところがありますね。やはり造らんとなら徹底してやっぱり造らんと、造つとならやっぱり全部、他のところにも迷惑ばかけんように造っていこうというのが私はいいんじゃないかと思うので、今回ですね、今まで住宅の造成地にしても、この前見せていただいた深江の避難所にしても、そっちの方は全然検討がなくてこっちだけあるということは、何かおかしいなというような気がします。町の均衡をとる意味で私は反対します。

○議長（山本政人君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ありませんか。本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ありませんか。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決をします。

本案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第42号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 同意第6号 苓北町固定資産評価員の選任について

○議長（山本政人君） 日程第19、同意第6号、苓北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで、審議に入ります前に、同意を受ける当事者が議場内に在籍しております。

地方自治法第117条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本件が終了するまでの間、退場を求めたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

益田大介君、退場してください。

(税務住民課長 益田大介君 退場)

○議長（山本政人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第6号、苓北町固定資産評価員の選任について。

苓北町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。平成27年6月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、益田大介。

提案理由、苓北町固定資産評価員から辞職の届出がありましたので、後任の評価員を選任するためでございます。

なお、益田氏の略歴につきましては、次ページに掲載をしておりますので、ご参考の上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号、苓北町固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

(議場 閉鎖)

○議長(山本政人君) ありがとうございます。只今の出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、2番、廣田幸英君、3番、高戸幸雄君、4番、松野重幸君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙 配付)

○議長(山本政人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(山本政人君) 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長(宮崎裕昭君) 1番、松本良人議員、2番、廣田幸英議員、3番、高戸幸雄議員、4番、松野重幸議員、5番、倉田明議員、6番、石田みどり議員、7番、野崎幸洋議員、8番、浜口雅英議員、9番、田嶋豊昭議員、10番、山下時義議員、11番、錦戸俊春議員。

○議長(山本政人君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の廣田君、高戸君、松野君に開票の立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長(山本政人君) 投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成11票、反対0票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第6号、苓北町固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。ここで益田大介君の入場を求めます。

(議場開鎖 税務住民課長 益田大介君 入場)

-----○-----

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本政人君） 次に、日程第20、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本諮問についての説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましての説明をいたします。

このことにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記、平井正彦氏、記、小林登代美氏の2名でございます。

なお、平井正彦氏、小林登代美氏の経歴につきましては、次ページ以降に掲載してございますので、どうぞよろしくご賛同のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、平井正彦君を適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

続いてお諮りします。本件については、小林登代美君を適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、平井正彦君、小林登代美君を共に適任とし、推薦に同意する答申をすることに決定しました。

-----○-----

日程第21 陳情等文書表について

○議長（山本政人君） 次に、日程第21、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました2件が提出されています。

まず、陳情第1号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採択を求める陳情を議題とします。

陳情第1号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに

議会運営に関する申合せにより議員配付とすることに決定しましたので、お手元に配付をいたしております。

次に、陳情第2号、おっばい岩駐車場等設置を求める陳情書を議題とします。

事務局長に陳情第2号を朗読させます。

事務局長お願いします。

○事務局長（宮崎裕昭君） 荅北町議会議長、山本政人様。平成27年6月4日、おっばい岩駐車場等設置を求める陳情書。

先日、「第1回天草れいほく御利益巡り」のイベントを実施しました。

荅北町物産館を起点に、町内3カ所のパワースポットを巡るものでした。

このイベントを起こすに当たって、商工会、役場商工観光課、観光協会、ガイド協会、飲食店等の方々と昨年の12月に第1回目の会議を行い、それから計10回の会議を経て実施に至りました。

当日、第1便のマイクロバスが出発し、無事に富岡稲荷神社、上津深江塞埜神社を巡って最終地点の「おっばい岩」に着いたところ、目の前の路側帯には既に他県ナンバーの車が駐車しており、交通量の多い国道にバスを停車し、交通整理をするときの「危険度の高さ」を実感し、安全な場所、すなわち駐車場の必要を強く思いました。

このことは、当日の参加者や日常の観光客も同様に感じているところです。

会議の過程途中で、役場商工観光課や実行委員会で天草警察署へ出向き、駐車場や横断歩道の候補地について打診し、その確認等も行いました。

イベント終了後のスタッフの一番の反省要望事項が、メインスポットの「おっばい岩駐車場」の確保です。

誰もが、参加者や観光客の安全確保が不可欠であると再認識した次第です。

今年の秋には、天草ジオパーク全体のイベントが荅北町で計画されており、我々、実行委員も「第2回目の御利益巡り」をこのイベントに合わせ、同日開催を検討しております。

3月の町議会において、「おっばい岩の休憩所を考えている」と発言があったのですが、今回のイベントで、多くのマスコミ（新聞やラジオ、テレビ等）で報道され、今後更に観光客が増加することが予想されます。

「第2回天草れいほく御利益巡り」の開催に向け、夏休みシーズンに入る7月中旬頃までに、現場周辺（西川内漁港も含めて）に「おっばい岩駐車場」や「休憩所」、「横断歩道」を設置していただくよう切にお願い申し上げます。

天草れいほく御利益巡り実行委員会委員長、黒瀬英一、荅北町商工会会長、岩下忠、荅北町観光協会会長、木山勝彦。

○議長（山本政人君） お諮りします。

陳情第2号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、陳情第2号、おっばい岩駐車場等設置を求める陳情書を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

○町長（田嶋章二君） ちょっとおかしかですよ。

○議長（山本政人君） ああ、そうですか。町長。

○町長（田嶋章二君） 今の陳情案文を読んでいると、いかにも我々がやる気がないような意味に取れる、そういう案です。

でも我々はもう既に作業を進めているんですよ。ただし、いろいろ課題があります。まず、漁港内に漁港施設以外のものを造ってはならないと。これは非常に難しい壁があります。これはもう去年からずっと交渉しているわけですけど、うまくいきません。まだ時間がかかりそうです。

それと、あとは県有地っていうか、国有地ですね、次の候補地が。これは県の土木部と打ち合わせをして、手続きはしっかり自分たちも手伝うということになっております。それで、あとは県と県の広域本部もですね「V I S I Tあまくさ」ということを主題にして、今つくっておられる。そしてジオパークも進めておられる。一番中心のそのジオパークのあれがおっばい岩でありますので、我々も県と一緒にやりたいということで、県にも折衝してるところでございます。

だから、その辺のところを、これを進んでやるからとかという話はなかなか難しいんじゃないかなと。いや、おかしいんじゃないかなと。

ただし、7月までにやってくれということではすね、今、ちょっと難しいんじゃないかと思っております。ですから我々がいかにも、進み方は悪いんですよ、法律がいろいろあるから。だから、そこを陳情をお受けになられるのも結構でございますが、我々既に作業を進めてるんですよ。そういうところも何か、一応、加味していただいてご議論をしていただければと思います。

○議長（山本政人君） 今、町長からそういう答弁でした。

ここで暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後5時16分

再開 午後5時24分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

陳情第2号につきましては、先程、町長の方からそういう意見がございました。

このことについて、議会運営委員会で只今ご審議をいただきました。

その結果としては、この陳情は議会に提出されたものであり、議会としては皆さんにお諮りをして、採択をするかどうかということを決定したいと。ただ、町として現状について努力をされている。そのことで結局、議会でこういう決定をされたけれども、町としてもこの様に努力をしていると、ただ、難しい面もあるというようなことを陳情者に対して出していただければどうだろうか、ということでも話をしたところでございます。

○町長（田嶋章二君） この案文ば、ちょっと変えてもらえばまだ良かばってん。

○5番（倉田 明君） 質疑応答の時間はあっとかな。

○議長（山本政人君） これから、陳情第2号、おっぱい岩駐車場等設置を求める陳情書を採決することにご異議ありませんか。

○5番（倉田 明君） いやいや、それは採決してしまえばよかったですけど

○議長（山本政人君） 質疑はありませんかと、質疑をですか。はい、どうぞ、倉田君。

○5番（倉田 明君） 松野議員も知っておられると思いますけど、この最後のくだりに、下から2行目ですね。いわゆる7月中旬頃までに現場周辺（西川内漁港を含めて）というのは、バスが時々駐車しとるあの広場っていう意味かなと思っただけですけども、そこにおっぱい岩駐車場や休憩所、横断歩道を設置していただきますよう切にお願いいたしますって書いてありますが、あそこは実際使用して良かったですかね。

そこばちょっと疑問に、私は思うんですけど。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 漁港施設以外には使っちゃいかんことになってる。ゲートボールも本当はダメなんですよ。ただ、あれを正式に、だからトイレ造る、ゲートボール用になんかいうと絶対ゲートボールもダメになるんですね。

だからそういう意味で、これは努力はします、しております。どがんか融通の利かんか。もうちょっと漁港の本来の利用がだんだん減っていく中で、駐車場なり、ゲートボール場なり、そのためにはトイレも必要じゃないかとは、漁港の担当、国の担当にもお願いはしておりますが、簡単にいくような話じゃないようでございます。

それと併せまして、これは県の広域本部も「VISITあまくさ」といって格好つけ

て、大々的にやろうとしてるわけですね、その中の目玉の1つがおっばい岩なんですよ。だから町もやらなければなりません、当然、広域本部も一緒にやってほしいと、そういうことで我々はお願いをしているわけです。

県の土木部の方は、今度はあそこは国有地ですから、あの国有地を今の駐車場がもしできるとすればあそこしかありませんので、そのいろんな手続は手伝うということでございます。

あとは、広域本部が町と一緒に仕事をしてくれるかということと、歩道の許可を交通安全協会、平たく言えば警察、これがそこだったら良いと言ってるのは間違いないらしいんですが、まだ正式にお願いはしておりません。

だから、そういうことで、そこも許可が出ると思います。ただ、あそこに駐車場的に造ればいいってもんじゃありません。今度は、案内板も移さんばいかん。そして、あそこに乗り降りするところを、もうひとつ浜に降りるところが手前にあつとですよ、都合がいいように。だから、私もあそこが一番良いと思ってやってるところなんです、やっぱりもうひとつ、県との意思が僕らの思ってるような、県が意思になってもらえない、そういうところでもありますから時間はかかると、私は思っておりますので、採択される、されないは議会の問題なんですけど、そういう実情もよくわかっていただいて、執行部が何かあんまりやっとなんという感じの陳情書だったものですから、我々としたら相当頑張ってるつもりなんですけど、採択が云々については私はどうこう言いませんが、今の進捗状況をご説明をさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 提出された方々、非常に努力されて、又、この陳情書の内容も十分ご理解できます。そういうことで議運の採決には従いますが、その辺を若干懸念したわけですね。今、町長も相当に努力しておられるし、今後も引き続きそういうことで対応をされるようでございますので、そのところは十分理解しながら対応したいと思います。どうぞ進めてください。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） 他に。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今、その陳情というよりも、町の取り組みを若干聞かせてもらいました。その中では漁港区域内、地域内では非常に補助事業の関係でですね、なかなか目的外使用ということだろうと思います。厳しいと思います。

だからといって、しかし、だからといって、今の話では、国道沿いに今の車寄せ、そういうものを使って駐車場に使ったらどうかというような考えのようですが、車を停めた部分とおっばい岩が、道路を横断せないかんですね。やっぱり交通事故、将来、起こらないとも限りませんので、私は道路沿いの駐車場はやめて、何とか西川内漁港内の敷地、今、産交バスが停まっております、定期的にですね。はい。

もう1つは、今、国が進めている地方創生の取り組みの中にそれを入れていく。例えば、具体的には、第1回天草れいほく御利益巡り、こういったものを積極的に取り組んでいくんだと。そしてこのことによって交流人口を増やすし、入込み人口を増やすし、地域の産業も伸びていくんですよと。そういう施策を地方創生の施策に則って、これは国が進めているわけですので、西川内漁港も国の所有になりますので、そら上で話ばしてもらえばよかわけですけど、そういう取り組みをすべきだと思います。

ぜひ、安全は守ってもらいたい。交通事故は起こさないように、そういう場所に決めてもらいたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それではなおさら7月までとかっていう時間は区切ってほしくないと思っております。それと、私も最初はあそこの漁港の空いてるところに駐車してもらって、あそこから階段造って、そしてお参りに行ってもらうということの中で漁港とお話したわけです。そして、国っていいですけど、今度は、国同士で話すなんていってもなかなか話がつきません。その1つの良い例が和田の漁港。何年かかったですか、あの漁港と道路ば、すつとに。だから時間がかかるんですよ、理解をしてもらうのに。だからそういった意味で、今、浜口議員の意見が、私も国道を渡らんで済むというのは正しいんですが、これは時間が相当かかると。いついつまでに出来上がるということは、なかなかお約束できない状況でございます。

そここのところも踏まえた中で、これは関係者の方々もご理解していただければ有り難いんですけど、そういうことで、どっちにすつとかっていう話ですよ、今度は逆に言う。早ようしたかけん、じゃあ国道をまたいで来つとかって。それにしたってこの夏休みには間に合いません。

そういうことでございますので、本当は文書の内容ももうちょっと相談してもらえれば良かったかなって思うんですけど。そういうことで、現実的にこの事業を進めるのにはいろんな障害があると。しかし、私も必ずやりたいと、そういう思いでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 実は1年生で初めて一般質問して、おっばい岩を言いました張本人でございます。こういった陳情書が出ること自体、私は全然わかっていなかったわけでございますけども、あのときに町長から答弁をいただきました。

確かに国道背後地のところを休憩所といいますかね、そういったふうにしたらというお話もいただいていたわけでございます。現実的に考えるときに、それには予算も伴うし、どうかなと思うわけでございます。

ここでお互いが将来の苓北町をいかにして一所懸命考えて一緒にやろうというときに、陳情が不採択とか、保留、採択とかということになりますと、いろんな問題が出て

きやせんかなと私はそれ以外のことをちょっと今、自分で思っているわけでございます。

それから陳情書の方にいたしましても、商工会の会長とか、観光協会の会長が名を連ねておられます。そういったことで、もしよければですね、保留という形はでけんとうでしょうか。こういったことを言っちゃあ、引き分けということになると思いますけれども。議長、それはどがんなつとですかね。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、これは採択は採択で、議会の意識ですから。でも、当然、観光協会とか商工会長さんには、その実情をよく理解をしていただかなきゃいかんから、本当、商工観光課長がしっかり説明しとくべきだったと思っておりますので、今後は商工観光課長からも、そういう実情であるので時間はかかりますよ、時間のことを区切らんでくれということをお願いしたいと思います。そういうことでございます。

○議長（山本政人君） 採択になったとしても、当事者、陳情者に対しては、議会としても、こうこう理由でこうしましたという返答をしなきゃならないと私は思います。

その中で町執行部としても、現状では一所懸命努力をされていると、そのことも明記をし、そして又、現実的に7月中旬頃までには、この実現については大変難しいというようなことは、明記をして採択の結果をつなげばどうかというふうに思っております。

したがって、ここで議会運営委員会としてはどうするか、採択をするかどうかと、それは諮るということに決定をしましたので、高戸委員からそういう意見がございましたが、これより、陳情第2号、おっばい岩駐車場等設置を求める陳情書を採択することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 陳情第2号、おっばい岩駐車場等設置を求める陳情書は、採択することに決定しました。

このことについては、先程も申しましたように、意見書については十分に配慮をし、当事者に通知をすることにいたします。

-----○-----

日程第22 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 日程第22、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出があつております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第23 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第3回荅北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午後5時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員